



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	明清・華北地方劇の研究
Author(s)	田仲, 一成
Citation	北海道大學文學部紀要, 16(1), 95-269
Issue Date	1968-02-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33321
Type	departmental bulletin paper
File Information	16(1)_P95-269.pdf



明清・華北地方劇の研究

田
仲
一
成

明清・華北地方劇の研究

田 仲 一 成

序 論

第一章 郷村廟会の演劇

第一節 序説

第二節 山神廟の演劇

第三節 土神廟の演劇

第四節 水神廟の演劇

第五節 八蜡廟の演劇

第六節 郷土神（郷賢神）廟の演劇

第二章 都市廟会の演劇

第一節 序説

第二節 城隍廟の演劇

第三節 関帝廟の演劇

第四節 文昌廟の演劇

第五節 東嶽廟の演劇

北大文学部紀要

明清・華北地方劇の研究

第六節 泰山廟（娘娘廟）の演劇

第七節 藥王廟の演劇

第八節 仏寺道觀の演劇

第九節 官公署附設諸廟の演劇

第三章 廟會演劇の組織

第一節 序説

第二節 鄉村廟會演劇の組織

第三節 都市廟會演劇の組織

第四章 地方劇と商業の關係

第一節 序説

第二節 鄉村廟會演劇と商業

第三節 都市廟會演劇と商業

第四節 商業による共同体演劇の分解

第五節 華北地方劇の地域的分布と商業圈との關係

第五章 華北における地方劇俳優層の形成

第一節 序説

第二節 明代前期の樂戸分布

第三節 明代後期の王府樂戸の変遷

第四節 清代の山西樂戸

結語

序 論

そもそも、中国の地方劇はその殆んどすべてが中国の地方社会を構成していた所の、血縁的、地縁的、或は同業的諸集団によって支えられていたものであった。即ち、農村各地には、村落共同体がその土地の神に奉納する農事祈報の演劇があり、各宗族の内部には、同族がその祖先を祀る演劇があり、更に又、商工業ギルドの同業会館にあっては、ギルド成員の祖師に対する祝誕演劇があるなど、地方の演劇の殆んどすべては、諸々の共同体が、その守護神に対して奉納する宗教的演劇の実質を有していたのである。地方都市の官僚層、地主層の間には、この外、宴会演劇ともいふべき個人的演劇が存在していたが、地方劇全体の大勢から言えば、共同体的演劇が主体をなしていたことは疑いないところである。

ところで、長い歴史を有する諸共同体の内部で、これらの共同体的諸演劇は、いつ頃、又、いかなる条件の下において、举行されるに至ったのであろうか。清代の宗族集団や村落集団は、大体、唐代以前に存したものが宋元の頃、再編成されたものと言われており、従ってその守護神に対する祭礼の慣習も亦、恐らく宋元時代、或はそれ以前にさかのぼることができるものであろう。しかし、こうした共同体的祭礼の中に演劇的行事が入ってくるのは、部分的にもせいぜい宋代以後、一般的には明代中期以後と言えるのである。かくして、宋元以後における共同体的演劇發生の經濟的、歴史的条件が一体、何であったかということが中国演劇史上、最大の問題となるであろうが、私はこれについて、次の四つの点を考えて見たいと思う。

第一は、共同体内部において古代より存していた巫風の祭礼の価値が何らかの意味において拡大してきているとい

うことである。宋元時代における佃戸制の展開は共同体内部に地主層と小作（佃戸）層の分解を生み、地主側にとつては、それだけ共同体的規制を強化して分裂矛盾を表面化させないようにする必要性が増大してきていたと言われ²る。宋元時代における宗族集団、村落共同体の再編成は恐らく、このような歴史的条件にマッチしたものと考えられるが、それと共に、共同体内部に古代より存した巫風の祭祀の伝統も亦、共同体的規制の手段として、新たな意味をもつてよみがえってくる機運を生じたのではなからうか。³事実、宋元以後の地方劇にあつては、鄉村における演劇は勿論のこと、都市における演劇においてすら、多少とも古代巫風の祭祀の片鱗をとどめているものが多いのである。この意味において、宋元以後の中國地方劇全体が共同体の再編成、共同体的規制の強化という歴史的条件の下で、古代巫風の祭祀の拡大された形態、いわば新たな祭礼形式として成立したものと想像することは許されることであらうと思う。

第二に、この頃における地方演劇の展開を可能にした条件として、共同体内部の蓄積が増大し、しかも、それを共同的に運用する機構が整備されてきたということを考えなくてはならないであらう。元来、共同体内部で古代からくり返されてきた巫風の祭祀は極めて単純素朴なものであつて、その間に、たとえ、歌舞音曲の奉納が行なわれることがあつたにしても、それらは何れも土着の巫覡や村落民など、いわば共同体成員自らの手によって演ぜられたものであつた。ところが、このような素朴な祭礼を拡大して職業的俳優を雇い、演劇を挙行するためには、当然、従来の祭礼費用の規模を一段上回つた支出を招くわけであり、従つて、その前提条件として、共同体自身がかんりの演劇支出に耐え得るほど、内部蓄積（実は成員よりの剰余価値の収奪集積）を増大していることが必要となるのである。それには勿論、従来以上に農業生産力が高められていることが必要であるが、更にまた、生産関係の面においても、収奪

した剰余価値を恣意的に浪費散佚させずに、共有財産として有効且つ継続的に管理運用することのできる組織、機構の確立が要求せられることと思う。この点において、宋元以後における鄉村での社倉、義倉の発達や、宗族集団の祭田制度の普及などに見られる共同体的組織の進歩が共同体の演劇組織の養成についても、必要な技術的基礎と環境とを提供し得たものと思われる。⁴

第三に、地方劇発達のための、より下部構造的な条件として、共同体内部の商品流通の拡大ということを考えて見たい。共同体演劇が職業的俳優を雇わんとする以上、俳優に対する支払は貨幣又はそれに類するものによって行なわれねばならず、従って、少くとも、貨幣流通を生み出すに足るほどの規模をもった商品流通が共同体内外に及んでいるのでなければ、地方劇の充分なる展開は到底困難であつたと思われるからである。元来、この商品流通の拡大ということは、農村地帯における農工の分離、農村と都市との間の分業の発達、都市と農村とを結ぶ定期市の増大、交通網の整備等々の事態を必然的にもたらすものであり、逆にまた、これらの事態全体が地方劇俳優層の移動遍歴の生活に必要な条件を与えることになり、それによって、益々、地方劇の発達を促進するという関係にある訳である。この点において、宋元時代は村鎮の発達などに見られるように商業流通の拡大を反映する現象が多く現われており、この面からも、地方演劇の発達に必要な環境が序々に作り上げられていたものと想像する。そして、このような商品流通の影響という点を先ず鄉村における演劇の面から見てみると、例えば、農村の村落共同体における土俗的な土地神演劇が村落の定期市と組み合わせられて、商人の経済的支援の下に、その頻度を増すと共に、商人の活動の影響を受けて、次第に地方都市諸廟における演劇の中に入り込んで行くという径路が考えられる。しかし又、それと同時に都市から鄉村へという方向の影響も亦、当然起っている筈である。凡そ、商品流通が徹底した深さと拡がりにおいて共同

体をまぎ込む場合、それは極限において常に、共同体そのものを破壊する作用を含んでいると言われるが、地方演劇についても、例えば、農村での定期市が頻繁化するにつれて、都市の遊民などが入り込み、従来、土着の村落民にぎっていた定期市での土俗的演劇の実権を奪い取り、都市の芸能を逆に農村地帯に持ち込んで土俗演劇の個性を失わせて行く径路が考えられるのである。宋元以来の商業の発達によって、中国各地における都市と周辺の農村群とは次第に相補って一つの経済圏を形成しつつあったが、演劇の場合についても、農村から都市へという方向の展開と、都市から農村へという逆作用とがくりかえし行なわれることによって、各地に地方劇盛行の機運が醸成されて行ったものと思われる。

そして、第四に、この時代における地方劇展開の基底に、地方劇俳優層の形成という事実を認めなければならないであろう。既に唐宋以来、地方各地には散楽と呼ばれる零細な遍歴俳優群があつて各地の祭礼などに演劇的な奉仕をしていた形跡があるが、全体としては多くの俳優層は中央梨園に楽戸として支配され、地方での俳優層は極めて手薄であつたらしい。又、当時の地方の状況では、彼らはたとえ、地方に下つても、専門俳優として生活ができたか否か甚だ疑問であつたが、宋元時代に入つて、以上の如き地方劇にとつての環境が整備されてくるに従つて、従来、中央にのみ偏していた楽戸層が次第に地方にも進出する傾向を示し始めてくる。宋元では、特に八路岐／＼と呼ばれる地方劇俳優層の活躍が見えているが、更に明代以後、中央梨園楽戸の地方分散が進行した形跡がうかがわれるのであり、おそらく、それらの地方劇俳優層の形成という事態が地方劇の展開に演劇技術の面から大なる刺激を与えたことと考えられるのである。

それでは、以上の如き四つの条件が宋元時代以後、具体的にどのようなように充足され、又それに伴つて、各地の巫風の

な共同体的祭礼がどのようにして地方劇に成長して行ったかという点を、右の仮説に従って実証的に論究することは果して可能であろうか。遺憾ながら、地方劇資料の乏しい現在の段階では、共同体と地方演劇との関係、或は商業流通と地方劇との関係、といった最も基本的な点だけについても、これを資料的に実証することは極めて大きな困難を伴うのであり、まして、それらの事態が最初に進行したと思われる宋元時代の段階にさかのぼることは資料的に不可能に近い状態である。ただ幸いにして、明清時代に迄、時代を下げれば、そこでは、地方志その他に多少の地方劇に関する資料が残っており、特に華北方面（河北・山東・山西・陝西・河南など）には比較的まとまった地方劇資料を見出すことができるので、それらによって、或はその展開過程の一端なりとも触れることができるかも知れないという程度の望みは残されているように思う。本稿は実にこのような淡い希望を出発点としているものであるけれども、できるだけ多くの資料を提示しながら、以下、右のべた仮説に従って、次の順序により行論をすすめて見たいと思う。

第一に、明清時代、華北地方の鄉村地帯及び都市区域における諸廟演劇の風俗をできるだけ網羅的に把握することにより、それらの諸演劇が村落共同体内部に古代より存した巫風の祭礼を拡大した形で成立していることを明らかにすること。（第一章・第二章）

第二に、鄉村及び都市の諸演劇の運営組織や財政的基盤の分析を通じて、これらの演劇が社倉、祭田などの共同体的組織の運営技術の基礎の上に展開されていたことを明らかにすること。（第三章）

第三に、都市及び鄉村演劇のそれぞれについて、商業流通との内面的関連を究明し、商業流通の演劇への影響が農村から都市へという方向と都市から農村へという方向との二つの面の相互作用より成り立っていたことを明らかに

し、併せて、華北における地方劇分布がそこにおける商業圏と重なって展開していることについて若干の展望を開くこと。(第四章)

第四に、前項の操作でしぼり出された華北演劇圏の中心部において、地方劇俳優層の形成がどのように行なわれたかを特に明代について明らかにすること。(第五章)

以上の四点を通じて、明清時代の華北地方劇の展開過程を明らかにし、併せて宋元時代の地方劇研究への拠点をつくることが本稿の目的である。

尚、本稿行論の展開を基礎づける資料は地方志をはじめ、官箴・公牘・財政書・實録など極めて多岐に涉っているが、特にその中核をなす地方志中の演劇資料について一言しておきたい。

周知の如く地方志には風俗又は風土と題する条があり、地方志編纂の時点における該地方の歳時俗習を略記しているが、この条には往々にして城隍廟・関帝廟・葉王廟・東嶽廟・娘娘廟など、城内の著名な諸廟についての廟会の祭期を示し、又、稀には、そこに演劇の行なわれる旨の記述を含むことがある。但し、廟会の記事のみあって、演劇のことを記さないものが極めて多く、廟会演劇の俗習がこの「風俗」の条に書かれるか否かは、演劇慣習の有無よりも、方志編纂者の演劇に対する関心の度によって左右されたかの如く見受けられ、各地の廟会演劇の慣行がこの風俗志の部分に忠実に反映しているとは到底考えられず、又、その記録の内容も、「○月○日、××廟会・演劇敬祝」の如き数言を以ってする断片的な敘述に止まり、余り詳しくはその状況を窺うことができない恨みがあるが、それでも

その古いもの、即ち、明末清初の頃の地方志にのっているこの種の記録は、地方劇古資料の乏しい現在、やはり一応の資料価値をもつものと思われるので、本稿は特に清・乾隆（一部は嘉慶）以前刊行の地方志に限り、そこに現われた風俗志中の演劇記事をできるだけ多く集積して、行論の展開に資せしめんと試みた。しかしながら、この風俗志の記事以上に本稿が広く利用し得た地方志記事はむしろ主として、廟志或は芸文志に収められた当該地方の諸廟に関する建設碑記である。これらの碑記は明代初期のものが少なくなく、中には廟に関する演劇記事及び演劇用舞台の建設記事などの含まれているものがあって、明代以後の地方廟会の演劇を考える上での有力な手掛りを提供している。廟舞台の建設記録の簡単なものは廟志の条にも広く散在しているので、これらと碑記の記事とを併せ考えれば、華北の殆んど全域について、そこにおける廟会演劇についての何らかの記録を見出して、その状態を推知することが可能であるように思われる。従って、本稿は管見の及ぶ限りでの、これらの地方志碑記の類を集積し、別に少数ながら見出し得る宋元の記録や、明清の地方記録の類をも参照しつつ、できるだけ資料による論証を中心として、行論の展開をはかった次第である。⁽⁶⁾

〔序論註〕

- (1) 仁井田陞博士「中国の同族又は村落の土地所有問題」（東洋文化研究所紀要、一〇、一九五六年）
- (2) 同前
- (3) 拙稿「清代初期の宗族演劇について」（東方学、第32輯、一九六六年）、「四、同族規約の遵守に関する演劇」の条
- (4) 拙稿「清代初期の地方劇について」（日本中国学会報、第17集、一九六五年）、「二、村落集団の演劇」の条
- (5) 廟の舞台については、従来早く、仁井田陞博士「中国の社会とギルド」（一九五一年）、奥野信太郎博士「古燕日渉」（日時計のある風景）——一九五七年——所収）等に北京ギルド会館附設のものについての論述紹介があり、別に、今堀誠二博士、「中国封建社会の機構」（一九五五年）にも、包頭から張家口に到る多数の「楽樓記」が収録されている。本稿での収録資料

明清・華北地方劇の研究

は地方志によったため、明代中期以前にさかのぼって、広く華北全域を含み、その名称も例えば戯台(樓)、劇樓(台)、演劇樓(台)、演戲樓(台)をはじめ、楽樓(台)、歌樓(台)、舞樓(台)など、さまざまな種類に亘っている。このうち、特に明代や清初のものには「楽樓」の語が多く、ここに所謂「楽」が雅楽を指すか、演劇を指すかについては多少の疑問が存するのであるが、多くの楽樓碑記や廟記は楽樓における俗楽優位の空気を示しており、中には明らかに演劇上演の事実を示すものを見出し得るので、本稿では、楽樓を戲樓と同一のものと解して、資料の操作を行った。楽樓における演劇上演を示すものは左の通りである。

△ 河北、武安縣、明李淮、城隍廟樂樓記(順治8年建)

縣治右建城隍廟、歲時伏臘、用鼓吹以侑神、第聚衆簷宇、非所以靜廟貌、而肅羣聽也、余喟然曰、神之功德、樂之宜之、第無奏所、尚多闕典、於是闔邑士耆捐貲庀工、計搆木石而落成之、有難之者曰、樂非雅奏、又雜以村賽里歌、恐非以樂神者、余曰、否、否神佑、茲土必不矯俗、神方以勸善懲惡爲政、則作梨園演劇、觀者亦不過欲動人以忠孝節義之心、戒人以姦淫邪惡之念而已、神胡不樂焉、難者唯而退、(康熙50年志—卷18)

△ 山西、昔陽縣、重修文昌廟記(乾隆初年)

祠前創四明亭一座、南創樂樓三楹、以樓中作祠大門、每遇獻

戲、將門閉塞、觀者嘆其未善、(民國4年志、卷4)

△ 四川、南部縣、張廷賀撰、給孤寺樂樓碑記(乾隆30年頃)

登斯樓也、北望嘉陵一帶、西望雜推諸峯、豈徒俳優舞踏云爾哉、(道光24年志、卷28)

△ 湖北、應城縣、火神廟記(乾隆42年)

於本年「乾隆」丁酉四月、始遷告成、有樂樓焉、歲時張樂演劇以樂之、(光緒8年志、卷2)

△ 四川、安縣、李操、城隍廟碑記(乾隆43年)

「乾隆」癸巳「38年」秋、我邑侯懷公蒞茲土、謁城隍廟、見其形勢窄狹、嘗聖誕之期、演戲慶祝、士民爭移、熙熙攘攘、殆難容其雜踏也、爲酌議、爲規模宏遠之計、於是廟貌重秀、神像再新、且樂樓之前亦寬、(嘉慶18年志、卷30)

地域別に見ると華北及び四川、湖北までの北方地域では「楽樓」の語が多く見えて、「戲樓(台)」の語が少なく、逆にそれよりも南の江蘇、安徽以南の地では「楽樓」の語は見えず、専ら「戲樓(台)」の語のみが用いられている。同一の物の別称と見たい。

(6) 本文引用の資料は殆んどすべて、華北、即ち、河北・山東・山西・河南・陝西のものに限ったが、宋元時代の資料に関しては南方諸地域のものを取り入れ、又、明清の資料中、特に傍証の都合上、四川・湖北のものをあげた場合もある。地方志資料は大部分を東洋文庫蔵本、内閣文庫蔵本により、他に若

千の国会図書館蔵本、及び尊經閣蔵本を含む。引用多数のため、本稿には逐一、蔵書機関を明示しなかったが、東洋文庫刊、「中国地方誌連合目録」(一九六四年)により、編刊年を記し

ておいたので、同目録によって蔵書機関を検索することが可能である。

第一章 郷村廟会の演劇

第一節 序 説

凡そ、明清時代の中国地方劇の中で最も広く見出されるのは、郷村市鎮の郷民が彼らの農耕の守護神である所の、土地廟の神に対して、春又は秋に奉獻する祭礼の演劇である。この演劇は土地神に対して春、豊作を祈願し、秋、又豊作を感謝することを基本的な目的としていたので、一般に春祈秋報の演劇、或は単に祈報演劇と称せられ、又土地神⁽¹⁾社に対する演劇という意味で、「社戲」とも称せられている、清代初期のその実例については、既に拙稿「清代初期の地方劇について」(日本中国学会報 第十七集)の中で、例案、官箴、公牘などの資料を中心に、その一端に触れておいたが、清代の地方志風俗志の条にも、これらの土地神の祈報演劇について、例えば、次の如く、概括的にのべられていることが少くない。

△如賽廟、原屬古禮、近多用梨園子弟、村々科費財物、遊蕩心志、至男女叢雜、飲賭鬪毆、事出多端、不可盡言、

此^(重?)可禁、(河北・威縣志—康熙12年—卷9)

△至於城中鄉社廟宇、歲各迎神賽社三日、其俗不遵典禮、喜伶人做雜劇、喧鼓樂供祀神、（山西・高平縣志—乾隆39年—卷17）

△歲時社祭、夏冬兩舉、報賽之遺、又鄉鎮多香火、扮社鼓演劇、招集販鬻人甚便之、然男女聚觀、識者鄙焉、（山西・直隸絳州志—乾隆30年—卷2）

これらの文を見ると、官憲はここに所謂「社祭」、「賽社」、「賽廟」などの行事において演劇が行なわれることを「典礼に遵わざるもの」として禁圧せんとしているわけであるけれども、しかし、社祭の行事そのものはこれを、「^も原と、古礼に属するもの」とか、「報賽の名残り」とか称して、その農耕生産上の意義だけは認めているのである。既に宋元以来の農書の類、例えば、南宋・陳旉「農書」、元・王禎「農桑通訣」等にも「祈報」の条目が立てられていて、その農耕生産上の役割が重視されていたことがわかる。又、明律、禮5、禁止師巫邪術の条には

△若軍民裝扮神像、鳴鑼擊鼓、迎神賽會者杖一百、罪坐爲首之人

とあって、一般的には迎神賽會を禁止しながら、明中期以後の明律註釈書の類では、同條に關し、例えば

△春秋義舍〔？社〕、應合迎賽者、雖有鑼鼓、不禁、（大明律例臨民寶鏡、卷4、祭祀—崇禎5年序—）

の如く註釈を施し、春秋義社、即ち、春祈秋報の村落社祭については、本條の例外を認め、特に鑼を鳴らし、鼓を撃つも差支えないとしている。しかも、これらの俗習行事は既に宋元時代から鄉村に盛行していたらしく、例えば、宋会要などにもこれに類した記事を見出すことができる。

△大中祥符三年四月二十九日、詔、訪聞關右民每歲夏初、於鳳翔府岐山縣法門寺、爲社會、遊墮之輩、晝夜行樂、至有姦詐、傷殺人者、宜令有司量定聚會日數、禁其夜集、官司嚴加警察、（宋会要輯稿、刑法2禁約、及び續資治

通鑑長編、卷73、同年四月壬寅條)

△大中祥符五年七月十日、知益州李士衡言、永康軍村民社賽用桿刀爲戲、望行禁止、從之、(宋會要輯稿、刑法2、禁約)

△宣和六年閏三月二十九日、中書省、尚書省言、勘會諸色、因祀賽社會之類、聚衆、執引利刃、從來官司不行止絕、其利刃之具、雖非兵仗、亦當禁止、詔應諸色人、因祠賽社會之類、執引利刃、雖非兵仗、其罪賞並依執引兵杖法、仍仰州縣、每季檢舉、條例出榜禁止、如以竹木爲器、鑲紙等裏貼爲刃者、不在禁限、(宋會要輯稿、刑法2、禁約)

右によると、既に北宋初期に陝西・四川方面に、「社賽」、「社會」が盛行し、そこでは眞劍を用いた村民の劍舞の如きものが奉獻されていることがわかる。官はこれに対して、眞劍を禁止する外、或は日数を制限し、或は夜の集會を禁止するなど、既に、明清時代の「淫戲禁令」の事態と殆んど同様の様相を呈していた。

更に南宋に入っても、同様の事例は續出している。

△淳熙二年十月十七日、中書門下省言、訪聞鄉民歲時賽願迎神、雖係土俗、然皆執持眞杖、立社相夸、一有忿爭、互起殺傷、往往致興大獄、理宜措置、詔諸路提刑司、行下所部州縣、禁戢、如有違戾、重作施行、(宋會要輯稿、刑法2、續禁約)

△淳熙十四年正月二十三日、新知秀州趙亮夫奏、所在州縣有神祠去處、每歲秋成豐稔、多用器械之屬、前後導引、乞申嚴禁、條令行下諸路州軍、告諭民間、應有所藏迎神兵器、立限出首、赴官交納、許以木錫代用、從之、(宋會要輯稿、刑法2、續禁約)

明清・華北地方劇の研究

このように、各地の春祈秋報の社祭において、刀劍をふり廻す原始的演劇に類したものが流行していたわけであるが、慶元條法事類、卷80、雜門、雜犯の條は、これらの事例の積み重ねを受けて、次のような規定をかけている。

△勅、諸因祠賽社會、執引兵杖、利刃同、以錫銀紙、裏貼竹木為刃者非

藝者桿棒銀錘之屬亦是、教願及爲首人、徒貳年、餘各杖壹伯：

更に、同じ個所に

△諸以雜言爲祠曲、以蕃樂素亂正聲者、各杖壹伯：

ともあって、これらの社賽の祭祀に劍舞ばかりでなく、次第に「雜言を以って詞曲をなす」とか、「蕃樂を以って正聲（雅樂）を素乱す」とか、要するに次第に俗樂、演劇が入り込んでくる傾向が強くなりつつあったことを窺うことができるのである。かの陸游が慶元元年十月に山陰で作ったという有名な詩、

△斜陽古柳趨家莊、負鼓育翁正作場、死後是非誰管得、滿村聽說蔡中郎、

の中に見える「鼓を負える育翁が琵琶記の故事を演じた」ということも、この頃における村落祭祀での俗樂流入の事態を反映するものであろう。

やや、下って、嘉定年間にも、

△嘉定七年九月二十六日、臣僚言、今之風俗、自京畿以至江浙、其微之不可不謹者非一、社稷之所報、有常祀也、

今愚民之媚於神者、每以社會爲名、集無賴千百、操才被甲、鳴鉦擊鼓、巡行於鄉井之間、萬一有嘯呼其間、如竊弄潢池之兵者、則里社何以禦之、（宋会要輯稿、刑法2、續禁約）

の如き記事があり、「社会」が官憲にとって次第に治安上の問題として意識される迄になっていることが判明す

る。尚、この外、福建通志―同治10年―卷56に引く所の、陳淳の「與趙寺丞、論淫祀書」は、南宋初期における南方地域の村落「社會」の演劇について極めて詳細に記しているので、以下これをあげて見よう。

△淫竊以、南人好尚淫祀而此邦尤甚、自城邑至村廬、淫鬼之有名號者至不一、而所以爲廟宇者何啻數百所、逐廟各有迎神之禮、隨月迭爲迎神之會、自入春首、便措置排辦迎神財物事例、或裝土偶、名曰舍人、羣呵隊從、撞入人家、逼脅題疏、多者索至十千、少者亦不下一千：凡此皆遊手無賴生事之徒、假此以括掠財物、馮藉使用、內利其烹羔擊豕之樂、而外倡以禳災祈福之名、始必浼鄉秩之尊者爲簽、都勸緣之衝以率之、既又挾羣宗室、爲之羽翼、謂之勸首、而豪胥猾吏又相與爲爪牙、謂之會幹、愚民無知、畏禍懼譴、皆胆勉傾囊舍施、或解質舉貸以從之、今月甲廟未償、後月乙廟又至、後月丙廟丁廟、一廟之迎、動以十數像、羣與於街中、且黃其傘、龍其輦、黼其座、又裝御直班、以導於前、僭擬踰越、恬不爲怪、四境聞風鼓動、復爲俳優戲隊相勝以應之：（陳淳、與趙寺丞、論淫祀書）

この書はおそらく、陳淳が自分の故郷、福建漳州にあって、同地に赴任しききたった趙寺丞（通判か知県と思われる）に与えた忠告書であろうが、「漳州の廟宇は数百ヶ所以上あり、各廟では毎月、かわるがわる迎神賽会が行なわれ、春先に入ると、もう迎神に必要な財物や仕事を措置しはじめる。多くは、村民から一貫十貫の金を徴収するのであるが、郷内の名門豪右を『勸首』にいただき、豪胥猾吏が『会幹』としてその手先となるため、郷村の民はこれを拒むことができない。又、一廟の迎神においてさえ、十数個にのぼる神像をかつぎ出して通りをねり歩き、その神輿には皇帝の乗輿に似た数寄をこらすなど僭越の業が多く、しかも、各地から俳優、戯班が集って競ってこれに奉仕しようとする有様である」と述べられており、この地における春の迎神賽会が演劇を含むものであったことが明瞭に示

されている。陳澧は更に、傳寺丞に与えた同様の書において、秋の「社会」演劇にも論及して次のように記している。

△某竊以、此邦陋俗、當秋收之後、優人互湊諸鄉保、作淫戲、號乞冬、羣不逞少年、遂結集浮浪、無慮數十輩、共相倡率號曰戲頭、逐家哀、歛錢物、養優人作戲、或弄傀儡、築棚於居民叢萃之地、四通八達之郊、以廣會觀者、至市廛近地四門之外、亦爭爲之、今秋七八月以來、鄉下諸村、正當其時、在在滋熾、其名若曰戲樂、其實所關利害甚大、一、無故剝民膏爲妄費、二、荒民本業、事遊觀、三、鼓簧人家子弟玩物、喪恭謹之志、四、誘惑深閨婦女出外、動邪僻之思、五、貧夫萌搶奪之發、六、後生逞鬪毆之忿、七、曠夫怨女遁爲淫奔、八、州縣二庭紛紛起獄訟、甚至有假託報私仇、擊殺人、無所憚者……

これによると、この地では、秋の收穫の後、俳優が諸郷、保に集り、淫戲をなす俗習があつて、これを「乞冬」と名づけていたという。その際、不呈浮浪の徒が集つて会首、戲頭となり、金錢を郷民から苛歛し、人通りの多い場所に棚を築き、俳優を集めて演劇（時には人形劇）を行わせるのを常としているが、特に七、八月以降には郷下諸村に熾んとなり、多くの弊害を伴なうから、これを禁すべきであるとしている。ここに条陳されている八項目は、後世明清時代の淫戲禁止令の内容と殆んど完全に一致するもので、県官の郷村へ社会演劇に対する態度が宋代以来、一貫した視点によって貫かれていたことを示すと共に、郷村演劇自体の宋元より明清に至る一脈変ることなき巫風の伝統をも物語っていると言ふことができよう。

このように見ると、宋代に入つて佃戸制の展開と共に再編成されはじめた村落共同体は、南宋初期の頃には、各地において、既にその祈報祭礼の中に單純な劍舞の段階を超えた演劇的内容のものを包含するに至る迄、成熟していた

と言えるであろう。

続く元代では、宋代ほどの記録に恵まれないが、それでも、例えば、元典章卷57、刑部19、禁聚衆賽社集場の条には△延祐六年八月二十九日、江浙行省、准中書省咨：今後、夜間聚着衆人唱。祠。的。新神賽社的、立集場的、似這般聚衆者、妄說大言語、做歹勾當的有呵、將爲頭的、重要罪過也者、其餘唱詞賽社立集場的、每比常例、加等要罪過、州縣管民官提調、若不用心提調、他每所管的地面裏、似這般發生呵、官人每根底要罪過呵、怎生奏呵、奉聖旨、那般者、欽此、

とあって、「夜間、人を集めて詞を唱わしめる者、神に祈り社を賽する者、及び集場を立つる者の如き、何れも衆を集め、妄りに政事を非謗し不穩の行動をなす者があれば、その首たる者を重く罪する外、其の他の参画者もまた、常例に比し、加等して罪過を加えるべきこと、又、州県官が自己所管区域の提調について配慮を欠き、かかる事態の発生を招いた場合には、当該官人をも罪すべきことなどが奏上され、裁可を受けた」旨が記されている。ここにも宋代以来の神に祈り社を賽する祈報の祭礼が生きていることが認められると同時に、それに「唱詞」が加わっていたことが看取できるのである。同じく元典章新集、刑部、禁治集場祈賽等罪の条には、前掲引用文に続いて、更に次のような文がのせられている。

△又祈神賽社、扶鸞禱聖、夜敍〔聚〕明散、已嘗禁治、除載祀典者依例致祭外、各處不畏公法之徒、鳩。斂。財。物。敍。衆。裝。扮。鳴。鑼。擊。鼓。迎。神。賽。社。擬。合。禁。治。若。有。違。犯。之。人。許。諸。人。告。發。爲。首。正。賽。者。笞。五。十。七。下。爲。從。者

各減一等

ここに見える「迎神賽会」においても、「聚衆裝扮、鳴鑼擊鼓」とあるように、裝扮、即ち演劇に近い形態を予想

してよいであらう。

以上の如く、郷村の祭礼における演劇的俗習は宋元時代にさかのぼって南北各地に見出されるのであり、明清時代における郷村地方劇がこれらの宋元時代の伝統を承けて展開してきたものであることは言を俟たないところである。従って明代以後の華北地方劇の史的展開の過程を分析せんとする本稿の行論もまた、郷村の村落共同体演劇を出発点として順次、都市周辺及び都市城内の演劇に及ぶように論述を進めて行くのが最も妥当な方法であらうと考えられるので、以下、項目を分ちつつ、なるべく古代巫風的性格の強いものから、順次分析を進めて見よう。

第二節 山神廟の演劇

先ず、村落共同体の巫風の祈報演劇を受けている諸廟のうち、郷村僻地に散在する諸土地廟群の殆んどは、その土地の自然を支配すると信ぜられた山神、河神等の自然神であったと思われる。地方志諸記録にも、この種の山神廟で演劇を示すものは乏しくなく、例えば、山西・武鄉縣志——乾隆55年——巻2には

△南山神廟、三月二十四日聖誕、香火甚盛、優人歌舞終日、曰賽神

とあって、阜城東南五里にある南山神廟の演劇風俗を伝えている。同志、巻5に収める魏光緒、重修南山神廟碑記にも

△天啓三年、藩定王適以弊交、兼有百金之助：襲者半、增者亦半、凡前殿、後寢、戲樓：

とあって、早く明の天啓年間に戲樓の建設があったことがわかり、明代以来の演劇盛行の風を偲ぶことができよう。

又、山西・屯留縣志——康熙14年——巻3所収、邑侯屠直、補修三巖山碑文には、同県東方の山頂に三巖山の山神を祭つ

て演劇を行なったことを示す左の記事が含まれている。

△其東峰絶頂、舊有廟像、其神即名曰、三峻山之神、野老傳聞、謂宋之崇寧間、封顯應侯、以主持茲土、然而淵源創造之始、復不可問也、據神之呼風佈雨、興雲吐霧、覆庇生民、一方賴之、昔邑侯韓□、率邑民而補葺之、正殿五楹、寢殿三楹、兩廊舞樓以及齋房山門、約二十四楹……

これによると、三峻山の山神は同地の自然現象を支配する神で、土地の農事を保護する靈驗をもつものと信ぜられ、宋代には朝廷から「顯應侯」の封爵を授けられて、この地方の守護神として公認されていたという。前例と同じく、舞楼を有するのは演劇奉獻の慣行を示すものであらう。別に、同県近隣、山西・長子県の西郭外にも三峻山神をまつる廟があり、同じく舞楼を備えていたことが示されている。

△三峻廟、嘉靖年、創建舞樓、萬曆五年重修、劉永寧爲記、（山西・長子縣志——光緒8年——卷5）

△各村社皆有廟、其在西郭者、肇建已久、規制甚闕、有司春秋祀典於是乎、在其正殿前舞樓五楹、尤爲輪奐……始於康熙甲申三月、落成於乙酉六月、（山西・長子縣志——康熙44年——卷3、徐介、重修三峻廟碑記）

又、陝西・少華鎮の少華山の山神廟も同様の記録を残している。

△少華廟、祀少華山神也、山在州境內、出雲雨、捍災患、唐光化始、封少華佑順侯、宋熙寧、再封少華豐潤侯、

（陝西・三續華州志——光緒8年——卷12、重修少華碑記）

△歲春正月、秋七月望日享賽、羅紋、通化、少華三里輪祭、祭之日、郡君率屬告焉、境內之人、貴賤畢至、少長咸集、香烟泉流、鼓樂風動、卽殊方商賈亦照樓而來、可謂盛矣……先時戲臺在二門洞上、遮蔽山光、有礙風氣、今移置門外、南廂臺、架爲爽塏豁朗、祈報歌舞時、聚觀者有餘地焉……工始于康熙辛酉五月、成于癸亥三月、（同前、

卷12、雍永祚、重修少華廟碑記

雲雨を出し、災患を捍ぐ少華山の山神は佑順侯、豊潤侯などの侯号を送られて、附近一帯の土地を守護する神として重きをなし、正月十五日及び七月十五日の祭礼日には、羅紋・通化・少華の三里が輪番で奉仕する仕組みになっていたと言う。特に祭礼の際には戲台において歌舞の奉獻があり、これに集まる群衆をさばくために、康熙二十二年には戲台を門外に移す必要さえ生じていたことがわかるのである。

以上は何れもかなり大規模な山神の例であるが、これ程のものではなくても、各地郷村の山間僻地には小規模な山神群が散在し、それぞれの村落民から祈報演劇を受けていたものと想像する。

第三節 土神廟の演劇

山神と共に、農耕に關係の深い自然神として、土穀神、即ち、后稷廟・后土廟と呼ばれる諸廟が各地に散在し、やはり、村落共同体による祈報演劇の奉納を受けていた。后稷とは周知の如く、唐虞の農官の名で周の祖、棄がこれに就いて農事を始めたという伝説があり、ここから穀物の神として信仰されるようになったものであるが、後世、各地の後稷廟伝説には多少の混乱が見られるようである。例えば、山西・聞喜縣志―乾隆30年―卷11、明人、「重修后稷廟記」には

△吾邑秩祀之外、復多稷廟何也：稷山縣志謂、其邑去后稷所產之地甚邇、而后稷始稼於此邑、因是名、陝西通志亦曰、稷百穀之長也、后稷播百穀、獨以稷名、其播穀之地亦曰稷山、又展禽曰、稷勤百穀而山死、然稷山實聞喜之故地、今山上有后稷祠墓、稷山縣主之、山下有姜源祠墓、聞喜縣主之：故境內神廟、稷居其半。

とあって、山西・聞喜県方面での后稷廟の散在について、一説は后稷が始めて稼した所なりと言い、一説は后稷の播種せる地域なりと言い、更に一説は后稷の死せる所なりと言うように、諸説必ずしも定まっていない。しかし、とにかく、この地方では鄉村諸土地神廟の半ばを后稷が占めると言われるほど、后稷廟が多数散在し、広く穀物の神としての信仰を受けていたことは事実であろう。前掲碑記は、そのうち、特に北城門外にあった域内最大の后稷廟について、その祭礼の盛況と、舞台設備の存在を次のように伝えている。

△歲四月十有七日、爲神之誕辰、前後賽會三日、三十二村分爲七社、每社該直、必先迎神於其所、儀衛儼如王者、香火晝夜不絕：今補如舊、莊嚴廟貌：左聖母殿、右龍王殿、各三楹享堂、樂樓大門各三楹：戎事於萬歷四年十一月、落成於七年十月

尚、この后稷廟以上に、広く各地で信仰された土穀神に、后土廟と呼ばれるものが存在する。これは土地の神、即ち社神を指すものと言われ、例えば、地方志風俗の条に次のように見えている。

△后土祠、縣北郭門外、俗傳三月十八日神誕、里人刳羊豕、演劇作樂、以娛神、婦女祈嗣還愿者、是日特盛、（山西・臨晉縣志——康熙25年——卷6）

△三月十八日、后土會：凡會必有演劇、（甘肅、合水縣志——乾隆26年——下卷）

これも元来、后稷廟と同じく土穀の神を祀る演劇習俗であったと思われるが、特に注意を引くのは、これらが何れも女神としての扱いを受けている点である。これは恐らく、大地が母であり、土穀神が穀物を「生む」ことに着目した思想であると思われるが、臨晉県の例のように、后土廟の祀日に、婦女が嗣を願って参詣するというような極端な女神崇拜が起っているのは、後述の娘娘廟（泰山碧霞元君祠）との信仰上の混乱が起っているのではないかと推測す

る。陝西・韓城縣續志—民國14年—卷3の王杰、「重修后土廟碑記」では、后土神が碧霞元君そのものであるかのような口吻を示している。

△山林、川谷、邱陵、能出雲、爲風雨、凡有益於民生者皆祀之、況夫德配乾元、子人之大母、其應建立祠宇、崇德報功：邑城東、舊有元君聖母廟：邑侯婁公：倡率二十八里並十社鄉正、募化得銀若干、其所增者、若山門、若歌臺：工始於乾隆二十五年四月、落成於二十九年九月。

前掲、后稷廟の場合にも聖母殿が併置されている旨の記載があり、全体として、后稷廟・后土廟・娘娘廟の三者の間にかんがりの混乱が見られるのであるが、少くとも、后稷・后土二神に関する限り、その基本的性格は土穀の神に帰することは間違いないところであろう。三十二村七社、及び二十八里十社という地縁的組織は、村落共同体的な農事祈報演劇の特色を最も典型的に表わしていると思われるからである。

第四節 水神廟の演劇

凡そ、農耕生産における基本的条件の一つとして、水利灌漑の問題は常に大きな問題となってきたが、特に旱魃に悩まされることの多かった華北地方では、前述の山神・土神と並んで、水利水脈の神としての龍神・河神に対する信仰が盛んであり、その祭礼に当って、やはりしばしば演劇が奉獻されていたことが諸記録から推測できるのである。例えば、河北・永平府志—乾隆55年—卷22、郡守、常文魁、重修龍王廟碑記には、

△余丙辰歲〔康熙15年〕來守永郡、明年丁巳春旱、祈雨獲應、越戊午春、旱甚祈雨、又連年豐稔：舊向面北、卜改南向、構正殿三、兩廊六、以及大門戲樓：煥然一新

とあって、春の旱天に南山の麓にある龍王廟に祈ったところ、連年靈応を示したため、郡守が廟を改建したとあり、その際、戯楼が建設されたことが見えている。

又、山西・平遙縣志——光緒9年——卷11下、德貴、重修龍王廟記にも

△未幾、正殿三楹告成、崇祀龍王於中、風伯雨師左右配享……及牌坊與獻劇臺、兩傍門徑、俱施采繪、而整新之……始於乾隆己丑之仲春、落成於是歲孟冬之月

とあるように、城外の竜王廟が両側に風神と雨神とを従えて、地上に風雨を恵む姿を示しており、併せて「猷劇樂台」即ち演劇奉納のための舞台を有することを物語っている。

これらの竜神への演劇は春秋よりもむしろ旱天のつづく六月に行なわれていたようであり、地方志風俗志の条にも、六月を祭期としているものが多い。

△六月三日、於雲龍山、祀大龍神演戲、（山西・和順縣志——乾隆33年——卷7）

△六月初六日……南門外、龍神廟演戲、（山西・左雲縣志——嘉慶8年——卷1）

の如くである。このように、竜神は一般には、天上からの雨量の調節を司るものと信ぜられていたのであったが、同時にまた、地上にあって雨水の流れる水脈・河川も竜王の支配下にあるものと信ぜられ、従って河川の治水工事などの際にも、その河の竜神がまつられ、演劇が奉獻された。例えば、山東・城武縣志——康熙41年——卷9に見える康熙四十年三月初九日の「詳請堤河工竣勒石」によると、黄河堤防の工事に先だち、黄河の竜神・金竜四大王を祭ると共に、長雨によって工事が妨げられないよう、城隍神（土地神）に対するものを含めて、三本の演劇が奉納されたことが見えている。

△卑職額首稱慶、捐資恭備豕羊諸祭品、而未起工之先、給肉諸村、集鄉保以勸之、既完工之後、給肉諸村、集鄉保以獎之、又恐陰雨苦民、虔禱城隍之神、捐資演戲三本、以酬神佑

一般に、金竜四大王に限らず、河神に対して演劇を奉獻し、灌漑治水の順調を祈ることは華北一般の風習であったかの如く見受けられ、この外にも、

△六月十日、漳河神廟大會、演戲、今廢、（河北・邱縣志——乾隆47年——卷1）

の如き記事を見出すことが出来る。又、山西・介休県志——嘉慶24年——卷12の王一魁、重修源神廟記に見える源神なるものも、山中に発する水源の神であつて、河神・竜王に類するものと思われるが、これにも、明萬曆の頃から、歳時に歌舞報享の俗礼が行なわれていたことが左の如く記されている。

△孤岐山、在邑東南三十里：勝水所自出、山舊有源神廟、東西兩廡各三間、殿前數步、磬磚房五洞、中爲儀門、洞上樹臺、爲歲時歌舞報享之所：時萬曆十九年辛卯三月三日也

又、場所によつては、必ずしも六月に限らず、例えば、山西・孝義縣志——乾隆35年——竜王廟の条は、次のように正月迎春節における竜王廟演劇の盛況を伝えている。

△龍王廟、在東門外三里許、一名觀陳樓、又名大聖樓、曲禮月令、天子迎春東郊、今制爲通禮、所以授時正日、而孝邑向例、是日差傳六坊廂、裝演臺閣諸戲、糜費不貲、事屬無益、全爲革去、餘遵會典

従つて、竜王廟が演劇舞台を附置している例も比較的多く、中に明代にさかのぼり得るものもあつて、全体として演劇との密接な結びつきを推知することができるのである。前掲諸例をも含めて、次にこれを表示しておこう。

地 方	府 県	所 在	舞 台 名 称	建 設 年	資 料	記 事
河 北	永 平 府	南 山 之 麓	戲 樓	康 熙 17 年	(康熙50年) 永平府志 卷22	〔常文魁、重修龍王廟碑記〕 本文掲載
山 西	永 濟 縣		樂 樓	嘉 靖 13 年	(光緒12年) 永濟縣志 卷19	〔山陰、榮靖王、朱成奎、創建泓龍廟樂樓。饗殿記〕：搆料鳩工、殿宇臺榭、悉易新之、又墾祠面巉崖、移建樂樓、以擴其襟抱：始工於嘉靖九年二月五日、訖工於十三年
	汾 陽 縣	在 城 南 外	樂 樓	順 治 12 年	(康熙60年) 汾陽縣志 卷2	〔黑龍廟〕順治十二年春、任運亨等倡募規畫、改門竈爲臺基、中通出入、上墜樂樓、捲棚、下建鐘樓
	夏 縣	城 西 北 隅	樂 樓	康 熙 20 年	(光緒6年) 夏縣志 卷3	〔金龍四大王廟〕邑紳張潤民有記：大門樂樓三楹：始於康熙十年辛亥、落成於康熙二十年辛酉
	聞 喜 縣	城 西 外 關	樂 樓	乾 隆 5 年	(乾隆30年) 聞喜縣志 卷11	〔前人、金龍四大王廟記〕 是役也、故農部主事楊公、首以其家廳事三楹之材爲殿、其繼而爲享殿、爲月臺、爲樂樓、：肇工於雍正乙巳、落成於乾隆庚申

陝 西	大荔縣	平遙縣	襄垣縣	垣曲縣	曲沃縣	永和縣
	城南十里	郭城東外	北門外水地	郭城東北	西關外	下龍村
	樂樓	樂獻樓 劇	樂樓	舞樓	戲臺	戲樓
	乾隆51年	乾隆34年	乾隆32年	乾隆31年	乾隆21年	乾隆20年
	已建				創建	
	〔乾隆51年〕 大荔縣志卷7	〔光緒9年〕 平遙縣志卷11下	〔乾隆47年〕 襄垣縣志卷2	〔乾隆31年〕 垣曲縣志卷3	〔光緒6年〕 曲沃縣志卷10	〔民國19年〕 永和縣志卷15
	〔九龍廟〕 …其樂樓以次增建…	〔德貴、重修龍王廟記〕 …未幾、正殿三楹告成、崇祀龍王於中、風伯雨師左右配享、及牌坊與獻劇樂臺、兩傍門徑、俱施采繪而整新之、始於乾隆己丑之仲春、落成於是歲孟冬	〔五龍廟〕 …樂樓一座、…乾隆三十二年、重修	〔龍王廟〕 乾隆三十一年、知縣湯登泗置地畝、許移正殿於西、增修捲棚三楹、舞樓三楹	〔龍王廟〕 乾隆二十一年、知縣張坊增建戲臺	〔重修下龍骨廟碑記〕 創建華池殿、風伯雨師、龍王殿、乾隆二十年 初動工、九月告竣、神像華金、殿宇輝煌、戲樓高廈、(3)

第五節 八蜡廟の演劇

農産物を虫害から守る神としての八蜡神、即ち、先嗇・司嗇・先農・郵表・暇貓・虎坊・水庸・昆蟲の八神を祀る風習は極めて古くから存在するが、明清時代ではここにも祈報演劇の奉獻が盛んであった。特に蝗害發生の際には、土地廟と共に、これに祈るのが最も効果があるものと信ぜられていた。例えば、河北・武安縣志—康熙50年—卷18に収める李化中の「重修八蜡廟增設樂樓碑記」には、虫害發生に際して、県官が八蜡廟に祈ったところ、顯応が見られたので、その靈驗に酬いるため、特に樂樓を増設したことが見えている。

△歲當己丑〔康熙48年〕夏秋交、蟲螭間生、而洛川鉅鹿尤甚、縣令黃侯惕然心憂、爰率紳士庶民、謁誠默禱者三晝夜、已而蟲螭泯迹、竟不爲災民、侯因恍然曰、神之爲靈、昭昭也、敢忘報乎、因捐永資、買民地一處、欲創立樂樓、爲衍神祝嘏之區

地方志、風俗志の条にも、例えば

△六月六日、縣西關廟、演戲、祭賽八蜡神廟、(河北・永清縣志—乾隆44年—禮書第3、俗禮)

とあり、その演劇は春、秋よりも、むしろ、穀物がみのり、虫害をうけ易い夏秋の候に多く行なわれていたように見受けられる。

舞台建設は竜王廟に比べるとかなり少ないが、わずかに見出した清代の記録を、前掲のものを含めて、左記に表示しておく。⁽⁴⁾

山 西	河 北		地 方
	襄垣縣	武安縣	府 県
	外東門	外南関	所在
樂 樓	樂 樓	戲 樓	舞台名称
乾隆47年	康熙47年	康熙16年	建設年
	創建		
〔乾隆47年〕 襄垣縣志 卷2	〔康熙50年〕 武安縣志 卷8	〔康熙50年〕 永平府志 卷22	資 料
〔八蜡廟〕 樂樓一座：乾隆四十七年増修	〔八蜡廟〕康熙四十七年、知縣黃之孝重修、 并建造樂樓、〔舉人、李化中、重修八蜡廟増 設樂樓碑記〕本文参照	〔郡守常文魁、新建八蜡廟記〕 ：丁巳〔康熙16年〕歲旱、秋七月有報：余先 捐資覓匠鳩工、構成正殿三間：戲樓、繪事丹 漆、燦然一新	記 事

第六節 郷土神（郷賢神）廟の演劇

以上、郷村地帯における共同体的演劇のうち、山神・土神・河神・八蜡神など、自然神的性格が強く、それだけ古代巫風のな伝統を色濃く有するものについて略述したが、これらの中には、例えば、南山神・后稷神・后土神・竜神のように、「神誕日」を有するものがあり、既に、生のままの自然信仰から、人格信仰化する傾向が看取できるのであるが、この方向のより強まったものとして、各地に色々な伝説上の人物や、歴史上の偉人などに附会された人格神的諸廟群を見出すことができる。

例えば、山西・武郷県の郊外にあった一土地廟は、特に「王」名を以って、昭澤王廟と呼ばれていたことが県志に

見えている。即ち武鄉縣志—康熙31年—卷6、康熙甲子五月初、知縣高鉞祭昭澤王文には、

△鉞奉天子命、宰此土、甫下車、即聞武之民好神而瀆祀、其黠者藉以漁獵、鉞知此甚非神之所樂聞也、悉禁止、四月朔雹雨、俱父老環遶而請曰、是昭澤王之所司也、願弛禁、吾濟將聚錢以資賽焉、鉞曰、否、若所謂賽者、蓋欲集巫覡、會俳優、作鄭聲以佞神、徒耗爾財、神必不亨、孰若予之爲爾請命也、

とあって、郊外の昭澤王廟がこの地の天候を司ると信ぜられ、天変あれば村民が錢を聚めて神を賽し、巫覡を集め、俳優を会せしめて演劇を奉納していたことがわかる。同じく、山西・襄垣縣志—乾隆47年—卷2の昭澤王廟の条にも

△昭澤王廟：乾隆二十四年重修：樂樓一座、

とあって、県治東南の城内にある昭澤王廟が舞台を所有していたことが記されている。

同様にして、河南方面には「大王廟」なる名をもつ土地神に演劇奉獻の形跡を示す記録が現われている。例えば、

△大王廟（迎恩門内）、康熙二十六年創建歌樓、（河南・陽武縣志—乾隆10年—卷6）

△宛邱城右（淮寧縣城西門外）、舊有大王廟：當午爲門、迤上連袂、爲歌舞臺、廊宇雄麗：康熙四十六年：（河南・陳州府志—乾隆12年—卷27—段丕承、重修大王廟碑）

昭澤王といい、大王という、何れも、郷民のこれら土地廟神に対する畏敬の念からでた称呼に外ならず、名前自体に土俗的自然神の雰囲気を濃厚に漂わせているのであるが、更に具体的に著名な歴史上の人物が祀神として附会されているものも少なくない。この場合には自然神の土地神というよりはむしろ郷賢神的な土地神の性格が強くなっているのであるが、官憲の目からはやはり、土俗信仰的な性格の強い淫祠の類として見られるものかなりの量を占

めていたようである。

特に舞台設備をもつものの大部分は、たとえ、歴史上の人物を祀神としているものでも、俗廟淫祠的性格が強かったように思われる。

例えば、陝西・岐山県の西、数十里には周公の元居城と伝えられる場所があり、そこに周公廟があつて郷民の俗礼を受けていたという。

△洪武辛亥春、余遷自西陲：至岐山縣、明日謁周公廟、廟去縣十五里、出城循澗水西北、行至山下、乃折入山之腹而廟在焉、凡廟之儀與冠冕佩服之制、皆粗鄙不合禮、又正殿前有戲臺、爲巫覡優伶之所集、而殿中列以俗神野鬼之像、尤極淫怪：（陝西・岐山縣志——光緒11年——卷8、明・王禕・謁周公廟記）

既に、明初洪武年間に、この山中の廟は戲台をもち、そこには、巫覡優伶が集つて、演劇が奉ぜられていた様子がうかがわれるわけである。

又、陝西・朝邑県の東南約五里の柳村には、漢の高祖の廟と称せられるものがあつたという。

△柳村邑附郭、人饒於財而尙禮、以故修葺神祠、歲時享賽、人人願也、成化中、村之父老創建漢高帝祠、祠之東西、附以他神、前爲樂樓、繚以周垣、迄今五十餘年、樓殿宮牆、漸就頽圯：嘉靖丙戌及甲午歲、蓋雨用力焉、而增飾其舊、（陝西・朝邑縣後志——康熙51年——卷8、王三省、重修漢高帝廟記）

これによると、成化年間に村の父老が漢高帝廟と称するものを創建し、歳時に享賽を行い、前面には舞台を附設していたとあるが、祠の東西に他神を配している所などを見ると、土地廟的土俗性の強い淫祠に近いものであつたと思われる。

同様にして、山西・霍州靈石県の西、一舍の地には、子夏を祀った河東公祠なるものがあり、里人による演劇の俗礼を受けていた。

△靈石邑城、西去一舍許、里曰子夏、里之南有廟一所、像大賢卜子夏於中、里人春秋祀之：宏治春癸亥、義官牛寧屈、達里之望族也、慨然欲修治、先出己資以倡、仍於庭之中央、建樓三楹、祭享之日、伶人奏樂於上、以和神人

（山西・直隸霍州志——道光6年——卷25、重修河東公祠記）

文中、伶人の奏樂とは演劇を意味するものであらう。

又、山西・定襄県・県城南門の附近、風雲雷神壇の左、静閑の地に、春秋時代の趙の尹鐸を祭った「潤國濟民侯廟」なるものがあり、土地廟として重きをなしていた。

△祭法、有功徳於民者祀之、爲其生、有益於時、卒、有裨於世也、潤國濟民侯、相傳爲春秋趙、晉陽守、尹侯鐸：晉人荷侯之徳、世代祀之、其陰靈不爽、神功顯赫、每遇大旱、有懇於神、必雨澤霑足、易凶爲豊、其卒有裨於世如此：廟制正殿三間、樂樓三間、落成於隆慶三年九月九日、（山西・定襄縣志補——光緒6年——卷11、劉紹先、潤

國濟民侯廟記）

ここに見るように、春秋時代、治績をあげ、又、外患を捍いだといわれる尹鐸の靈は明代では農神と化して、大旱に雨沢をめぐみ、郷民の樂樓による祭礼をうけていたことがわかるのである。

次に示す山東・莒州の城陽景王祠なるものも同様の性格のものであるう。

△此俗舊多淫祀、靡財妨農、長亂積惑、其侈可忿、其愚可惑：城陽景王、縣甚尊之、惟王弱冠内侍帷幄、呂氏恣睢、將危漢室、獨見先識、權發酒令、抑邪扶正、忠義洪毅、其歆禋祀禮、亦宜之、至於駕乘享殺、倡優男女雜錯、

是何謂也：（山東・莒州志——乾隆7年——卷13、城陽景王祠条）

文中、「倡優男女錯雜す」の語は演劇上演を示すこと明らかである。

更にまた、河北・元氏県の一村に祀られた前漢・武安王の祀廟も演劇奉納の俗習を記録している。

△槐呂民、素稱質朴、卒不事詩書、易惑於神鬼、而淫祠勦建者甚多：里中舊有王廟、：解人相傳四月八日乃王受封之始、居解者咸動報乎祭賽：吾里惟王廟、顧於五月十三日致祀、益不知其何說也、且當其祀時、雜以俳優、歌以妓女、其祀大類於淫矣、（河北・元氏縣志——乾隆23年——卷3、魏克明、重修武安王廟記）

祭期伝承の混乱、俳優妓女の活躍等、何れも、この廟の土俗性を明瞭に示しているものである。

これらの郷土神に比較的武人が多いのは、土地を災患から守るという土地神としての機能と、勇武の性格とが通ずるものと見られたからであろうが、祭礼奉獻の側から見れば、神格が文人でないだけに、雅楽礼教にこだわらず、自由に俗乐的演劇を奉納し易かったとも言えるであろう。

以下、同様の例につき、祈報演劇の舞台をもつものを、一括表示しておく。⁽⁵⁾

廟 名	府 県	所在	舞台名称	建設年	資 料	記 事
狄武襄公廟	汾陽縣		樂樓	萬曆17年	(光緒10年) 汾陽縣志 卷12	〔明侍郎、王緝、重修狄武襄公廟記〕 公諱青、字漢臣、西河人：寶元初、西平元昊、身親二十五戰、廟貌塚祭、迄今五百年而損廢、：自萬曆七年二月、至九月即告成、正殿五楹、：樂樓五楹、大門三楹、

唐、 靈 義侯廟	唐、 魏 鄧公祠	韓 侯廟	三王廟	俞公生祠
隴 州	澄 城縣	靈 石縣	翼 城縣	沁 州
州東隅 北署	南門 外	南嶺 之		州治 西街
樂 樓	歌 舞樓	戲 樓	樂 樓	戲 樓
乾隆50年	乾隆44年	乾隆29年	康熙46年	康熙13年
		增修		已建
(乾隆31年) 隴州統志 卷8	(咸豐1年) 澄城縣志 卷7	(嘉慶21年) 靈石縣志 卷11	(乾隆36年) 翼城縣志 卷28	(康熙13年) 沁州志 卷3
〔吳炳、釐正唐靈義侯廟記〕 按廟碑、康熙二十九年、前州劉釐、曾經修葺、 歷六十餘年、未匝歲而獻殿兩廊樂樓牌樓大 門照牆、均告成焉	〔唐魏鄧公祠〕 ：乾隆四十四年、知縣戴治奉巡撫檄增修、正 殿三間：歌舞樓一座	〔邑令、張學洙、重修韓侯廟記〕 是役也、大殿與西窰房仍其舊而新之、戲樓。因 其址而廊大之：始於乾隆二十九年二月二十六 日、落成於乾隆二十九年六月二十九日	〔劉汧、重修三王廟記〕 舊有三王廟焉、居中者世俗之所謂龍王也、 左則唐侯大叔虞、石晉所封之興安王、趙宋所 封之汾東王也、右則黃河伯、明所封之金龍四大 王也：爲三門、中門之上、爲樂樓：康熙乙亥 夏地大震：摧與於丁亥之春	〔俞公生祠〕 正庭三間、左右廂房各五間、戲樓一座、大門 三間、明萬曆丙午年建

以上、郷村における共同体的諸廟演劇につき、その最も原初的形態としての山神・土神より始めて、順次、水神・八蜡神等に及び、最後に人格神的な郷土神・郷賢神に論及したのであるが、この順序はまた、村落共同体による廟會演劇の展開順序そのものとも原則的に一致する面を含むものである。即ち、比較的狭い地域の土地神としての山神・土神の演劇慣行を土台として、やや広い地域を信仰基盤とする水神・蜡神等への演劇が成立し、それらを通ずる人格神化への傾向の強まりの中で最後に人格神としての郷土神演劇が展開を見るに至ったのではないかと考えるのである。廟の位置関係を見ても、山神・土神などが僻地寒村に多く存するのに対して、水神・蜡神ではやや人口稠密なる鎮市閭廂に近づく傾向があり、更に人格神的郷土神の多くはむしろ、閭廂・附郭の地を主として、中には城郭内に位置するものさえ現われている。それだけそれに關係する村落の数が増加してきている訳であり、又、それに伴って、演劇自体が素朴な農事祈報の性格から、次第に都市的・非農耕的要素を強めてきていることが認められるのである。従って、今や、我々の考察も亦、郷村における農事演劇という枠を超えて、都市的演劇の分野にまで拡張されなければならないわけであるが、それにはまた、若干の視点転換を伴うので、以下は章を改めて論じよう。

〔第一章・註〕

(1) 「中国農村慣行調査」(一九五二—八八年)に見える河北農民の語では、 $\wedge$ 土地神 $\vee$ は、その土地の神ではなく、「天 $\parallel$ 性」に対する「地 $\parallel$ 命」の神として、専ら、村民の生死を司る役を果し、農事祈報とは無關係なものとされている。土地神の意味が極めて狭くなっている訳で、本稿のように、広く村落の守護神(農神)を指さんとするときは、むしろ「社神」の語の方が

適当かと思われるが、「社」の本義も結局は $\wedge$ 土地の神 $\vee$ に帰するので、土地神 $\parallel$ 社神という拡張解釈の上に立ちつつ、広い意味で $\wedge$ 土地神 $\vee$ の語を用いることにした。

(2) 周藤吉之教授「南宋の農書とその性格」(『東洋文化研究所紀要』一四、一九五八年)

(3) 本例の竜王は土地廟への從祀と思われる。聞喜県・后稷廟の竜王殿(第三節)及び、翼城県・三王廟の竜王及金龍四大王

(第七節) などいずれも、合祀、從祀である。

(4) 次例では、八蜡神が炎帝(農神の一つ)に合祀されている。

△山西・長子縣志—乾隆43年—卷6、馮爵、重修燹斗臺碑記

其殿宇崇宏、首祀炎帝、其示人以務本重農：修自順治十八年、距今九十載、各三櫺、一祀八蜡、一祀財神、院中舊有舞樓、殘破已甚：竣於〔乾隆14年〕7月

(5) 伝説的郷土紳のうち、水患防禦の神も存在する。舞台を有するものを左に掲げる。

△山西・平順縣志—康熙21年—卷9、重修大禹廟記、邑人申章

撰

正德辛巳〔16年〕、里人劉仲實等視其傾頽之甚、曾無繼葺之者：乃集村衆而論之、先捐己資、以倡其首：不百日而厥功告成、正殿五櫺、中建樂樓：

△山西・夏縣志—光緒6年—卷3、禹王廟案

乾隆十六年—縣令陳佩重建舞庭

△山西・懷仁縣志—萬曆28年—卷11—二郎廟案
：樂樓三間：

第二章 都市廟会の演劇

第一節 序 説

そもそも、中国封建社会の組織における都市と郷村との間には、ヨーロッパ中世封建制下における都市対郷村の間ほど、隔絶された相違対立は存在せず、両者はおおむね同一の封建的権力の支配の下に共存していたのであるから、郷村的—都市的という区分は本来、それ程の重みをもたないわけである。事実、廟会演劇の行なわれている諸廟の位置關係を見ても、都市の廟と郷村の廟との間には、相互にかなりの出入があり、例えば、前章に略述した竜王廟・八蜡廟、及び郷土神廟などの郷村的な諸廟の一部は、都市周辺或は都市城郭内にも存在していることがあると共に、反面

又、主して都市に存在する関帝廟・東嶽廟・葉王廟の如きも、その一部は鄉村地帯にも分散しているという具合に、両者の関係は極めて流動的である。このように鄉村の廟会演劇と言っても、又都市の廟会演劇と言っても、両者の間の区別はあくまで一つの相対的なものに止まる訳であるけれども、しかしながら、それでも、都市における廟会の演劇は鄉村閭閻のそれほど、農耕祈報との関係が密接でなく、それだけ又、生産集団的な面が弱くなっている、むしろ、都市居民の個人的宗教的信仰を基礎としながら、市民的娯楽性を強く示すという特色はもっていた。即ち、城隍廟にあつては、国家安泰の祈願が、東嶽廟にあつては不老長寿や病氣平愈の祈願が、又、関帝廟・文昌廟では科举合格や昇官發財の祈願が、更に娘娘廟では子孫繁栄の祈願がという風に一般の市民的信仰が、それぞれの廟会演劇奉獻の動機として作用しているのであり、従つて都市演劇全体が鄉村演劇の農事祈願的・生産共同体的な色彩に比べて、やや、市民的な、個人信仰的な色彩を帯び、それだけに又、より華美な、いわば消費都市特有の空氣といったものが支配していたことは事実である。演劇の規模についても、都市のそれは、鄉村のそれ以上に大きなものをもっていたわけであり、この意味において、農耕的―非農耕的・生産共同体的―市民的という区別を實體としながら、より明瞭簡単な表現として、乡村的演劇―都市的演劇という対立概念を使用することも許されることと思う。ところで、このように、都市廟会演劇の特色を農事祈報目的の稀薄性という点に求めたとき、直ちに想起さるべきものは、前章最終節にのべた人格神としての郷土神群であろう。これらは前述のように、いずれも未だ農耕守護神的な特色を充分に保持していると認められるものであるけれども、一面、人格信仰の面が強く含まれているだけに、山神・土神・水神・蜡神などに比べれば、その土地神としての面、或は農耕神としての面が弱くなっている傾きがあるからである。換言すれば、これらの郷土神廟では、信仰の重点がやや、神の個性、人格そのものにおかれていたが故に、その本来有せ

る土地神としての狭隘な地縁限界を越えて、より広い地域に及ぶ民間信仰を集め得る可能性をもっているわけであるけれども、反面又、それだけ、地縁的土着性という面が後退して行く可能性をも含んでいたと言えるのである。これらの人格神群に特有な神誕日の演劇なるものは、少くとも春祈秋報演劇や雨乞い演劇などに比べれば、生産目的との結びつきが薄く、むしろ、やや個人信仰的なもの、従って、都市演劇的なものに近づいているとも言えるであらう。このことは裏がえして見れば、農事祈報の演劇を基本として展開してきた郷村地帯の土地廟演劇の中の一部において、次第に農事目的との関係を脱しつつあるものが現われ始めていたということの意味するものであり、その傾向の最も強く集約されたものが都市諸廟での演劇に外ならないと思うのである。即ち、人格神的土地神群・郷土神群の中の一部が何らかの意味で国権によって国制上の価値を認められたり、独自の民間的宗教信仰の力によって財力を得たりして、その結果、次第に城郭内に建設されるようになり、従来、或る地域の土地廟として、主として農民だけの信仰をあつめていたものが、今度は、都市居住の士大夫層や商工業者などを中心とするものに転化し、それにつれて、その祈報演劇的な面が切り捨てられて、専ら人格神としての神誕演劇のみが挙行されるようになって行くという過程を経て、都市廟会の演劇慣行が成立してきたのではないかと考えるのである。このように見ると、都市諸廟での演劇の分析を試みるに当って、都市演劇特有の市民信仰的な性格を把握すると同時に、それが本来有していたところの、郷村演劇との系譜的なつながりというものにも視点を向けて行く必要があるかと思う。事実、城隍廟にせよ、関帝廟・文昌廟・東嶽廟にせよ、その都市的演劇の俗習の底に、土地廟における農事演劇の片鱗をのぞかせているものが少なくないのであり、これらが本格的な都市的廟会演劇を展開するに至るのは、せいぜい明代以降に属するのである。以下、本章では、明清時代の華北各地の都市諸廟がいついかなる過程を経て、土俗的土地廟から都市廟へと転化し、そこに特

色ある都市的演劇慣行を成立させてきたかという点を諸記録によって摸索して見たいと思う。

第二節 城隍廟の演劇

明代以後、各地を通じて最も広く見出し得る都市的演劇は各府県城郭内に国権によって建設されていた城隍廟群、即ち、県城の土地神における廟会の演劇であった。先ず、城隍廟そのものの性格について考えて見ると、宋元以前にあっては、これらの城隍神はそれぞれの城郭内外の民俗信仰から出た土地神、おそらくは主として山川の神であったと推定される。元来、各地の郷村市鎮に散在している土地神群の一部が例えば旱歳に慈雨を降らせたとか、蝗群を駆逐したとかいう理由によって、県官を通じて中央朝廷にその靈応が報告され、これに対して歴朝権力から特に――侯、○○公の如き封爵を与えられて、祭祀の場合に県官から特別の高い待遇を受けるといことがしばしば起っていることは、前章所引の諸記録からも明らかであるが、そのうち、特に府県城郭の土地神を△城隍廟▽として、周辺郷村の土地神群より高く見る傾向が宋元の頃から次第に強まってくる。宋代では未だ、封号の授与などは個別的に行なわれていたが、元代に入ると、各県城隍神は一律に「靈佑侯」の封号を与えられ、土地神というよりは、むしろ、県行政一般の守護者、国権の末端としての性格を強めるに至っている。それと共に、県城隍神全体を何らかの意味で人格化せんとする傾向も強くなり、元の世祖の頃には、各地で、その試みが行なわれたらしく、例えば、河北方面では蕭何が、江蘇安徽方面では紀信或は竜且が、湖南方面では灌嬰が、又、江西方面では樊噲がという風に、漢の功臣格の人物が城隍神として附会されるようになったという。能吏蕭何・武將樊噲・紀信・灌嬰等、武骨ながら権力に忠実であった歴史上の人物が配されている点は、城隍神を国家行政組織の末端としてくみ入れようとした権力の意図を感

ぜしめるものがある。このように見ると、城隍神の性格は前章最後の節にのべた人格的郷土神が特に国権によって権威づけられたものとして理解することができるのであるが、このような権威づけの傾向は明代に入って益々精密化されて行ったように見受けられる。即ち、明朝は洪武年間、その政権発足の当初において、いち早く、全国に散在割拠している城隍神群に封爵を与え直して、これを階層化し、興王の地、金陵にある城隍神を「王」に封ずる外、府城隍神を「監察司民威靈公」(秩正二品)に、州城隍神を「監察司民靈佑侯」(秩正三品)に、県城隍神を「監察司民顯佑伯」(秩正四品)に格付けして、その木彫神像の章服について迄、それぞれの封爵に応じた規定を与えたのであった。最下位の県城隍神は更に、県属諸郷村の土地神群を支配する形をとり、中には、所属土地神の神像群を城隍廟内に配享して、その支配関係を明確にしている例もあった。城隍廟の建物は多く県署近傍に建てられ、しかも、その建築様式自体が県治の建築に似せたものという説さえあるほどで、城隍神の権力的色彩は明代に至ってその頂点に達したと言つてよいであろう。その後、明朝政権内部に、本来自然神たる城隍神を人格神の如く扱って封号を与えることの是非を論ずる者が現われ、その結果、前記の誇大な封号を去ったけれども、一旦、確立した城隍神の行政的権威はゆるがず、各地で城隍廟が新建又は改建され、その廟制・祀典は何れも、大明会典の規定に従つて、国家的統一形式によって運用されて行ったのである。⁽¹⁾現在、地方志諸記録に見える城隍廟の創建年代を見ると、伝説的なものは別として、大部分は明初に発している。又、知県着任の際には先ず、城隍廟に詣でて任期中の安寧を祈り、年に災傷あれば必ずこれに祈るなど、行政神(監察司民の神)としての祭礼慣行もまた、明一代を通じてでき上つてきたものである。地方によつては、城隍神が知県同様、三年に一度交替するという伝説まで成立し、⁽²⁾「城隍上任の日」がきめられていた例さえ見出し得る。⁽³⁾

このように、城隍神における格式化の傾向はまことに顕著なものがあつたが、しかしながら、その祭礼という面をとって見ると、やや、事情の異なつた点があることに注意しなければならない。

即ち、上述の如き、行政神としての高い格式から言えば、その祭礼は当然、雅楽一本となるべき筈であり、事実、知県着任や、春秋正祭など表向きの公式祭礼では専ら雅楽が用いられたのであつたが、大部分の城隍廟ではこの外、民間を中心とする神誕日の祭礼というものがあり、そこでは殆んど雅楽を用いず、主として該地方の村歌俗楽や、俳優演劇が奉獻されたのである。このことは演劇を忌避する行政権の立て前から言えば、一つの矛盾であつた訳であり、例えば、陝西・韓城県における萬曆三十二年任官の知県・蘇進の「重修城隍廟碑記」（光緒13年、韓城蘇志、卷10）には、このことに關し、

△假塗飾以徼福、與夫牟金錢自潤而祀之鬼神、其間恣遊冶而雜俳優者、神其恫之矣、此固崇祀者之所弗爲也

と述べられていて、知県としては、権威ある城隍廟の祭礼において、「其の間に遊冶を恣にして俳優を雜える者がある」ことに、割り切れないものを感じていたことがわかる。しかし、これは城隍廟が本来、その地の土地神から發しているということに基づくものであるから、権力によってこれを禁圧し去ることは不可能であつたらしく、次第にこれを黙認する方向がとられて行つたようである。

例えば、やや時代が下るが、河南・武安県の明末、順治年間の同知、李淮の「城隍廟樂樓記」（康熙50年、武安縣志、卷18）には、樂樓即ち、演劇舞台を城隍廟に建設せんとしたとき、演劇用の舞台を建設することが国制上の礼教に反するのではないかという起り得べき疑問に対し、次のような弁明が示されている。

△難之者曰、樂非雅樂、又雜以村賽里歌、恐非所以樂神者、余曰、否、否神佑、茲土必不矯俗、神方以勸善懲

惡爲政、則作梨園演劇、觀者亦不過欲動人以忠孝節義之心、戒人以姦淫邪惡之念而已、神胡不樂焉：

即ち、ここには、城隍廟の演劇上演について国制上のひけ目は感じながらも、勸善懲惡、民心教化の名を借りて、その慣行を容認せんとする苦心が見られるのである。

ひるがえって、山西・汾州における嘉靖初年の知府、張免の「増修城隍廟記」（乾隆二十六年汾州志、卷30）の

△病樂樓之湫隘、無以陳歌舞而樂神聽也、撤而去之、再構以危樓三楹：

の文に見える「歌舞を陳べて神聴を楽しましむ」の語も、俗樂演劇を髣髴せしめるし、同様に、河北趙州における嘉靖四十四年任の郡守、蔡懋昭の「重修城隍廟碑記」（康熙17年、趙州志、卷8）の

△適孟夏朔日、州民緣舊俗、以鼓樂賽神、遠近畢集、百貨充扱：

に見える「旧俗により、鼓樂を以って、神を賽す」の語も、雅樂ではあり得ず、俗樂演劇を指すものであろう。前述のように、各県城隍廟は明初の創建に成るものが多いのであるが、それへの演劇奉獻の慣行も土地廟時代のそれを引きついで明初から存したものだと思われ、それが明中期以後は国権によっても公認される傾向を示していたと言えるのではあるまいか。

更に、清代初期の地方志になると、城隍廟演劇はむしろ、公認の「風俗」として記録されている。祭期の日付の順に列挙すると次の通りである。

△二月十五日、相傳城隍誕辰、設祭演戲、（陝西・平利縣志—乾隆21年—卷3）

△三月二十三日、祀城隍廟大會演劇、婦人有詣香者、（河北・邱縣志—乾隆47年—卷1）

△三月二十五日、俗謂城隍廟誕辰、集廟酬醮三日、或陳優戲、四月、自十八日始、至二十日止、（山東・博山縣志

—乾隆18年—卷4—

△四月八日、本縣城隍誕辰、邑人赴廟焚香者、絡繹不絕、衿士商民獻戲設供、極其美備、舖戶各行百貨□□、地無餘陸（河南・陽武縣志—乾隆10年—卷9）

△四月初十日、闔邑士民獻戲設供、祭享城隍、凡三日、（山西・廣靈縣志—乾隆19年—卷4）

△五月十一日、本縣城隍聖誕、演劇賽會三日、奉神像出巡、導以鼓樂旗幡、繞城進廟、（河北・三河縣志—乾隆25年—卷7）

△五月二十八日、俗傳爲城隍誕辰、鄉人隨會者、置牲醴菓品、演戲建醮、（山西・左雲縣志—嘉慶8年—卷1）

△八月十二日、設供演劇、祀城隍尊神、（山西・和順縣志—乾隆23年—卷7）

△八月十八日、城隍廟誕辰、演戲慶賀、（河北・薊州志—康熙24年—卷1）

元來、明朝は城隍神の誕辰を一律に五月十一日に定め、後、これを八月十八日に改めたのであるが、ここに見る限り、各地城隍神の「神誕日」は土地によってバラバラであり、結局、一部を除いて、神誕日の布令は守られなかったことを示している訳である。これも亦、おそらく、各地城隍神が宋元時代、土地神として有していた祭礼日の伝統が城隍神昇格以後も生きつづけ、一片の布告によっては動かし難いだけの重みをもっていたからであろう。しかも、これらの所謂、神誕日なるものが、春二月・三月、初夏四月、秋八月など、殆んど春・秋に集中している点から見て、これらの祭期は実は土地神時代の「春祈秋報」の祭礼日の流れを引いていのではないかと思われる。明朝が最初五月十一日を神誕日に指定しながら、後、八月十八日に変更したのは、農事祈報とからんだ各地城隍神の伝統的祭期の大勢に従ったものと言えるのではあるまいか。

尚、土地によつては、城隍神が春祈秋報の礼をうけている例も存在する。例えば、次の如くである。

△在門之東偏而南、起阿閣數椽、春秋祈報、雜奏伎樂其上、以娛神人則備矣。（康熙21年、陽曲縣志、卷14、中、明、王道行、重修太原府城隍廟碑記）

これは、城隍廟が地方行政一般の管轄神に昇格した後において、尚、その本質的な部分において、依然として農事守護神・土地神としての性格を保持しつづけていた証拠であろう。天候不順や蝗害、旱魃など凡て区域内の天変地異は城隍神の司るところとされていたのであり、いわば拡大された土地神として、そこに奉獻される楽曲においても、又、土俗的な村歌・俳優の演劇などが主たる位置を占めつづけた訳である。

以上、城隍神信仰における都市的・行政神的要素と、郷村的・土地神的要素の併存関係について論述したが、もう一つ、城隍信仰の重要な要素として、東嶽廟との関係に触れておく必要がある。即ち、明清の民間信仰においては、人間が死して冥界に到る場合、先ず、その死者の属する郷村土地神から、上位の城隍神に報告され、城隍神から更に冥界の主神東嶽帝に報告されるものと信ぜられていた。この間の事情については、例えば、雍正9年刊、山西太原縣志、卷13、石敬、重修城隍廟碑記では次のように説明している。

△有崔府君神者、實主冥事、始於唐、盛於宋、景德間、封爲護國顯應公、後世遂以附城隍之祀、而取釋氏輪廻之說、以傳會之、其非典禮、

即ち、冥界を司ると信ぜられた崔府君の封号「護國顯應公」なる名称の「護國」とか、「顯應」とかの語が何となく行政神としての城隍神に關係がある如く受けとられて（顯佑伯なる称号をもつ城隍がある）城隍に附祀されるようになり、結局、城隍廟全体が冥界神の系列下に入つて東嶽帝の分社と見られるに至つたものであるという。前述の四月八日の城隍廟演劇（河南陽武縣）などは、仏誕節に一致している点などから見て、或は、東嶽帝などの仏教系の行

明清・華北地方劇の研究

事に惹かれたものかも知れないのである。何れにせよ、この東嶽帝との分社関係の面は、城隍廟演劇の都市的性格を強めるものであったと思われる。

かくして、城隍廟の廟会演劇は本来、郷村土地神的な性格に発しながら、行政神的な面、東嶽分社的な面が加わることによってより拡大され、華美なものとなって、次第に都市廟会演劇としての特色を発揮するようになっていったと考えられるのである。

それでは、これらの城隍廟演劇が特に盛んになるのはいつ頃であつたろうか。この点を確かめるためには、各地の城隍廟舞台建設記録を集めて見るのが一つの手掛りとなり得るので、以下、前掲のものを含めて、地域別・時代順に列挙表示して見よう。

地 方			府 県	所 在	舞 台 名 称	建 設 年	資 料	記 事
河 北			南 和 縣	縣 治 東南	戲 樓	萬 曆 28 年	(康熙 6 年) 南和縣志 卷 2	〔城隍廟〕萬曆二十八年、善人蘇應夏、左廷先、刁九科、張宗學等修建、寢宮、聖母殿、戲樓。
			成 安 縣	縣 治 西南	樂 樓	萬 曆 45 年	(康熙 12 年) 成安縣志 卷 5	〔城隍廟〕萬曆四十五年、知縣李三畏改城隍廟大門爲樂樓、康熙十一年、樂樓以次修整
			魏 縣	縣 治 小北西街	祭 賽 獻 戲 樓	萬 曆 年 間	(康熙 22 年) 魏縣志 卷 1	〔城隍廟〕：萬曆間、舉人陳所志、同高鄉老重修：庭中爲大門、後改爲祭賽獻戲樓、東西角門：崇禎三年、鄉紳方伯、前中丞王點改戟門爲閣：與大門戲樓相映：

容城縣	肥鄉縣	懷柔縣	柏鄉縣	邱縣	武安縣	平山縣
西縣北治	街縣西	內南門	西街	西縣南治	西縣治	西縣治
戲樓	樂臺	戲臺	臺	戲樓	樂樓	戲樓
乾隆20年	雍正10年	康熙60年	康熙13年	康熙4年	順治8年	崇禎年間
創建	已建	已在	創建	創建	創建	
〔光緒22年〕 容城縣志 卷2	〔雍正10年〕 肥鄉縣志 卷1	〔康熙60年〕 懷柔縣新志 卷2	〔乾隆32年〕 柏鄉縣志 卷2	〔乾隆47年〕 邱縣志 卷2	〔康熙50年〕 武安縣志 卷8、18	〔咸豐4年〕 平山縣志 卷2
〔城隍廟〕 乾隆二十年、大尹郭成峻重修、添建戲樓。	〔城隍廟〕 ∴ 廟前樂臺一座	〔城隍廟〕 ∴ 戲臺一座、大門三間	〔城隍廟〕 康熙十三年、魏裔魯勸捐重修 〔國朝魏裔魯、重修城隍廟碑記〕 ∴ 又土神在路南、仿官署之制、而移於內之東偏、作臺於南、為賽神者坎鼓蹲舞也	〔城隍廟〕 康熙四年、知縣張斑重修、衙門增置戲樓一座	〔城隍廟〕 順治八年鄉耆陳儀鳳建樂樓、邑人李滙記 〔明同知、李滙、城隍廟樂樓記〕 ∴ 於是閭閻士耆捐資庀工、計木石而落成之 ∴	〔城隍廟〕 ∴ 知縣楊其光（崇禎間任）建戲樓三間

山東						
曹縣	商河縣	城武縣	冠縣	鉅野縣	青州府	文登縣
縣治東南	西縣治	西縣署		北內縣 西隅治	城內	縣治東南
戲樓	戲臺	戲樓	戲臺	戲樓	歌舞臺	歌舞臺
順治7年	康熙6年	康熙30年	康熙38年	康熙47年	康熙53年	雍正13年
重修	創建	重修	重建	已建	創建	創建
(康熙12年) 曹縣志	(道光16年) 商河縣志	(康熙41年) 城武縣志	(康熙39年) 冠縣志	(康熙47年) 鉅野縣志	(康熙60年) 青州府志	(民國11年) 文登縣志
〔城隍廟〕國朝順治七年、崔向善鳩衆施銀、重修大殿寢宮及兩廊房並二十四司、戲臺、大門	〔城隍廟〕康熙六年、邑人王永照、倡捐重修戲臺	〔城隍廟〕國朝康熙三十年、知縣卬師魯捐資重修、正廟三楹、拖南正中、戲臺三間	〔知縣虞際昌、重建城隍廟戲臺序〕：遷其臺於大門、南面、無如、隘於其地、無可充闕者：適有好義候選縣丞張克寬願以照壁前地、捨於廟、康熙三十八年	〔城隍廟〕甬道前、為戲樓	〔陶錦、重修青州府城隍廟碑記〕：余甲午守郡謁廟、於是捐俸鳩工：復建巍樓而製鏞鐘其上、前為歌舞臺、以備極娛神之具	〔知縣王維幹、重修城隍廟碑記〕：（雍正十三年）：門外築歌舞之臺

平 原 縣	福 山 縣	濰 縣	掖 縣	泰 安 縣	利 津 縣	臨 邑 縣
西縣治	西縣治	西縣治	西縣治	西府治	縣北治	北城內東 道光隅 志
戲樓	戲樓	戲樓	戲樓	戲樓	歌樓	奏樂樓
乾隆1年	乾隆5年	乾隆17年	乾隆23年	乾隆24年	乾隆35年	乾隆28年
	創建	創建	已建		復建	
〔乾隆14年〕 平原縣志 卷10	〔乾隆28年〕 福山縣志 卷2	〔乾隆25年〕 濰縣志 卷2	〔乾隆23年〕 掖縣志 卷1	〔乾隆24年〕 泰安縣志 卷7	〔乾隆35年〕 利津縣志 補、卷5	〔同治13年〕 臨邑縣志 卷13
〔知縣張祖寧、重修城隍廟記〕 ：大門三門上、起戲樓、寬長各一丈八尺、兩旁角門各一間：乾隆元年莫春仲浣	〔城隍廟〕：乾隆五年、知縣宋文錦、建戲樓三間	〔城隍廟〕：乾隆十七年、知縣鄭慶倡捐、闔邑紳士、添建戲樓一座於廟前	〔城隍廟〕：前為門樓、後為戲樓。	〔城隍廟〕：露臺前拱以戲樓。始於己卯二月落成於夏五月之杪	〔張本大、重修城隍廟記〕 歷有年、所自、壬午歲、水潦為患、程明府士範：首捐清俸、以倡其先：猶慮報賽無地、復於殿前、崇高歌樓、以壯觀瞻、：乾隆三十五年：	〔重修城隍廟碑記〕：復撤大門而廊之、建奏樂之樓於其上、後廣前狹、：大清乾隆二十八年

山西					
孝義縣	榆次縣	徐溝縣	襄陵縣	屯留縣	陵縣
		西縣治	西南縣治	北縣治	西縣治
樂樓	樓	樂樓	樂樓	樂樓	樓
嘉靖4年	正德年間	成化年間	成化22年	成化14年	乾隆50年
改建	創建	創建	創建	創建	
〔乾隆35年〕 孝義縣志 藝文參考卷1 〔乾隆36年〕 汾州府志 卷30	〔光緒11年〕 榆次縣志 卷13	〔光緒7年〕 徐溝縣志 卷1	〔康熙51年〕 徐溝縣志 卷4	〔雍正8年〕 屯留縣志 卷1	〔道光25年〕 陵縣志 卷17
〔明〕張晃、增修城隍廟記……又病樂樓之湫隘、無以陳歌舞而樂神聽也、撤而去之、再構以危瓊三楹、高三丈、深三丈、廣五丈有奇……工興於癸未之五月、落成於乙酉之十月	〔明〕金中夫城隍廟碑〔正德年間〕左桂原、李引道輩、欲報神惠、起樓於閣之北面、為作樂之所。	〔城隍廟〕成化間、知縣楊翊重修、廟門上建樂樓。	〔清〕廩生劉弘輔、重建城隍廟樂樓碑記〕明成化間、建樂樓於廟門……	〔邢縣、新修城隍廟記〕成化丙午歲、河南西平張侯良弼由進士來知縣事……儀門外樂樓五間	〔重修陵縣城隍廟碑記〕 乙巳秋末、始克蒞事、大其門、廟門上有樓、以為春秋祈報由弭之用……乾隆五十年

榆社縣	懷仁縣	高平縣	太原府	定襄縣	霍州
西縣治	北縣治	西縣治		縣北	坊澄清東
樂樓	樂樓	樂樓	閣	樂樓	報賽樓
崇禎13年	萬曆28年	萬曆18年	萬曆2年	嘉靖32年	嘉靖7年
創建	已建		創建	創建	創建
卷9 (光緒7年) 榆社縣志	卷11 (萬曆28年) 懷仁縣志	卷45 (雍正13年) 澤州府志	卷14中 (康熙21年) 陽曲縣志	卷8 (雍正5年) 定襄縣志	卷2 (康熙12年) 霍州志
也 〔明〕李化龍、重修城隍廟碑記〕自萬曆三十三年迄今歲週三紀、肇於今上之十有二年九月竣於次年之五月也、拜亭樂樓以構以創鼎取新也	〔城隍廟〕：樂樓三間……	〔楊應中、高平重修城隍廟記〕：中為樂樓三楹：工始於嘉靖庚申、迄今三十年矣	〔明布政、王道行、重修太原府城隍廟碑記〕左門之東偏而南、起阿閣數似、春秋祈報、雜奏伎樂其上、以娛神人、則備矣：始萬曆改元之明年再期而畢、則廟貌富昂、視昔有加矣	〔審光大、重修城隍廟記〕邑耆議以官神、不可無處、宜建樂樓以侔規制、迺具其事以告西蜀陳侯略、侯以為此義舉也：新建樂樓三楹：肇造於嘉靖庚戌之春、落成于癸丑之秋	〔城隍廟〕嘉靖七年、知州李承嗣建報賽樓并左右坊

太原縣	祁縣	石樓縣	高平縣	榮河縣	沁州	洪洞縣
	東縣治	坊崇縣 東文城	西縣治	坊崇教		北街佑 路衣
樂樓	樂臺	戲樓	舞樓	舞樓	戲閣	戲樓
順治2年	順治9年	順治12年	順治15年	康熙4年	萬曆31年 康熙13年	康熙16年
創建		重修		創建	創建	創建
〔雍正9年〕 太原縣志 卷13	〔光緒8年〕 祁縣志 卷12	〔雍正10年〕 石樓縣志 卷8	〔乾隆39年〕 高平縣志 卷7	〔光緒7年〕 榮河縣志 卷2	〔康熙13年〕 沁州志 卷8	〔民國6年〕 洪洞縣志 卷8
〔邑紳士石敬、重修城隍廟碑記〕…至國朝順治元年間、復為展益〔展修寢宮、添築樓、前廈四楹〕而規模大備矣	〔周繼芳、重修城隍廟碑記〕於是鳩匠作飭五材、惟正殿樂臺祇勤丹樓、餘悉毀其舊之痺隘者而式廓之…於樂臺之陽、又立應門…始於順治九年正月、竣於十三年十月	〔鄭王都、重修城隍廟碑記〕爰是選工鳩材…南戲樓三間、彩色輝煌、較往昔、更改觀焉…肇造於順治甲午季春、告竣於乙未孟秋	〔城隍廟〕順治十五年、知縣范繩祖捐銀重建大殿香亭、舞樓、門廡等、一時俱新	〔城隍廟〕康熙四年、知縣陳觀聖、創舞樓	〔劉光蔚、重修城隍廟碑記〕建自明正德元年…方曆三十一年、陳震化、李佩、於廟後、又共施地一區、厥制壯而宏…戲閣崢嶸…自創始、迄今歷歲一百五十有九	〔城隍廟〕康熙十六年、知縣羅映臺添建戲樓

孝義縣	湖州	臨縣	石樓縣	黎城縣	平順縣
北城隅西	道大縣北街西	西縣舊治在	坊崇縣東文城	隅東縣北治	
戲樓	樂樓	戲樓	戲亭	樂樓	樂臺
乾隆22年	雍正12年	康熙56年	康熙46年	康熙21年	康熙19年
	已建	創建	已建	已建	創建
同右 第三冊	(乾隆35年) 孝義縣志 第四冊	(康熙57年) 臨縣志 卷3	(雍正10年) 石樓縣志 卷8	(康熙21年) 黎城縣志 卷2	(康熙21年) 平順縣志 卷9
戲樓圖(附圖2) 〔城隍廟圖〕	修殿前門屋三間、上為戲樓 〔城隍廟〕乾隆二十二年、邑人李城等倡首增 樂樓圖(附圖1) 〔城隍廟圖〕	然一新 〔城隍廟〕康熙五十六年、知縣楊飛熊創建大門牌坊三楹、凡正殿戲樓、兩廊寢宮等、皆煥	六年三月 〔許繼昌、新建城隍廟捲棚碑記〕：曩年、鳩材庀工、大殿兩廊以及戟亭頭門諸處、皆檁碩輪奐；起於康熙四十五年之七月、落成於四十六年三月	前為樂樓 〔城隍廟〕神聖殿計十二楹：殿前為享亭、亭	〔邑人王升聲、修城隍廟碑記〕：至國朝順治乙酉、路公鴻達宦遊歸見：自乙酉以迄庚申、萬歷三十寒暑、廟之內外、又為兵戈變遷：創建樂臺三楹、俾對越越禋祀享賽、鮮暴露之憂

河南					
獲嘉縣	盧氏縣	孟縣	鄉寧縣	襄垣縣	垣曲縣
廣陽門內		西城內	西縣治	偶西縣治	坊安民
樂樓	樂樓	樂樓	樂庭	樂樓	舞樓
嘉靖32年	成化2年	乾隆55年	乾隆49年	乾隆47年	乾隆31年
		已建	已建	已建	移建
〔乾隆21年〕 獲嘉縣志 卷4	〔乾隆12年〕 盧氏縣志 卷14	〔乾隆55年〕 孟縣志 卷1	〔乾隆49年〕 鄉寧縣志 卷3	〔乾隆47年〕 襄垣縣志 卷2	〔乾隆31年〕 垣曲縣志 卷3
〔邑人、王永祿、重修城隍廟記〕殿之左右、曰東廊、西廊、其下曰樂樓。	〔知縣蔡彝、重修城隍廟碑記〕天順甲申坊西士夫王孟平偕衆大發虔誠、舍捐己貲鳩材僱工勤勞懇款、起正殿五楹、香祭亭、轉角三間、樂樓轉角三楹、成化丙戌落成	〔城隍廟圖〕 樂樓圖（附圖4）	〔城隍廟〕 ：樂庭二間	〔城隍廟〕 ：樂樓一座：	〔城隍廟〕乾隆三十一年、知縣湯登泗、因舞樓在二門外西偏、移建正南

鄆陵縣	郟縣	葉縣	郟縣	新鄉縣
東縣治				前縣治
樂樓	樂樓	樂樓	悅神樓	樂樓
順治6年	順治3年	萬曆15年	嘉靖年間	嘉靖11年
創建			創建	創建
(同治4年) 鄆陵文獻志、卷14	(順治16年) 郟縣志卷8	(同治10年) 葉縣志卷9	(康熙12年) 汝州全志卷2	(康熙32年) 新鄉縣續志、卷9
〔城隍廟〕 順治六年、知縣孫丕承重修增建誥勅題名碑、各亭前門三間、樂樓一座	〔明、劉濟、城隍廟修建樂樓記〕 順治三年、衛氏王公龍來尹吾邑：謁廟、初嘆其未就：於是市良材、伐堅石	〔高文登、重修城隍廟樂樓記〕 今上、丁亥（萬曆15年）予奉命來宰葉：於是鎮民胡景松、張志友出而肩其任焉、遠近之人耳其事、罔不量力施捨、輟木運粟、捐貲鳩材、乃首事樂樓。樂臺若干似、廣如之、上建層樓三楹、凡父老伏臘祈報奏樂者亟就之	〔城隍廟〕 嘉靖間始建悅神樓一座、巍巍可觀	〔明、梁問孟、重修城隍廟記畧〕 廟自國初來、湫隘舊塵：嘉靖壬辰、諫議李公胤寅、兵憲路公季馴、慨然興思、相與請諸上、謀諸衆、募隅隙之財、拓而安之、飾而新之、後闢正宇、前列戟門、中築甬路、路起樂樓、廟貌為之改觀、而春秋祈報得免於弗欽之愆、迨今四十稔：萬曆三年三月

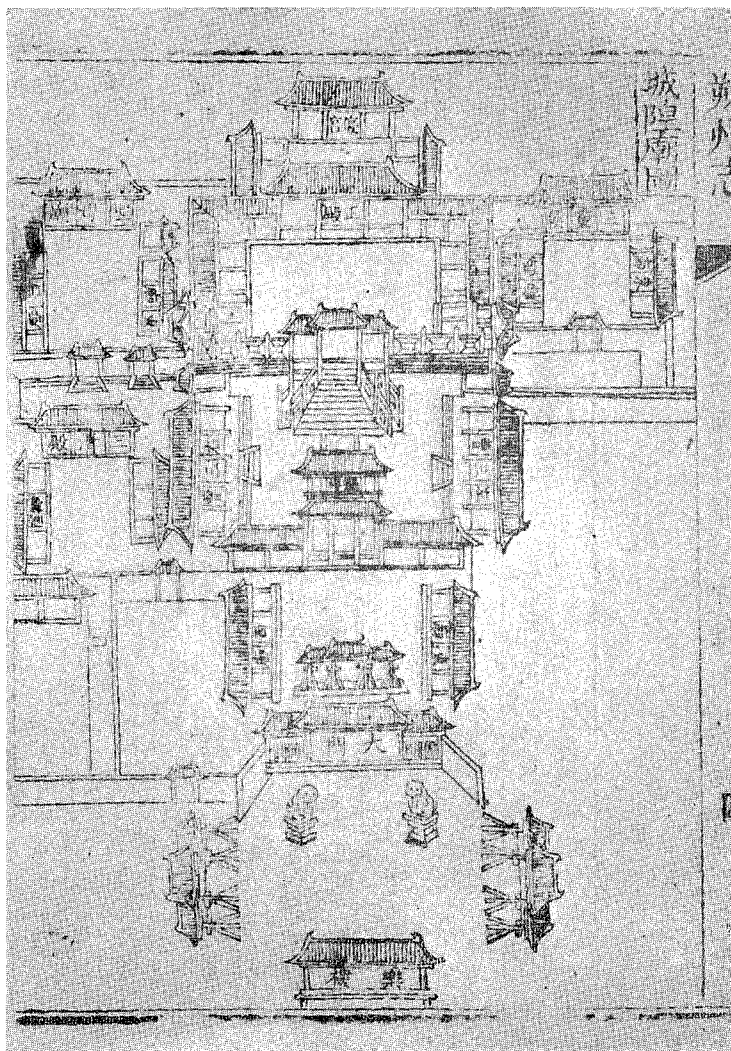
鄭 縣	考 城 縣	桐 柏 縣	固 始 縣	登 封 縣	寶 豐 縣
東州治	街西縣 北南治	東縣治	西門	西縣治	內縣治
樂 樓	戲 樓	戲 樓	戲 臺	演 劇 樓	樂 樓
康熙53年	康熙38年	康熙31年	康熙26年	康熙33年	明 末
重修	已建				
卷3 (乾隆19年) 鄭縣志	卷1 (康熙38年) 考城縣志	卷8 (乾隆19年) 桐柏縣志	卷8 (乾隆51年) 固始縣志	卷4 (康熙35年) 登封縣志	卷2 (康熙12年) 汝州全志
〔城隍靈佑侯廟〕 康熙五十三年、知州張鉉重修樂樓。	〔城隍廟〕 正殿三間、後殿三間、中戲樓三間、東西兩廊各七間、戲樓東西角門各一間	〔康熙壬申仲夏、邑令高士鐸修城隍廟碑記〕 ：計創、牌坊一座、石甃甬道十二丈五尺、重建馬殿三間、社令廟三間、戲樓三間：	〔城隍廟〕 康熙三十六年、知縣楊汲楫、於街南、建戲臺一座	〔城隍廟〕 大殿三間、前為捲棚、後為寢殿、左右兩廊共三十六間、甬道周圍置石欄、再前為演劇樓、為儀門：正統間知縣趙興重修、康熙三十三年知縣張聖詒重修	〔城隍廟〕 明末建樂樓一座、被兵焚毀

陝西					
扶風縣	定邊縣	岐山縣	通許縣	宜陽縣	虞城縣
北東街	北縣街	西縣北街	東縣治	中在街	西縣北街
戲臺	樂樓	戲樓	戲樓	舞樓	戲樓
崇禎6年	萬曆6年	萬曆1年	乾隆35年	乾隆35年	乾隆7年
		創建		重修	創建
〔嘉慶23年〕 扶風縣志 卷6	〔嘉慶25年〕 定邊縣志 卷3	〔光緒11年〕 岐山縣志 卷3	〔乾隆35年〕 通許縣志 卷1	〔乾隆35年〕 宜陽縣志 卷5	〔乾隆10年〕 虞城縣志 卷8、卷3
〔城隍廟〕 崇禎六年、知縣王國訓建戲臺。	〔城隍廟〕明萬曆六年、兵備副使姚繼可重修大門三間、上置樂樓、有碑記	〔城隍廟〕 萬曆元年、知縣馬彥卿增建獻殿東西司及戲樓。	〔城隍廟圖〕 戲樓圖〔附圖6〕	〔隍廟圖〕 舞樓圖〔附圖5〕	〔蔣光祖、重修城隍廟碑記〕 肇修於壬戌之春、告竣於癸亥之夏、特增戲樓三楹 〔城隍廟〕乾隆七年、知縣蔣光祖捐資倡衆、將前後殿宇大門、重新並創戲樓一所

隴州	平利縣	漢陰廳	鳳翔縣		華州
東州治	街城西	東署	北城隅西		東州治
樂樓	戲樓	樂樓	戲東樓西		樂戲樓樓
乾隆31年	乾隆21年	乾隆17年	乾隆11年		康熙25年
	已建	改建	增建		
卷8 (乾隆31年) 隴州續志	卷2 (乾隆21年) 平利縣志	卷9 (嘉慶23年) 漢陰廳志	同右 卷2	卷7 (乾隆32年) 鳳翔縣志	(光緒8年) 華州三續志、卷12
〔吳炳、重修城隍廟記〕按廟碑、康熙二十九年、前州劉繼曾經修葺、歷六十餘年、未匝歲而獻殿、兩廊樂樓牌樓大門照牆、均告成焉			〔府城隍廟〕乾隆十一年、邑人王廷貴等募化重修、增東西戲樓各一座		〔翰林、武維寧、重修城隍廟碑記、康熙二十五年〕：大門內左右各建、戲樓、時郡人屈偉庾者、獨立輸六十金、改二門為樂樓、功起於丁丑二月、告竣於十月
〔城隍廟〕 大門戲樓三間、正殿三間、前廊共六間			〔國朝、孝廉、劉錫範、重修郡城隍廟記〕：左右鐘鼓樓二門、遠門、內外牌樓大樂樓、以及道房齋堂、施茶湯房、亦屹然完固、燦然改觀、且於廟西南隅、添創戲樓一座、會內公貲所出也、東南隅、添創戲樓一座、邑人李際榮獨力所捐也		

大荔縣	白河縣	淳化縣	洛川縣	涇陽縣	長安縣
北縣治	門縣北	北縣治	東縣治	街安處北	西縣治
戲樓	戲樓	樂樓	樂樓	樂樓	樂樓
乾隆51年	乾隆47年	乾隆46年	乾隆43年	乾隆43年	乾隆33年
已建		新建	増建	已建	已建
卷7 (乾隆51年) 大荔縣志	卷5 (嘉慶6年) 白河縣志	卷9 (乾隆49年) 淳化縣志	卷11 (嘉慶11年) 洛川縣志	卷2 (乾隆43年) 涇陽縣志	卷16 (嘉慶17年) 長安縣志
〔縣城隍廟〕 …戲樓…	〔城隍廟〕 戲樓一座…乾隆四十七年、知縣李宗信捐俸、率閭邑士庶、重修	〔城隍廟〕乾隆四十六年、知縣萬廷樹捐俸重修寢室正殿、各五間、獻殿三間、廊房十六間又新建樂樓三楹	〔城隍廟〕乾隆四十三年、知縣溫崧増建…又益以鐘鼓樂樓、凡三座、計費白金若干(有韓鳳舞碑記)	〔城隍廟〕計大門前木牌樓三間…二門內樂樓三間	〔城隍廟〕乾隆三十三年重修、建築樓

〔附圖1〕 雍正12年，山西・朔州志，城隍廟圖，樂樓

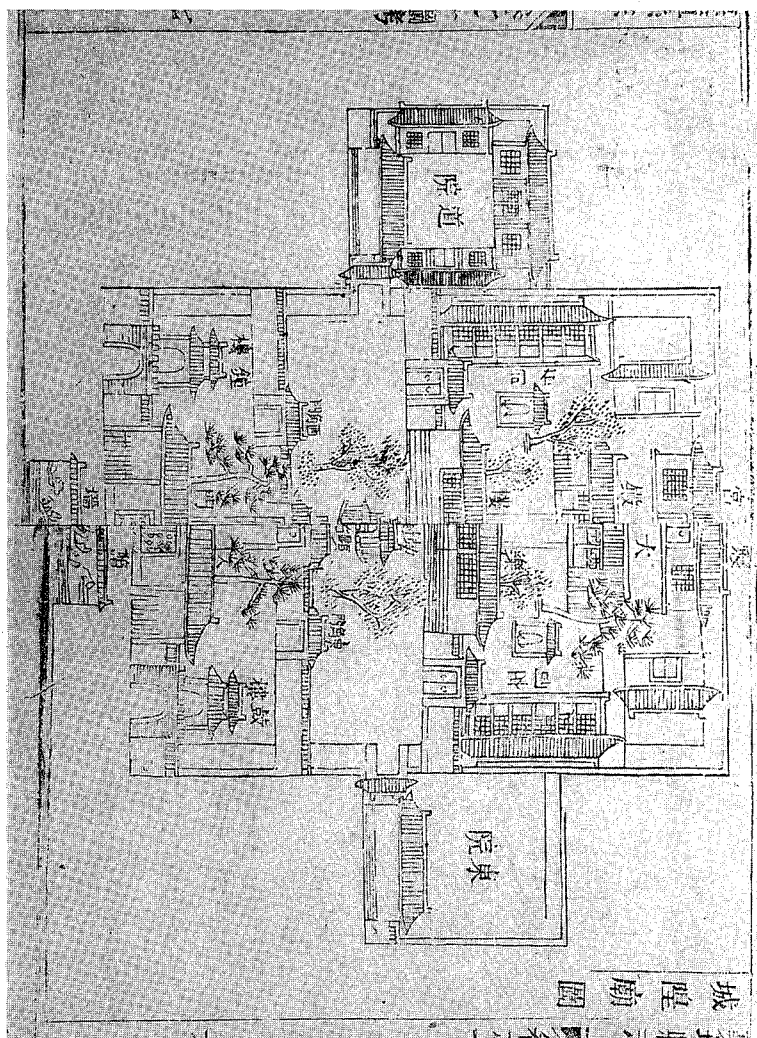


(東洋文庫藏本)

〔附圖2〕 乾隆 35 年、山西・孝義縣志、第 3 冊、城隍廟圖、戲樓



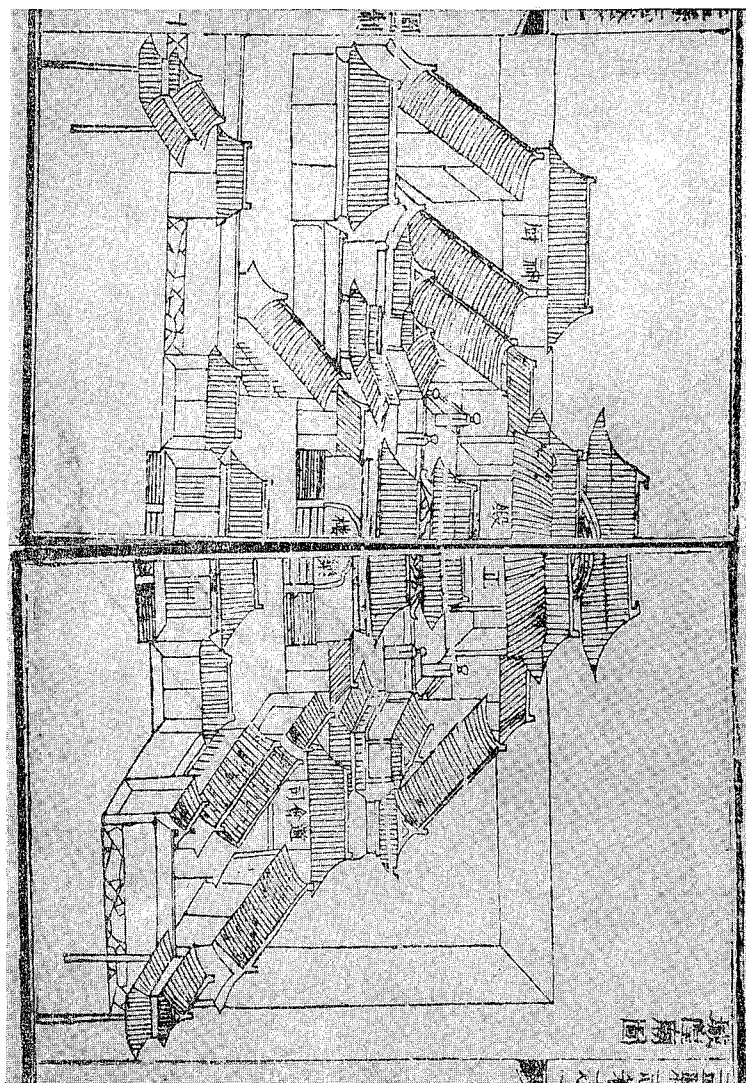
(東洋文庫藏本)



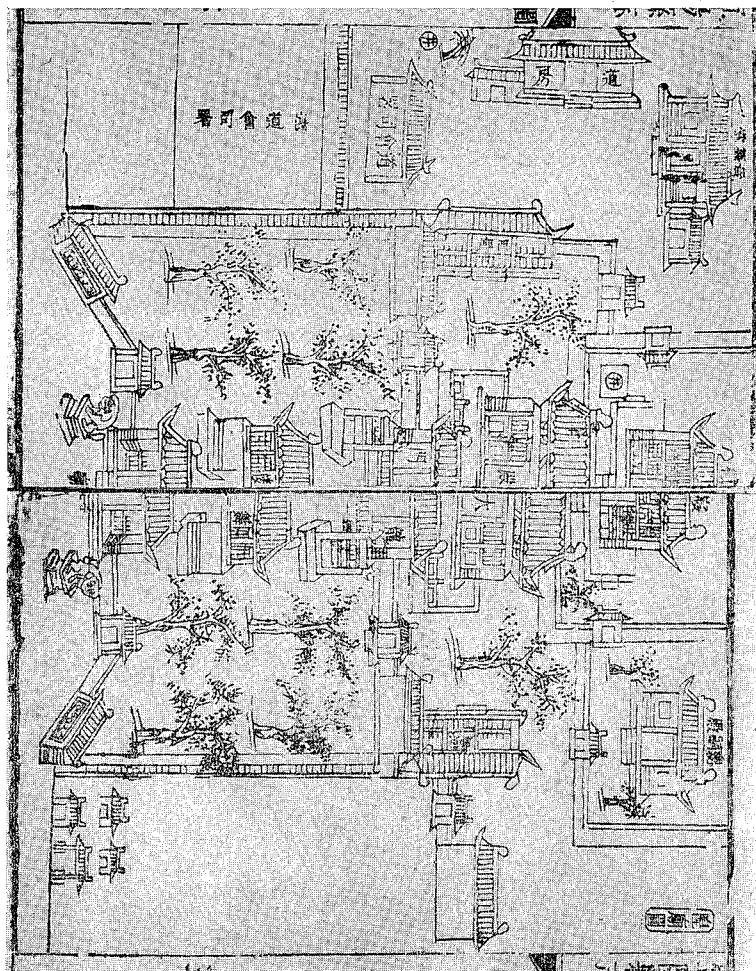
〔附圖3〕乾隆47年、山西・襄垣縣志、城隍廟圖、樂樓

(東洋文庫藏本)

〔附圖4〕乾隆55年、山西・五縣志、城隍廟圖、樂樓



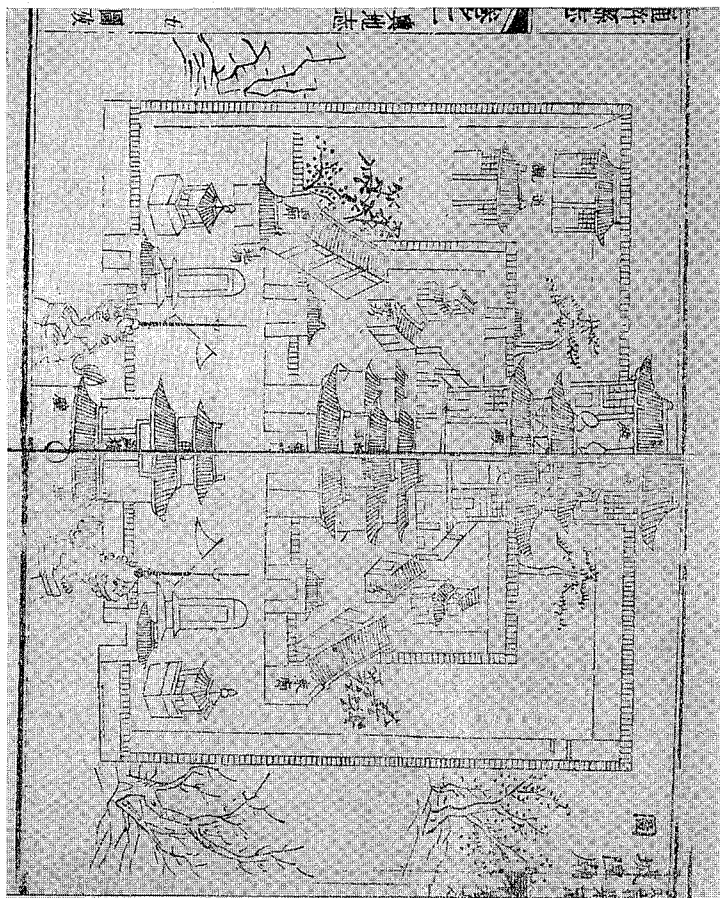
(東洋文庫藏本)



〔附図5〕乾隆12年、河南・宜陽縣志、隍廟圖、舞樓

(東洋文庫藏本)

〔附圖6〕乾隆35年、河南・通許縣志、城隍廟圖、戲樓



(東洋文庫藏本)

明清・華北地方劇の研究

これらの舞台建設記録を見ると、河北・山西・河南・陝西の各地方を通じて、城郭内の城隍廟は多く明の嘉靖、万暦の頃に最初の舞台建設記事を見出すことができ、特に、山西・河南の一部では、成化年間に迄、さかのぼり得るものがある。全体として、殆んど康熙までには建設を完了しており、乾隆のものは多くは、補修か重修かである。勿論、明清時代の城隍廟碑記の類のすべてが舞台建設について触れている訳ではなく、特に明代の碑記には舞台記事は極めて少ないので、一部を以って全体を推す外はないのであるが、右の諸記録において嘉靖・万暦の頃から順治にかけて記録の数が急増する傾向だけは確実に認めることができるのであり、従って城隍廟演劇の盛行も亦、成化・弘治から嘉靖・万暦の頃に始まっているものと見てよいのではないかと考える。

第三節 関帝廟の演劇

城隍廟と並んで明清地方都市に最も多くの演劇記録を残しているのは関帝廟である。関帝、即ち關羽は恐らく最初は、南方諸地域の土地神たる樊噲・紀信などに対応して山西地方の各県土地神としての信仰を集めていた一地域神にすぎなかったと思われるが、明朝が思想統制の意図の下に、これに漢寿亭侯の称号を与えて忠義廟として別格の尊崇を加えて以来、次第に官廟としての重きを加えてきた。特に明代では武官登用の武举の守護神としての性格をも与えられて、全国各府県城郭内にその祠をもつに至っており、その祭礼、特に五月十三日の神誕日には盛んに演劇が奉納された。

明代の関帝廟演劇記録は乏しいが、それでも、例えば、山西・洪洞県における明・嘉靖年間の同知、于漢の「重修関帝廟記」(民国六年、洪洞縣志、卷15)には、

△亭前十步許、爲露臺、臺之上、亦建亭、爲三歲時、栖伶人以供絲竹：

の如き文があり、「伶人を栖ましめて以って絲竹を供す」の語は恐らく雅樂ではなくして俗樂演劇を指すものであらうと考えられる。

続いて、清代における地方志風俗志の条を見ると、そこには断片的ながら多数の關帝廟演劇、多くは五月十三日の神誕演劇の記録が各地の風俗として記載されている。地方別に記すと次の通りである。

△仲夏十三日、作醺事、戲劇以事關壯繆、（河北・昇平州志—康熙12年—卷1）

△五月十三日、俗爲關帝誕、百戲角觝、集倡優樂之、（河北・永平府志—康熙50年—卷5）

△五月十三日、演戲、關帝廟賽會、（河北・順義縣志—康熙58年—卷2）

△五月十三日、俗謂關帝誕辰、演戲、（河北・樂亭縣志—乾隆20年—卷5）

△五月十三日、祀關帝廟演劇、（河北・邱縣志—乾隆47年—卷1）

△五月十三日、關聖廟演戲、祭賽、各處皆同、（山西・朔平府志—雍正11年—卷3）

△五月十三日、獻戲、設供、祭享關帝、凡三日、（山西・廣靈縣志—乾隆19年—卷4）

△五月十三日、祀關聖大帝、設供演劇、（山西・和順縣志—乾隆33年—卷7）

△五月十三日、官具太牢牲帛、致祭關聖大帝、士民有獻戲設供者、俱必誠敬豐潔、數日不絕、（河南・陽武縣志—

乾隆10年—卷9）

右の諸記録では、五月十三日は關帝の誕辰と考えられているが、四川方面では「誕辰」でなく、「單刀会」の日と信ぜられ、当日には、關羽が刀を磨ぐため、必ず雨が降るといふ伝説があった。

△五月十三日、慶祝關聖演劇數日、名單刀會、（四川・峽眉縣志——嘉慶18年——卷1）

△五月十三日、俗傳關單刀會、二□□□□□陰神誕、皆演劇、極爲煩囂、（四川・洪雅縣志——嘉慶18年——卷3）

△五月十三日、俗傳關帝單刀赴會之期、民間演戲慶賀、（四川・溫江縣志——嘉慶20年——卷14）

△五月十三日、謂之單刀會、城市鄉場俱演戲、慶祝關帝、（四川・邛州直隸州志——嘉慶23年——卷6）

このように地域によって異なった言い伝えがあるということはこの演劇慣習が新しいものでなく古くからの土着的伝統に基づく俗礼に由来することを暗示するものと言えよう。

このほか、場所によって四月八日にも関帝廟演劇のことが見えるが、これは仏教系・東嶽廟系の諸寺廟（城隍廟を含む）の演劇期に惹かれた比較的新らしい慣行であると思われる。

△四月八日、浴佛會、演戲、祀關聖帝于南關、自朔至期、邑人少長咸集歡歌、飲于其處、（河南・舞陽縣志——乾隆

10年——卷4）

△四月八日、赴北嶽廟、焚香進紙、鋪戶各行、于關聖廟唱戲數日、供設花盤紙工、極其精潔、（山西・雲中郡志——

順治9年——卷2）

このように、関帝廟演劇の風習は土地神的俗習に発しながら、城隍廟の場合と同様に、明清時代を通じて都市的民間信仰の要素をも吸収する形で形成され、山西を中心に陝西・河南・河北方面に大きな根を張ることになった。但し、その本来有していた山西土地神としての地域的性格の限界から、江蘇・浙江等の江南方面では、一応、武廟としての祠廟の建設は行なわれていても、演劇上演の如き熱烈な民間行事の盛り上りはなかったようである。関帝演劇の風習はそれが武廟・忠義廟として官廟化されたということ以上に、升官発財の神、財神として山西商人・陝西商人の

信仰を集めた点にその隆盛の主たる原因があり、この点は従来のギルド研究者によっても、しばしば指摘された通りである。

舞台建設記録は城隍廟に次いで多く、この廟の祭礼が演劇を不可欠のものとしていたことがうかがわれるが、その分布はやはり、山西・河南・陝西方面に偏している。

河 北					地 方
府 縣	所 在	舞 台 名 称	舞 台 建 設 年	資 料	記 事
武 安 縣	外・北 関	樂 樓	萬 曆 25 年	(康熙 50 年) 武安縣志 卷 8	〔關帝廟〕 萬曆二十五年、知縣張書建樂樓。
平 山 縣	西 縣 治	戲 樓	崇 禎 12 年	(咸豐 4 年) 平山縣志 卷 2	〔關聖廟〕 崇禎間、知縣楊其光建戲樓三間、(有碑記、崇禎十二年)
懷 柔 縣	大 東 門 內	戲 樓	康 熙 60 年	(康熙 60 年) 懷柔縣新志 卷 2	〔關帝廟〕 殿前戲樓一座
肥 鄉 縣	縣 治 西 南	樂 臺	雍 正 10 年	(雍正 10 年) 肥鄉縣志 卷 1	〔關帝君廟〕 康熙四年湮沒、壬子知縣王公建門外樂臺一座
三 河 縣	東 城 街 內	戲 樓	乾 隆 25 年	(乾隆 25 年) 三河縣志 卷 3	〔關帝廟〕 三代供後殿、前有戲樓

山 西			山 東		
萬泉縣	洪洞縣	潞川縣	東阿縣	掖縣	廣宗縣
北縣治 閔街	恒德坊街	西外河門 岸	縣治 東	北城 之閘	
樂樓	亭	歌臺	戲樓	戲樓	戲樓
萬曆44年	嘉靖10年	乾隆31年	乾隆8年	雍正12年	乾隆30年
	創建			創建	創建
(乾隆23年) 萬泉縣志 卷8	(民國6年) 洪洞縣志 卷15	(乾隆41年) 潞川縣志 卷2	(道光9年) 東阿縣志 卷8	(乾隆23年) 掖縣志 卷1	(民國23年) 廣宗縣志 文徵上7
〔董汲漢、關聖廟碑記〕 萬曆乙卯關西建吾姚公奉命來尹是邑。欲改作之。起工於乙卯之春。落成於丙辰之秋。樂樓三間。	〔同知、于璞、重修關帝廟記〕 亭前十步許。露臺。亭之上亦建亭。爲三歲時。栖伶人以供糸竹。始建於(嘉靖)辛卯春正月。訖工於夏六月。	〔關帝廟〕 乾隆三十一年。邑令趙公王槐。外爲大門。門上爲歌臺。	〔關帝廟〕 乾隆八年。當商梁培基等就其地。改建館。建大殿三間。抱廈三間。前爲戲樓三間。	〔關帝廟〕 雍正十二年。知府嚴有禧。張倣載。建立。戲樓一間。	〔呂上沅、重修關帝廟記〕 治乾隆三十年間。復廣購民地。增建。重修之。

和順縣	應州	壽陽縣	洪洞縣	垣曲縣	壺關縣
	內甕西門	內南門	坊恒德街	坊進賢	
樂樓	樂樓	樂樓	戲樓	樂樓	歌臺
萬曆41年	萬曆年間	順治3年	順治3年	順治5年	順治11年
	創建	創建	創建	已建	增修
〔乾隆23年〕 和順縣志 卷8	〔乾隆34年〕 應州續志 卷9	〔乾隆36年〕 壽陽縣志 卷8	〔民國6年〕 洪洞縣志 卷8	〔乾隆31年〕 垣曲縣志 卷3	〔康熙20年〕 壺關縣志 卷12
〔杜甫才、重修關帝廟碑記〕 建於洪武十八年、重修於正德十三年、外有樂樓大門、役始於明神宗四十一年夏四月、告竣於今歲之二月	〔左光圖、重修關帝廟碑記〕 明之萬曆、州尊徐公恢大之、高其殿廡、大其門坊、建築於南、乙酉歲、移建築樓甕城門外、與正殿對不一	〔關帝廟〕順治三年落成、邑人趙聯齋有撰記云：建築樓以儼奏假之處、始於大明崇正甲申、落成於大清順治丙戌	〔關帝廟〕清順治二年、邑紳劉令馨增建戲樓。康熙四十九年、邑紳韓居大等重修春秋樓並戲樓。	〔關聖廟〕順治五年、七年、九年、知縣李榮宗、邵起鳳、徐繩式並修樂樓、常住俱備	〔宋輔、重修關帝廟記〕〔順治〕甲午夏、不佞承乏、令壺下車、丙申歲豐稔、歌聲舞樹之增、以雕欄也

朔 州	石 樓 縣	沁 源 縣	汾 陽 縣	隰 州	陵 川 縣
城 內	門在地	外東 關	南大 門城	東晉在 廟城	
樂 樓	戲 臺	戲 臺	樂 樓	臺 樓	樂 臺
雍正12年	雍正7年	康熙60年	康熙60年	康熙48年	康熙46年
已建	創建	創建	已建	已建	
卷首 (雍正12年) 朔州志	卷8 (雍正10年) 石樓縣志	卷6 (民國23年) 沁源縣志	卷2 (康熙60年) 汾陽縣志	卷24 (康熙48年) 隰州志	卷37 (光緒8年) 陵川縣志
樂樓圖(附圖7)	〔袁學謨、重修關帝殿碑記〕 …啓於乙酉仲春月、至仲秋即告厥成、大殷一重、後宮三間、戲臺前列東西角門、是爲時雍正七年桂月也	〔結義閣〕 康熙六十年、庠生郭汲爲等於關前、建一戲臺。	〔關聖廟〕 …前樂樓三楹、中有獻亭	〔胡文煥、新建關廟記〕 建正殿三間、東西廊各五間、臺樓一座、歌頌與焉、較之昔日、瞻謁無像、歌頌無臺、其相去、何啻千萬	〔平郭鼎(康熙四十年任)重修武曲關帝廟碑記〕 丁亥秋謀於予、今則大門增建九楹、中即奉神之樂臺

介休縣	孟縣	沁源縣	孝義縣	平定州	襄垣縣
	隅西城 南內	村王鳳	城內	後下 街城	東縣 治
演劇臺	樂樓	樂臺	戲樓	戲樓	樂樓
乾隆59年	乾隆55年	乾隆55年	乾隆35年	乾隆34年	乾隆1年
	已建		已建		
卷12 (嘉慶24年) 介休縣志	卷1 (乾隆55年) 孟縣志	卷7 (民國23年) 沁源縣志	第三冊 (乾隆35年) 孝義縣志	建置 (光緒8年) 平定州志	卷2、1 (乾隆47年) 襄垣縣志
坊、前爲三門、中爲大殿、殿前爲演劇臺… 〔汪本直(乾隆四十八年任、知縣)新建武廟碑記〕…越甲寅乃葺事、廟臨通衢、建東西二	樂樓圖(附圖10) 〔關帝廟圖〕	〔王鳳村、重修關帝廟碑記〕 (乾隆五十五年)廟之南、建樂臺。	〔先農壇圖〕 關帝廟戲樓圖(附圖9)	〔關帝廟〕 乾隆三十四年、署知州姚學瑛復修並建山門戲樓。	〔關帝廟〕 …樂樓九間…乾隆元年修 〔府城新建關帝廟圖〕 樂樓圖(附圖8)

河 南				
靈寶縣	汜水縣	南樂縣	考城縣	長垣縣
門內東関	虎牢南施門	典史宅北	西南堤向	東関
樂樓	樂樓	戲樓	戲樓	戲樓
嘉靖34年	順治14年	康熙11年	康熙38年	康熙43年
		創建	已建	重修
(康熙29年) 靈寶縣志 卷4	(乾隆9年) 汜水縣志 卷4	(康熙50年) 南樂縣志 卷2	(康熙38年) 考城縣志 卷1	(嘉慶15年) 長垣縣志 卷6
〔賀賁、重修關帝廟記〕 ：縣治民域、舊有王之廟在門内、嘉靖癸卯、移置東南、乙卯、地大震、廟基圯、庠生荆君輒居近廟隅、爲我心惻、遂留者民李漢、王橘等三十四人、各捐己貲同募、緣道人湯守鳳乃告邑侯鳳崗、楊公、督理在上、同力合作、不日成之、正殿樂樓兩廡、煥然一新	〔三義廟〕順治十四年、知縣鍾無暇捐修、未竟、司崇禮、張進廣爲化募、生員王璧等鳩工材、庀建拜殿、爲樂樓、起廊廡、築垣墻、内外煥然一新	〔關帝廟〕康熙十一年、知縣方元啓捐資重修另構前後捲棚戲樓	〔關帝廟〕正殿三間、大門三間、東西房二所、義民胡強倡衆捐資、創建戲樓一所	〔關帝廟〕國朝康熙四十三年、山西徽富商重修戲樓

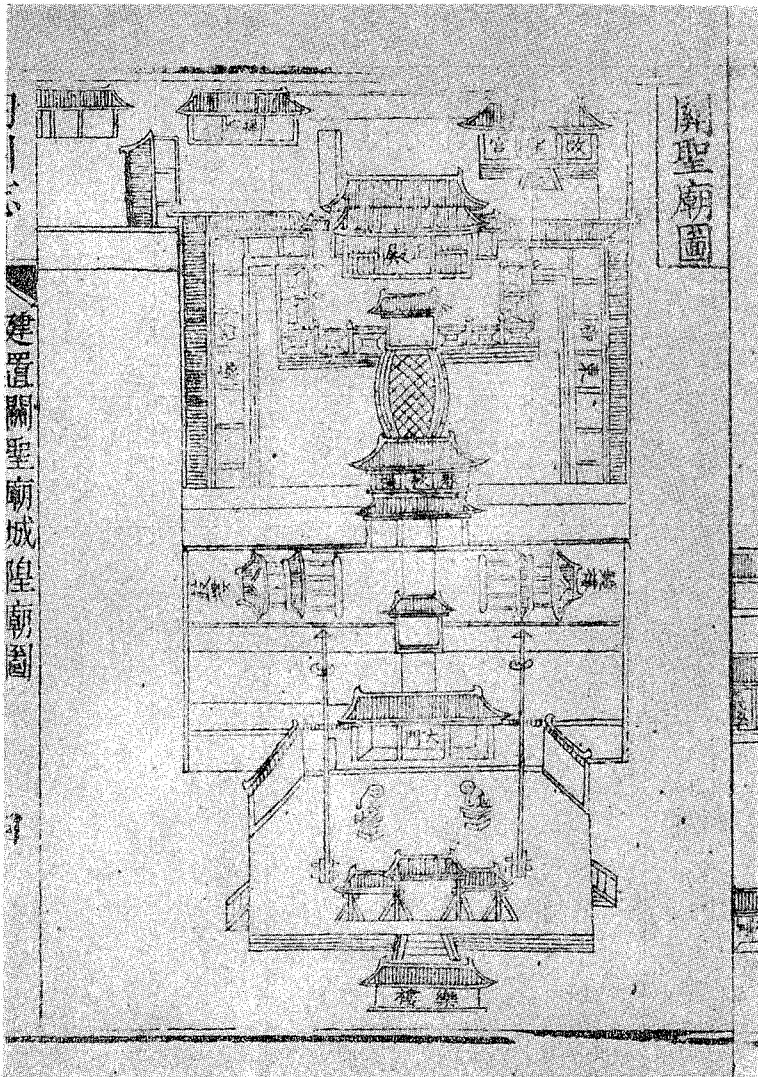
懷慶府	鄆陵縣	浙川廳	彰德府	溫縣	中牟縣
內府城	岡東縣北治	西廳治	城內		東閔
戲樓	樂樓	演劇樓	樂樓	舞樓	樂樓
乾隆54年	乾隆52年	乾隆49年	乾隆40年	乾隆24年	康熙48年
已建	創建	增飾		已建	創建
卷首 (乾隆54年) 懷慶府志	(同治4年) 鄆陵文獻志、卷14	(咸豐10年) 浙川廳志 卷1	(乾隆52年) 彰德府志 卷26	(乾隆24年) 溫縣志 卷首	(乾隆19年) 中牟縣志 卷2
戲樓圖(附圖12)	〔關帝廟〕乾隆五十二年、知縣洪運仁移大殿於右、三公祠於左、正殿五間、創建樂樓一座	〔關帝廟〕乾隆四十九年、同知楊廷芳、羅楨、知縣許耀廷重修加建：增飾演劇樓	〔李掖垣、重修關帝廟碑記〕 〔乾隆〕乙未之秋衆以廟貌日、益多剝：今於山門外增：樂樓	〔武廟圖〕 舞樓圖(附圖11)	〔關聖廟〕 康熙四十八年、知縣李其昂建正殿三間、大門三間、樂樓一座

陝西		定邊縣	
澄城縣	安定縣	南縣外廂門治	
舊縣遷於廢城	東關		
樂樓	樂樓 戲樓	樂樓	戲樓
雍正12年 乾隆34年	康熙初年	康熙末年	萬曆42年 康熙22年
卷27 (咸豐1年) 澄城縣志	卷8 (道光26年) 安定縣志	同右 卷14	卷14 (嘉慶25年) 定邊縣志
監生張經、生員張廷佐、楊永盛路會義營地、增二十餘堵、基址始爲方正、遂即地新建樂樓一座、與雍正十二年建東樂樓並峙：乾隆三十三年、樂樓左右各建耳門：成於己丑夏	〔張作肅、重修武廟碑記〕 監生張經、生員張廷佐、楊永盛路會義營地、增二十餘堵、基址始爲方正、遂即地新建樂樓一座、與雍正十二年建東樂樓並峙：乾隆三十三年、樂樓左右各建耳門：成於己丑夏	〔王鴻薦、重修關帝廟碑記〕其創建於何年、向無碑版可考憶、余綏角時、所憶、則正殿三間、捲棚五間、前爲樂樓：又前爲水陸殿、而馬殿即附於大門之左右、越官路而北爲戲樓：樂樓爲前縣尉陳君正銓所首倡：康熙五十六年重修：于大門前、起洞作橋、直接戲樓舊洞、洞上仍作戲樓三間	〔署安邊理事、同知、多福、重修關帝廟碑記〕 ：萬曆四十三年、副將姚德明率屬劉保等重修正殿兩廊、建修戲殿樓宮戲樓：繼有康熙二十二年：從事、於癸酉五月興工、甲戌九月落成計修正戲殿各五間：樂樓五間 〔邑貢生、牛薦撰、重修關帝廟碑記〕（康熙）末年：工始、於四月吉日、告竣於五月初旬：樂樓增粧也

雒南縣	白河縣	涇原縣	平利縣	懷遠縣	潼關廳
	崗縣北	北巷寺惠北 稍西果門	外東在 門城	門城外南	
戲樓	戲樓	樂樓	戲樓	樂樓	戲樓
乾隆52年	乾隆48年	乾隆35年	乾隆21年	乾隆12年	乾隆1年
已建			已建		
(乾隆52年) 雒南縣志 附志卷1	(嘉慶6年) 白河縣志 卷5	(乾隆43年) 涇陽縣志 卷2	(乾隆21年) 平利縣志 卷2	(乾隆12年) 懷遠縣志 卷1	(嘉慶23年) 潼關廳志 下
〔三代廟圖〕 戲樓圖(附圖13)	〔武廟〕 戲樓一間：乾隆四十八年、知縣李宗信捐資修補	〔關帝廟〕 計大門前、木牌樓一座、大門七間、樂樓三間：乾隆三十五年、前縣張裕穀、督同紳士重修	〔關帝廟〕 前大門、戲樓三間、正殿三間、後殿三間	〔武廟〕 正殿三楹、後殿三楹、拜殿三楹、樂樓一座	〔秦振、關帝廟碑記〕 ：自寢殿外、達午門及戲樓、於雍正五年丁未三月二十有三日經始、至乾隆元年丙辰八月望日告成

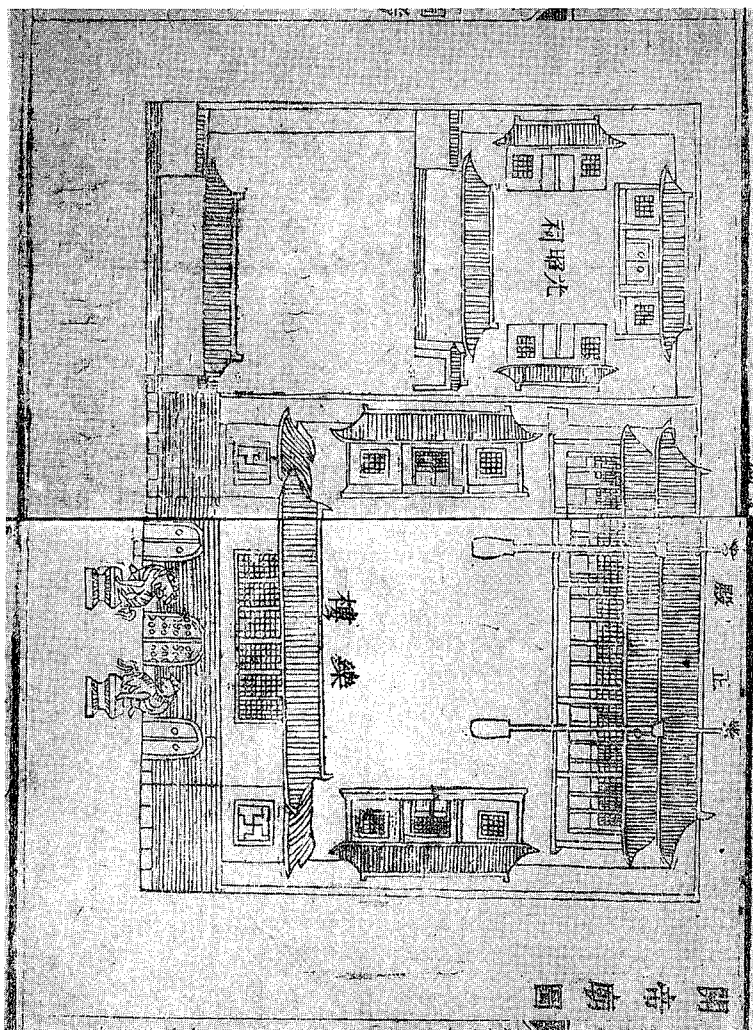
〔附図7〕（雍正12年）山西・朔州志、関聖廟圖、樂樓

明清・華北地方劇の研究



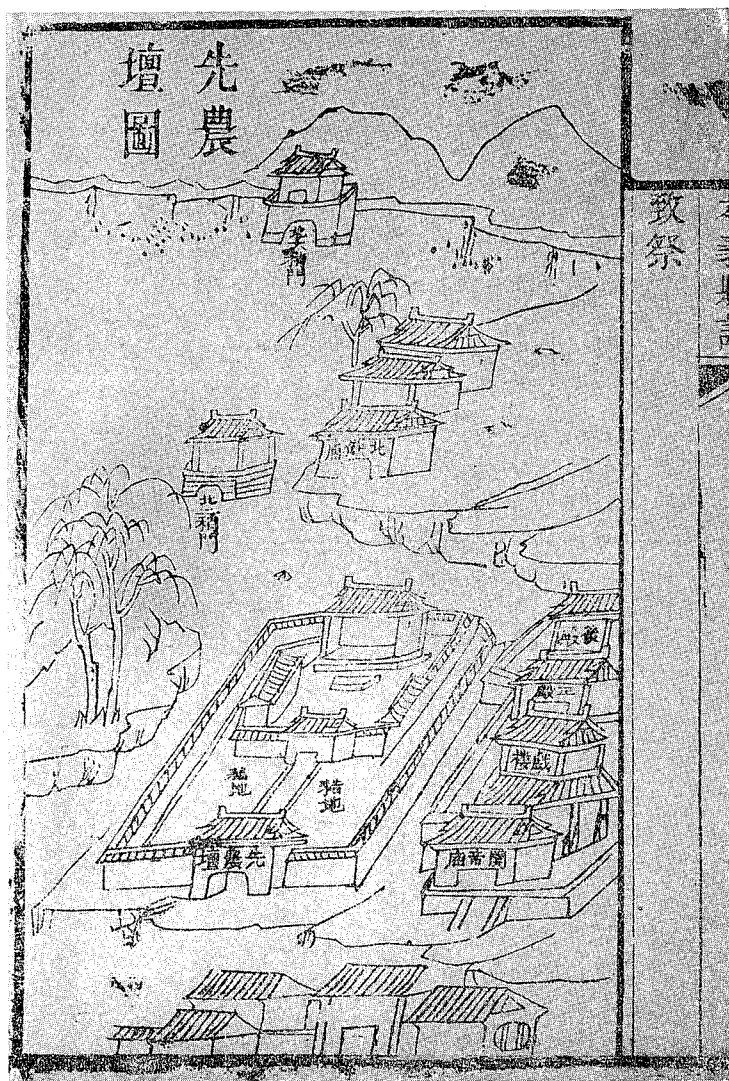
（東洋文庫蔵本）

〔附圖8〕（乾隆47年）山西・襄垣縣志、關帝廟圖、樂樓



（東洋文庫藏本）

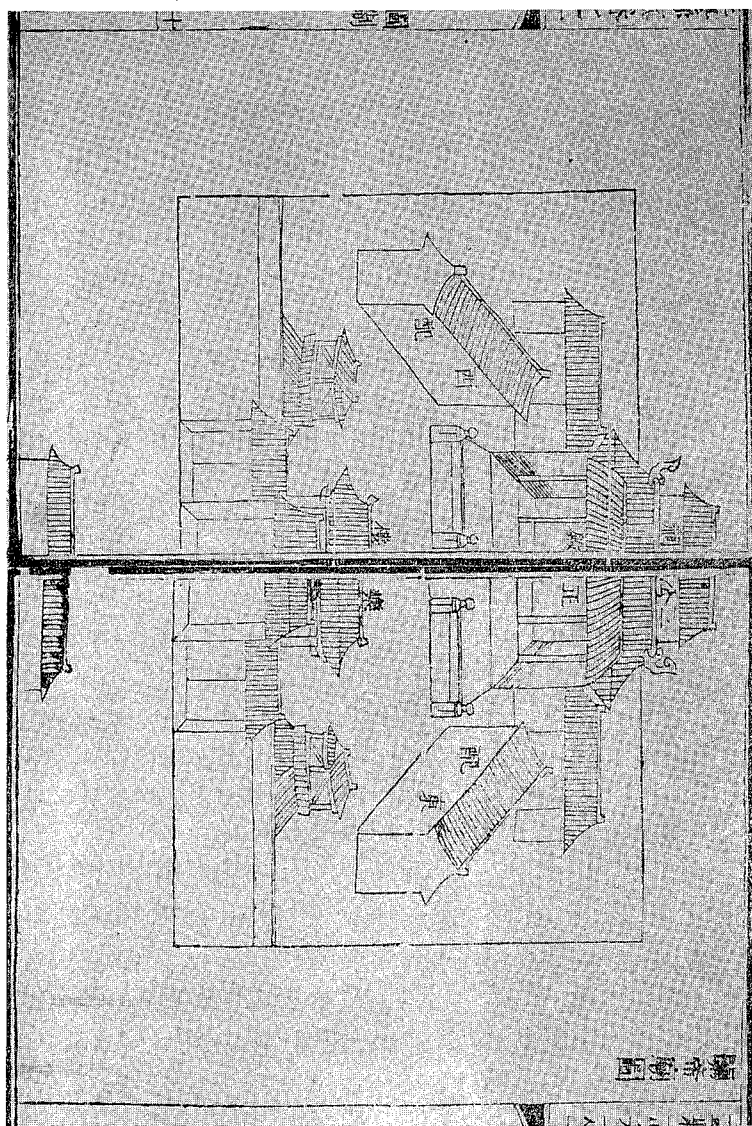
〔附圖9〕（乾隆35年）山西・孝義縣志、先農壇圖、關帝廟戲樓



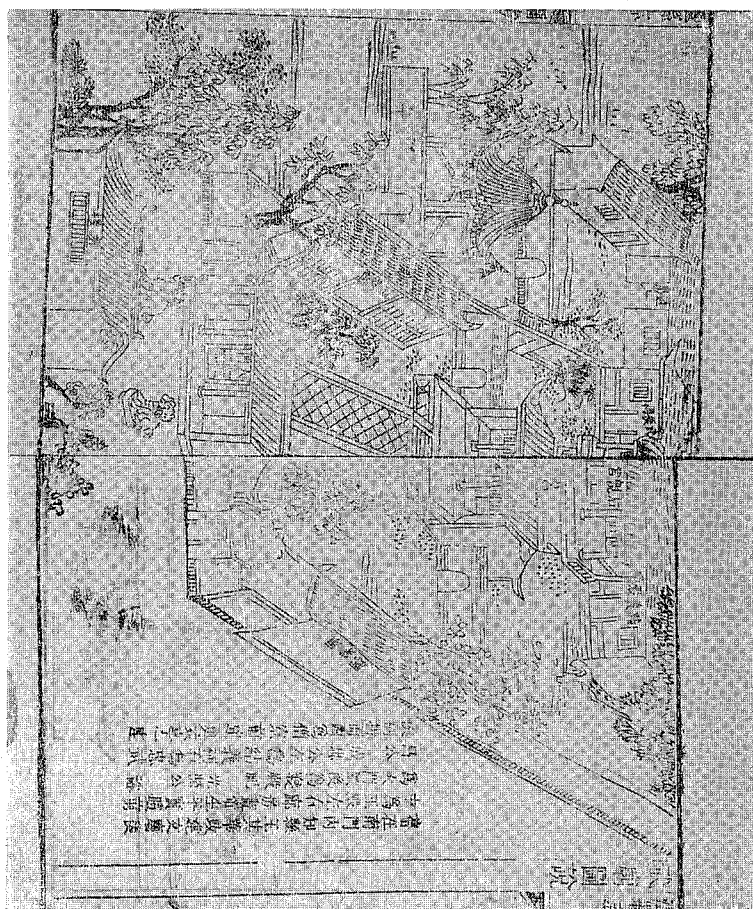
明清・華北地方劇の研究

（東洋文庫蔵本）

〔附圖10〕（乾隆55年）山西・孟縣志、關帝廟圖、樂樓



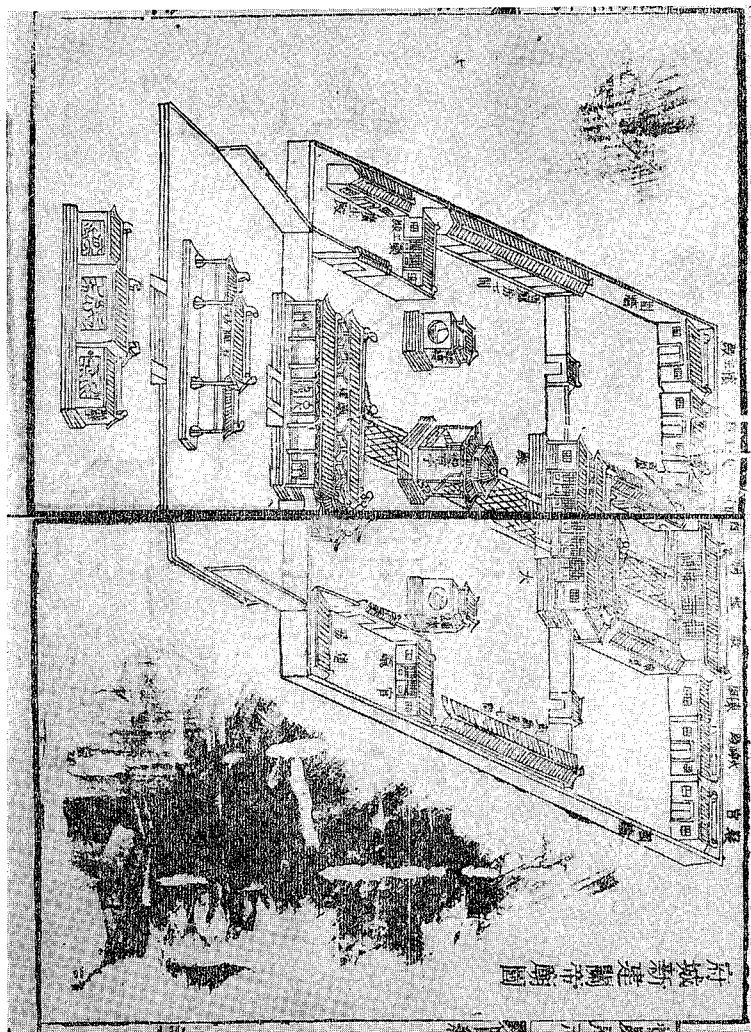
（東洋文庫藏本）



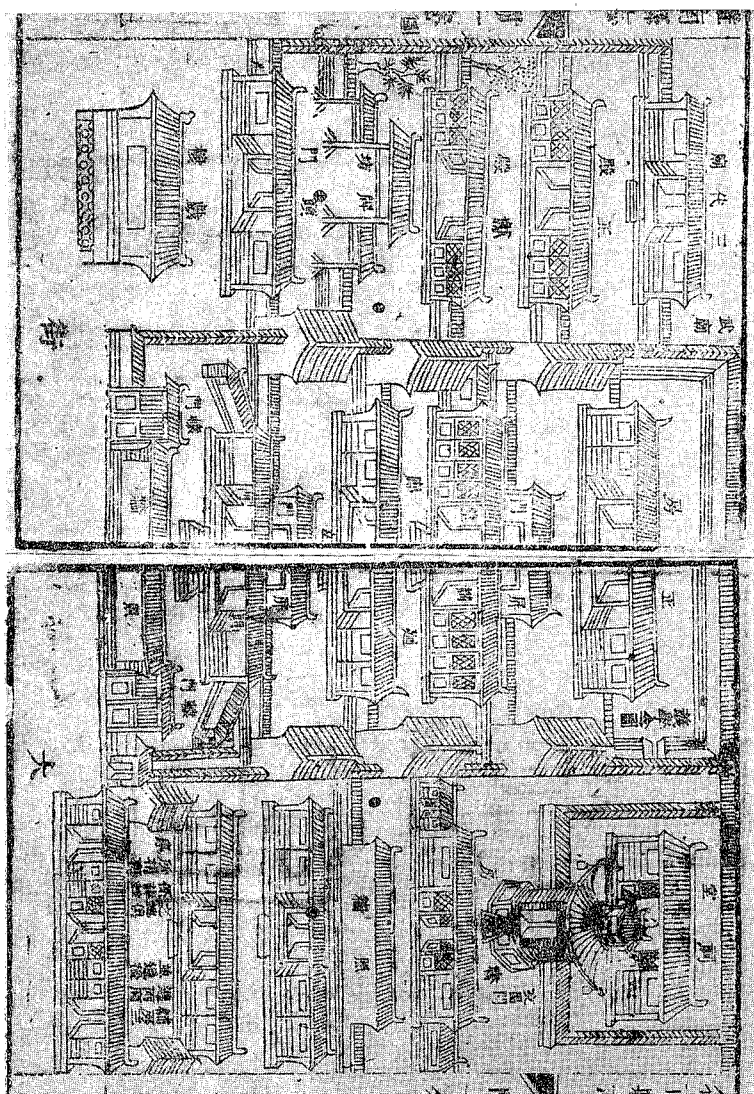
〔附図11〕（乾隆24年）河南・溫縣志、武廟圖、舞樓

（東洋文庫蔵本）

〔附圖12〕（乾隆54年）河南・懷慶府志・府開帝廟圖、戲樓



（東洋文庫藏本）



(東洋文庫蔵本)

これらの舞台記録を見ると、城隍廟と同じく、明の嘉靖・万曆以後に盛行のきざしを認めることができるが、城隍廟舞台のように、成化・弘治のものを見出すことができない。この点を考えると、少くとも、都市に限る限り、関帝廟演劇は城隍廟演劇よりはややおくれて、その流行を見るに至ったものであると推測する。又、城隍廟がその行政神としての性質上、城郭内にただ一つ建設されていたのに対し、関帝廟では、都市城郭以外にも、その小規模な分社的性格のものが農村地帯にも散在していることが多く、郷村とのつながりという点から見ると、却って城隍廟をしのぐものがあつたように思われるのである。

第四節 文昌廟の演劇

城隍廟・関帝廟に次いで城郭内に盛大なる演劇習俗を誇っていたものは文昌廟である。文昌梓潼帝君は道教の流れをくむ民間信仰の神であるが、特に「文運を司る」ものと信ぜられ、科挙（文挙）との関係をもつ士大夫、郷紳の信仰を集めていた。元来は、四川梓潼の郷土神で、四川地方に最も強い地盤をもっていたが、武廟（関帝廟）と対応した文廟として官廟に昇格するにつれ、四川のみならず、全国各府州県の城郭内に官営の祠をもつに至ったのである。そして、この文昌廟に対する祭祀の中、その神誕日、二月三日の廟会には多く俗楽演劇が奉獻され、士大夫の子弟のみならず、広く城内外の住民が参集したと言われる。山西・昔陽県の乾隆初期の「重修文昌祠記」（民國4年、昔陽縣志、卷4）に

△南創樂樓三楹、以樓中間、作祠大門、每遇獻戲、將門閉塞、觀者嘆其未善、多士未及改作：

とあって、文昌廟の演劇舞台が門樓と兼用になっていたため、演劇の最中に門を閉ざると観衆が入りきれなくなる

有様を示しており、乾隆期における文昌演劇の盛況が偲ばれる。

又、河北・永清県における貢生、牛雲焯撰「文昌帝君会約碑記」（光緒1年）（永清縣志）には

△但以社有餘次、共願矢誠、除重新廟宇、歷年武聖人祭品外、打造木斗數枚、收歛遺失字紙、起蓋火池一座、焚化推積殘文、三年一次、敬獻梨園、以彰神麻。乾隆六十年

とあり、会の費用によって三年に一度は（おそらく文萃の年）、必ず「梨園を献すべき」ことを約している。別に、山西・大谷県文昌祠についても

△康熙五十七年、知縣孔興誥拓其地而更新之。自大門迤邐而西、建樓爲歲時演劇之所、堅綽楔焉、（山西・大谷縣志）乾隆六十年——卷2、文昌祠條）

とあって、「歳時演劇」の慣行が清初において確立されていたことを知ることができる。

更に、清代初期の地方志風俗の条にも、文昌廟、神誕演劇の俗習を示す例は甚だ多い。

△二月初三日、文昌誕辰、演戲慶賀、（河北・薊州志——康熙34年——卷1）

△二月三日、文昌誕辰、演戲慶賀、（河北・順義縣志——康熙58年——卷2）

△二月初三日、文昌誕辰、演戲慶賀（河北・永清縣志——乾隆44年——禮書第3、俗禮）

△若夫二月初三日、文昌聖誕、諸生獻戲享祭、則衣冠士林之會也、（山西・廣靈縣志——乾隆19年——卷4）

△二月初三日、文昌帝君聖誕、各處獻戲、（山西・崞志——乾隆21年——卷4）

△二月初三日、祀文昌、遂有娛神演劇者、（四川・洪雅縣志——嘉慶18年——卷3）

△二月三日、梓潼帝君誕辰、城鄉文昌祠、咸演劇祀神、東郭江上靈宮爲尤盛、（四川・華陽縣志——嘉慶21年——卷18）

△二月朔三日、文昌壽誕、近入祀典、士子亦有演戲慶祝者、(四川・邛州直隸州志—嘉慶23年—卷6)
 右の諸記録を見ると、四川の例において、特に「城郷の文昌祠、咸、演劇して神を祀る」とか、「東郭江上の靈宮に尤も盛んである」とか、この演劇の郷村地帯に根を張った土着性を示す表現が見られ、この方面における文昌信仰の伝統を読みとることができるよう思う。恐らく、文昌廟演劇の俗習そのものが四川を中心に、陝西・山西を通じて華北一帯に広がったものと推測する。

舞台建設記録を見ても、やはり、山西・四川などに偏っていて、同様の分布傾向を示しているように見える。

地 方	府 県	所 在	舞 台 名 称	建 設 年	資 料	記 事
山 西	汾 陽 縣		樂 樓	康熙39年	創建 (康熙60年) 汾陽縣志 卷2	〔文昌廟〕 康熙庚辰、郡守汪公倡修、溫元實、賀新等募建樂樓。
	大 谷 縣	東儒学	樓	康熙57年	創建 (乾隆60年) 大谷縣志 卷2	〔文昌祠〕康熙五十七年、知縣孔興誥拓其地而更新之…自大門迤邐而西、建樓爲歲時演劇之所…
	沁 源 縣	南東関	戲 臺	康熙61年	(民國23年) 沁源縣志 卷6	〔文昌樓〕康熙六十一年、知縣、高溥捐俸、率邑紳…大門、磚窰一孔、上建戲台(録衡志)
	廣 靈 縣	右学宮	戲 樓	雍正4年	創建 (乾隆19年) 廣靈縣志 卷2	〔文昌宮〕雍正四年、教諭葉公澄首倡捐俸、創建正殿三間、戲樓三間

四 川				昔陽縣	石樓縣
渠縣	新都縣	南川縣	崇寧縣	學宮 之左	
縣城內		西城街內	縣城內西	樂樓	戲樓
樂樓	樂樓	樂樓	樂樓	乾隆初期	雍正9年
乾隆中	乾隆55年	乾隆15年	乾隆11年		創建
創建	創建		重建		
(同治13年) 渠縣志 卷17	(道光24年) 新都縣志 卷13	光緒2年 南川縣志 卷5	(民國13年) 崇寧縣志 卷1	(民國4年) 昔陽縣志 卷4、2	(雍正10年) 石樓縣志 卷8
〔文昌廟〕 …乾隆中、土人増建兩廊及樂樓。	〔李珣、新建文昌宮碑序〕 …慨然捐俸、置地鳩工：新建文昌聖宮、樂樓 墻垣：乾隆五十五年、歲次庚戌孟冬月	〔文昌帝君廟〕 乾隆十五年、教諭饒裕率衆、建樂樓。	〔文昌宮〕 乾隆十一年、知縣熊葵同紳民重建：樂樓一座	〔重修文昌祠記〕 南創樂樓三楹、以樓中間作祠大門、每遇獻戲 將門閉塞、觀者嘆其未善……邑侯拔貢馬公諱 光肇造經始於先、舉人蒲公諱蒼璧増修、(按、 蒲氏、乾隆二年任)	〔袁學莫、歷年修建碑記〕 雍正九年：創建文昌宮三楹、戲樓一座

ここに見るように、文昌廟の舞台記録は城隍廟・関帝廟に比べれば、はるかに少なく、又、明代のものを認め得ない上、地域的にも右のように、四川・山西に片よっている。これは文昌廟が俗廟に発しながらもやはり「文廟」とし

て礼教の中心たる位置にあったため、そこでの演劇上演が国制上そぐわぬものである点が考慮されて、少くとも表立った舞台建設だけは遠慮しようとする動きがあったせいではないかと思う。但し、四川・山西などでは、土俗的文昌信仰が著しく強く、礼教上の遠慮を押しきって舞台建設が強行されたものと推察する。総じて、文昌廟演劇が四川・山西を越えて華北一帯に及ぶようになったのは、比較的新らしく、清代に入ってからのことと思われるのである。

第五節 東嶽廟の演劇

城隍廟・閻帝廟・文昌廟の三大官廟群と並んで、民間廟ながら、都市的演劇の特徴を最も明瞭に示しているものは、東嶽廟であろう。天下人民の生死を司る神としての東嶽信仰は極めて古く、各地に行宮が建てられており、宋代以後の記録を見ても、例えば、繁勝錄・夢梁錄・武林旧事など、南方の都市記録にその盛大な「社会」の有様が触れられている。これに演劇的行事が伴っていたらしいことも、例えば早く、宋会要輯稿、刑法二、禁約二の条に、浙江・衢州の例として、

△紹興三年七月四日、浙東福建路宣諭朱異言、衢州所蓋東嶽神祠、氣象雄偉、州人每遇嶽神生日、人戸連日聚集百戲迎引。

の如く記されており、「百戲迎引」の語によってその状況を想像することができる。元代に入っても例えば、元典章、卷57、刑部19、雜祭・禁投醺拾身燒死賽愿の条に

△皇慶二年正月□日：據山東東西道廉訪司申、本道府内、有泰山東嶽、已有皇朝頒降祀典、歲時致祭、殊非細民謠瀆之事、今士農工商、至於走卒相撲、俳優娼妓之徒、不諳禮體、每至三月、多以祀福賽還□愿、廢棄生理、斂聚

物、金銀器皿、鞍馬衣服疋緞、不以遠近、四方輻輳、百萬餘人、連日紛鬧

とあるように、俳優の活躍が伝えられており、宋代以上の規模で演劇的行事が行なわれていたものと思われる。この種の記録は宋元を通じて他にも散見し、必ずしも珍らしいものではないが、以下、特に明清時代、華北の場合に限って、その記録を列挙して見よう。

先ず、河南・新鄭縣志―乾隆41年―卷26、所収の高尚賢、「重修東嶽廟記」には、左の如く、正徳四年において、東嶽廟に舞台建設のあったことを示す。

△邑人萬貫、邵譽輩、尤素好敬信者也、爲之先之、社以會者十有三人、僉出囊貲弗給、而創爲之新、廈其殿以舞拜、臺其前以樂神、附其後而爲之、落於正徳己巳之季秋也

一般に東嶽廟碑記の類は極めて多いにも拘らず、舞台建設の記事は城隍廟・関帝廟などに比べれば、はるかに少ないので、おそらく、この頃が最初なのではないかと思う。同様に、河南・開鄉縣志―光緒20年―卷12上の許讚、重修東嶽廟行祠記に見える

△祠前爲鐘樓、樓之北西爲歌舞樓臺、臺之前爲儀門、爲大門、嘉靖二十六年五月吉日記

の記事は嘉靖期における舞台建設を示すものである。

更に、清代に入ると、例えば、山西・沁水県の康熙年間の知県、趙鳳詔の「重修東嶽廟碑記」(光緒7年、沁水縣志、卷17)には

△相傳、神以暮春降誕、適符春生之會、至日、傾城士女盛設香火、陳百戲以賽祝

とあって、清代初期の東嶽廟祭祀において、「百戲を陳べる」盛況を記している。山西・高平県における乾隆中期の司昌齡、「米山東嶽廟重修記」(乾隆30年、高平縣志、卷22)にも、康熙三十三年より乾隆十九年に至る六十年間の習俗として、

△每當季春下旬、肅奉明禋、備鼓吹、陳百戲以娛神、遠近士女、肩摩踵接、焚香拜謁其中、如以商賈雲集、百貨錯陳、遊覽者、日有千萬人

と記され、同様の趣きを知ることができる。更に清代地方志風俗の条には次の如く東嶽廟・廟會演劇の記事が多く見出される。

△三月二十八日、往東嶽廟進香、謂之賽廟、扮戲宴會、三日乃罷、（河北・交河縣志——康熙12年——卷1）

△三月二十八日、男婦往東嶽廟進香、謂之賽廟、演戲數日乃止、（河北・香河縣志——康熙17年——卷2）

△三月二十八日、東嶽誕辰、演戲賽廟、（河北・順義縣志——康熙58年——卷2）

△三月二十八日、男女羣往東嶽廟燒香、演戲賽會、（河北・武清縣志——乾隆7年——卷4）

△三月二十八日、是日乃東嶽誕辰、及期、有結社醮祝者、有獻戲□服者、有釀金演戲者、燕樂醉飽、數日不絕、

（河南・陽武縣志——乾隆10年——卷19）

これらの記事を見ると、三月二十八日を中心とする三日間の東嶽廟會の演劇は「男女錯雜、商賈雲集」といった、いかにも派手な、都市特有の雰囲気を感じしむるものがあり、個々の廟會演劇の規模としては、城隍・関帝の諸官廟に決して劣らなかつたことがわかるのである。尚、前述のように、明清時代の民間信仰では、東嶽廟—府州県城隍廟—各鄉村土地廟という上下関係が想定されその階層機構を通じて東嶽帝が天下人民の生死を司るものと信ぜられていたことは前述の通りであり、東嶽廟が土地廟群や城隍廟群を通じて城隍・関帝・文昌同様に強い地縁的信仰基盤を有していたことがわかるのである。但し、舞台建設記録は明清を通じて案外少なく、前掲のものを含めて見出し得た限りを次に表示しておく。

地方	府 県	所在	舞台名称	建設年	資料	記 事
山西	沁州	南州治	戲樓	順治15年	(康熙13年) 沁州志 卷3	〔東嶽行宮〕 明正德四年建、萬曆二十一年重修、國朝順治十五年重修、前各建戲樓一座
	高平縣		舞樓	乾隆19年	(乾隆39年) 高平縣志 卷22	〔司昌齡、米山東嶽廟重修記〕 …創乾陽閣及門外舞樓、蓋一落成於康熙甲戌、一落成於乾隆甲戌、前後六十年間
河南	新鄭縣		臺	正德4年	(乾隆41年) 新鄭縣志 卷26	〔高尚賢、新鄭縣重修東嶽廟記〕 邑人萬貫、邵譽輩…仍廟跡之舊而創爲之新、廈其殿以舞拜、臺其前以樂神…凡所修創十數餘楹、經營三數餘…落於正德己巳之季秋也
	閩鄉縣		歌舞樓	嘉靖26年	(光緒20年) 閩鄉縣志 卷12上	〔許讚、重修東嶽廟行祠記〕 …祠前爲鐘樓、樓之北面爲歌舞樓、臺之前爲儀門、大門…嘉靖二十六年五月
陝西	中牟縣	門縣內東	樂樓	乾隆19年	(乾隆19年) 中牟縣志 卷2	〔東嶽廟〕 正殿五間、兩廊六間、樂數一座
	定邊縣		樂樓	雍正12年	(嘉慶25年) 定邊縣志 卷14	〔訓導曹爾銓、重修東嶽廟碑記〕 …庀材鳩工經始於雍正六年、落成於雍正十二年、頭門、二門、以及賽神之樂樓、無不嵯峨

第六節 泰山廟（娘娘廟）の演劇

東嶽泰山に住む、東嶽大帝の女、碧霞元君の祀、泰山行宮も亦、東嶽廟直系の廟で、俗に聖母廟、或は娘娘廟と呼ばれ、特に子宝を恵む神として婦人の信仰を集めて、四月十八日の廟会には盛んに演劇が奉納されていた。

清代地方志風俗の条は、泰山廟会演劇について次のように記している。

△四月十八日、泰山行宮廟會、陳諸戲、放烟火、三日乃止、（河北・三河縣志——乾隆25年——卷7）

△四月十八日、祀碧霞元君祠、演劇、婦女亦有詣香者、（河北・邱縣志——乾隆47年——卷1）

△娘娘廟、四月十八日、俗傳爲娘娘誕辰、州人舁木像、具儀從、警蹕傳呼、而以雜劇導其前、招搖過市、謂之行駕、各街巷結綵設供、競致新奇、輝煌悅目、謂之迎駕、四方數百里、聚會來觀、連袂揮汗、充滿城邑、食貨爲之騰價、（山東・臨清縣志——康熙13年——卷2）

△四月十八日、碧霞元君會：自十五日、至十八日、上廟者水陸不絕、明末西北之民、結社來觀、如東嶽故事、其靈爽訖於千里、每歲、會資造金銀五色紙宮殿、爲駕前儀仗、爲鼓吹、爲扮演雜劇、（同前——乾隆15年——卷11）

△四月十八日、祀泰山聖母、演劇恭祝、（山西・和順縣志——乾隆33年——卷7）

何れも、泰山廟演劇が都市内外を巻き込む大規模な行事であったことを物語るものである。

尚、清代に於いて、一般に娘娘廟と称せられて、婦女の子を求める者の信仰を集め演劇が行なわれていたものに、四月十八日でなく、三月を祭期としているものがある。例えば、次の如くである。

△三月二十日、聖母廟演劇、醮祈保嬰孩、（山西・浮山縣志——乾隆10年——卷27）

△三月旬五日、祀子孫聖母、設供演戲、（山西・和順縣志—乾隆33年—卷7）

△三月二十八日、城南聖母宮、進香演劇賽神者衆、各衙門官升鎮會、（四川・漢州全志—嘉慶22年—卷15）

△三月初三日：又爲媒神聖母降誕、土人名爲三婆會、演劇慶祝、婦女求子者雜沓、（四川・彭山縣志—嘉慶19年—卷3）

このように、娘々廟・聖母廟と称せられたものには四月十八日祭期の泰山廟と三月十日前後を祭期とする土俗的聖母廟との二つの系統が認められるのであるが、この三月期のものとは或は前章第三節で述べた后土神の女神信仰的習俗から出てきたものであるかも知れない。后土神の祭礼演劇期も三月十八日であり、婦女に嗣を授ける靈驗を伴っているからである。しかしながら、それにしても、両系統の間にはかなりの混同が起っているものの如く、前章の举例にも見るように、陝西・韓城県の后土廟は碧霞元君を祀るものと信ぜられていたり、山西・聞喜県の后稷廟併置の土俗的聖母廟が四月十七日という泰山廟系の祭期を有していたりする一方、後世の例には、明らかに泰山碧霞元君廟と称せられていながら、后土廟系の三月期を演劇期にもつものもあるという具合である。例えば、次の如し、

△泰山行宮、在府治東、碧霞元君行宮也：邑人、於三月初八日、演劇作會、香火之盛、與葉王廟同、（山東・惠民縣志—光緒12年—卷10）

このように見ると、明代以来の華北の民間信仰において婦女に嗣を授ける女神としての娘々廟なるものが泰山碧霞元君と后土神系聖母廟との何れを実体としていたものか、必ずしも明らかでない点があるのであるが、或は東嶽廟—城隍廟—土地廟の關係と同様に、泰山廟—后土廟という上下關係があつて、鄉村関鎮は散在する后土廟が都市を主たる地盤とする泰山廟の分社としての役割を果していたのではないかと考えられる。何れにせよ、泰山廟演劇が鄉村

廟会の土俗的演劇慣習とのかなり深い系譜的なつながりの上に成立していたことは、その演劇が前掲挙例に見る如く、木像をかついで通りをねり歩くような巫風の色彩を濃厚に帯びている点から見ても、充分、想像し得るところである。ただ、演劇が野外に及んだためか、泰山廟・聖母廟の両系統を通じて、舞台建設の記録は極めて乏しいが、わずかに見出し得たものを左記に示しておく。

地 方	府 県	所 在	舞台名称	建設年	資 料	記 事
山 西	應 州	西城内	樂 樓	乾隆31年	(乾隆34年) 應州續志 卷3	〔聖母廟〕 乾隆三十一年、建樂樓一座
陝 西	淳化縣		演樂之臺	雍正22年	(乾隆49年) 淳化縣志 卷24	〔曹忠克、重修岱嶽廟記〕 ：庀材募工、經始於丙子季春、告竣於丁丑仲夏、夫育嬰之室、演樂之臺、神門獻殿、無不煥然

第七節 薬王廟の演劇

清代初期の華北地方都市において、東嶽廟・娘々廟と並ぶ民間廟として、都市及び周辺閭閻の住民に人気があり、廟会のためごとに演劇の行なわれたものに薬王廟があった。故仁井田陞博士が北京の薬王廟において採取された乾隆三十一年の「薬王廟東殿戲臺碑記」の拓本は次のようにその主神たる三皇（神農・黄帝・炎帝）及び副神の孫真人の靈験と薬商ギルドの信仰ぶりを伝えている。

明清・華北地方劇の研究

△京師前門外東南隅、舊有藥王廟、奉祀三皇而〔孫〕真人配享焉、偉然壯觀、歲久傾圮、康熙戊申、里人吳君龍章等捐資重修：先有藥行衆善協同客舖、於大殿東、造真人正殿一座、又蓋高樓於後：乾隆丁丑年、藥行客舖踴躍捐資、設戲臺。罩棚於神前、爲歲時祭享之用

その祭期は四月二十八日であり、藥商及び医師のギルドなどを中心としながら、城市全域をまき込む盛況を呈していたことが清初の記録に見えている。

△四月二十八日、藥王聖誕、廟會演戲、陳百貨貿易、（河北・三河縣志—乾隆25年—卷7）

△四月二十八日、藥王誕、演戲三日、城及鄉祈報者填集於道、（河北・寧河縣志—乾隆44年—卷15）

右に「城及び郷」とあるように、城外の郷民も亦、病氣平愈などを祈願するために廟會に参集したらしく、藥王信仰が広い地域に及んでいたことが知られるのである。ただ、藥王廟演劇記録は舞台建設記事を含めて明代のものが認められず、清代のものも乾隆期を主としているので、その都市進出が前記諸廟のそれに比べてやや新らしいのではないかと推測する。廟の格もやや低く、又城内でなく、関厢市鎮にあるものが少くないが、逆に又、それだけ、郷村とのつながりが深く、土俗的巫風を強く継承しているとも言えるであろう。

舞台建設記録の見出されるものは左記の通りである。

地 方	府 県	所 在	舞台名称	建設年	資 料	記 事
河 北	樂 亭 縣	閭鎮 東南隅	戲 樓	康熙20年	復建 (光緒5年) 永平府志 卷38	〔三皇廟〕 至我朝康熙二十年、復建戲樓於其前

山西	平陸縣	外東門	歌樓	乾隆22年		卷3 (乾隆29年) 平陸縣志	〔藥王廟〕 乾隆二十二年、三街士民拓基重建、曾享殿三楹、侑神歌樓三楹
山東	福山縣	村監城	戲樓	乾隆25年	創建	卷2 (乾隆28年) 福山縣志	〔藥王廟〕 乾隆二十五年創建、戲樓。
	完縣	村下叔	戲樓	康熙55年	修	(雍正10年) 完縣志 卷2	〔藥王廟〕 至康熙五十五年、有一楊姓、各資全者、自己出銀、買大木百餘條、云欲修戲樓三間

尚、この藥王廟に類するものとして、別に名医、盧医を祀る盧医廟が河南にあり、これにも演劇奉納の俗礼がとられていたことが、乾隆初期の戲樓記に見えている。

△嘗閱毛氏戲說而戲非古也、祀田而用戲、尤非古也、然而周禮大雉之制、位衣朱裳、執戈揚盾、以索室驅疫、先儒謂其近於戲、則是在古爲雉者、在今卽爲戲、世俗祀神、咸用戲矣、而予謂、用之盧醫神廟爲尤宜、何也、盧醫以岐黃之術、逐瘟滅癘、俾世免疚疴而登壽域者、已非一日起、號太子之死於我盧、更爲顯應、流傳既久、至近常驗、故建廟煙祀以來、里人往往獻戲、則是戲也、既有以達敬其神明之忱、而或神威之所至、假此優孟衣冠、拔沉痾滯、如方向氏所業、以和四時之氣、以驅百疫之災、而使民無天札、物無疵癘、是卽囊匣中之三斗火、一壺水也、豈徒區區娛神云爾哉、(河南・盧氏縣志—乾隆12年—卷14、莫士帥、創建盧醫廟戲樓記)

ここには盧医神への演劇が春祈秋報の農事演劇以上に、疫瘟を驅逐する追雉の古意を継承しているものであるとの

主張が行なわれているわけであり、これを以ってしても、百疫驅除を目的とする薬王廟系の演劇が八蜡廟などと共に古代巫風の伝統に根ざすものであることを看取することができるように思う。同様にして百疫驅除の神廟で舞台記録をもつものを左記に補足しておく。

地 方	府 県	所 在	舞 台 名 称	建 設 年	資 料	記 事
山 西	武 鄉 縣	東 関 外 半 里	舞 亭	萬 曆 9 年	(乾隆55年) 武 鄉 縣 志 卷 5	〔魏之幹、明靈王廟記〕 民之疾疫瘍者、有禱輒應、四境香火、集如蜂蟻、萬曆九年、鄉耆李舜卿等、大爲增舞亭三間
	襄 垣 縣	西 門 外	樂 樓	乾 隆 47 年	(乾隆47年) 襄 垣 縣 志 卷 2	〔五瘟廟〕 樂樓五間

第八節 仏寺道観の演劇

以上明清地方都市における代表的大廟での庙会演劇について述べたが、この外、都市・鄉村を通じて各処に散在していた仏寺道観に於いても、それぞれの宗教的伝統に従って演劇が舉行されていたようである。特に清代の記録に多く、例えば、河北・深州志—康熙36年—卷3には

△：又俗尚浮圖、菴觀寺院星列、綦布、雖窮鄉僻壤、香火不絶、募緣化施、即傾囊付之、歲時設會、造紙駕、多張劇戲、誘惑鄉民、焚香齋供、至男女淆雜、凡此皆民俗之最敝者也

とあって、仏教的行事における仏寺での演劇盛行の風を示しており、別に風俗志の条にも、
 △二月十八日、大士聖誕、設醮、或梨園演雜劇、（山東・館陶縣志—乾隆1年—卷2）
 △四月八日、佛誕演劇、（河北・邱縣志—乾隆47年—卷1）
 の如く、観音節、及び仏誕節での演劇が俗習化していたことを物語っている。特に一部の大寺名刹には山門に戲台を造るものがあり、例えば次の如き諸記録を見出すことができる。

地方	府県	所在	寺名及び舞台名称	建設年	資料	記	事
河北	魏縣		大士庵演戲報樓	順治8年	（康熙22年）魏縣志卷4	〔修建大士庵碑記〕（順治8年）鄉老曾首、擢起元、女道尚氏等募化四方：遂建爲大士庵、正殿三楹：而南與殿遙對、與城並峙者、樓三楹、殿其北飛檐翬楹、演戲報賽樓也	
	懷柔縣	外南門	祇園寺樓	康熙60年	（康熙60年）懷柔縣新志、卷2	〔勅建祇園寺〕寺前戲樓一座、每歲中元盂蘭會、四方聚會、演戲三日	
	順義縣	莊張喜	崇興寺樓	乾隆48年	（民國22年）順義縣志卷2	〔崇興寺〕殿三層、前有戲樓、清戴全碑大修於乾隆四十八年	
	沁州	里康公	延慶寺樓	康熙9年	（康熙13年）沁州志卷3	〔延慶寺〕國朝康熙九年重修、增戲樓三楹	

明清・華北地方劇の研究

孝義縣	東門内	太平寺 戲樓	乾隆35年	已建	(乾隆35年) 孝義縣志 學校典札	〔太平寺〕官員朝賀所、元旦、長至、萬壽、 於東門内太平寺、設萬歲龍亭…令節設龍亭於 正殿内、門右爲戲樓、左爲朝房
武鄉縣		觀音寺 樂樓	乾隆末年		(民國18年) 武鄉縣志 卷3	〔舉人(乾隆57年科) 郝廷棟、觀音寺補修佛 殿碑記〕…加藍菩薩二殿、暨樂樓。

右のうち、祇園寺の条に見える中元七月十五日の演劇上演の行事などは、早くから東嶽廟などに行なわれていたものであり、或は仏寺の演劇習俗全体が系統的には東嶽廟系に属するものと見ることができるかも知れない。

同様にして、道教系の道観においても演劇の挙行があつたらしく、少数ながら舞台設備をもつものを確認できる。

地方	府 県	所在	舞台名称	建設年	資 料	記 事
山西	襄垣縣	縣治西街	樂 樓	乾隆47年	(乾隆47年) 襄垣縣志 卷2	〔三元宮〕 …樂樓一座…
河南	武陟縣		演劇樓	乾隆51年	(道光9年) 武陟縣志 卷19	〔普寧觀〕 乾隆丙午仲秋落成…山門外、建演劇樓一、 (河督公李享特碑記)

元来、仏寺や道観は嚴肅静寂なるべき場所であつて演劇などの行わるべき筈のものではなかったのであるが、明代以後の都市諸廟での華美な演劇の風潮が清代に入つて、遂にこれらの仏寺道観をも同じ習俗の中にまき込んだものと

考えられる。

第九節 官公署附設諸廟の演劇

都市演劇の大勢は、以上の諸廟寺観の演劇に尽きているが、このほか、州県署、駅亭などの官公署に附設された火神廟・馬王廟・土地廟などの小廟においても、小規模ながら演劇の行なわれていた形跡が認められるので、この点について以下に補足しておこう。

一、火神廟

明清地方都市にあつては、県署・州署の内部又は近傍に火災予防のための火神廟が建設されているのが普通であるが、特に清代では、その祭礼に多く演劇が奉獻されたようである。例えば、湖北・應城縣志——光緒8年——卷2の火神廟碑記には

△乾隆丁丑、首士某創起廟會於乙酉、奈、經費不敷、工未及竣、復於戊子歲、邀某等十餘人、並原會某等五人、積若干緡、於本年丁酉〔乾隆42年〕四月、始獲告成、有樂樓焉……歲時張樂演劇、以樂之

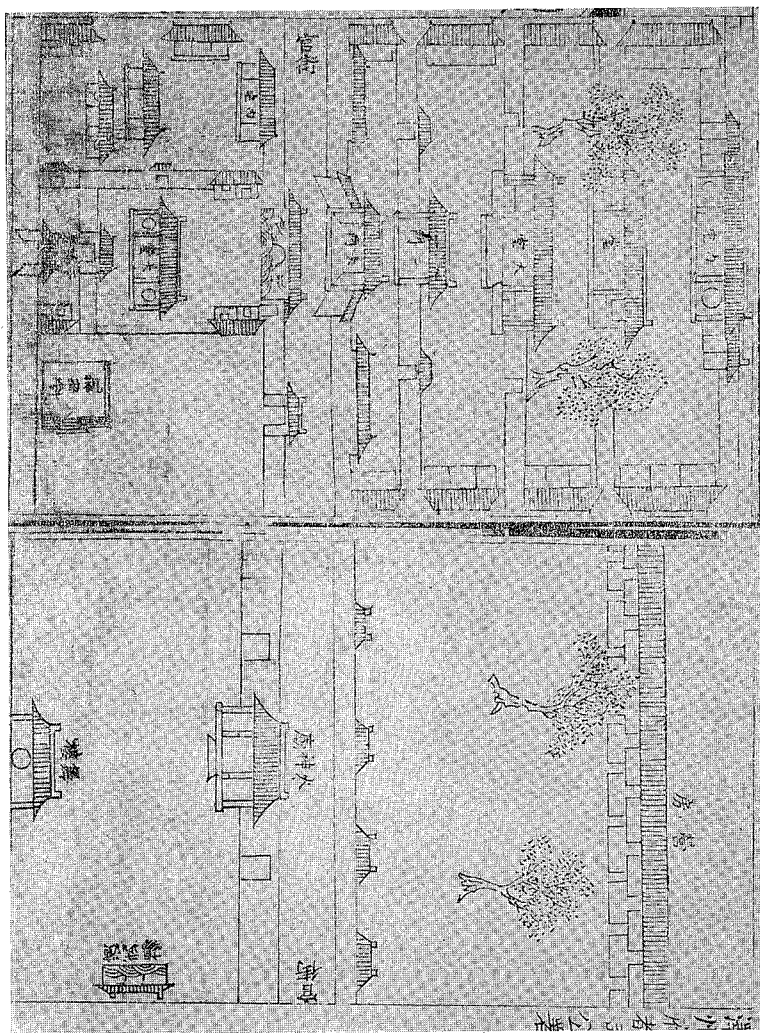
とあつて、乾隆期において、民間組織による歲時演劇の慣行が成立していたことを示している。華北に於いても、舞台を附置する火神廟が若干あり、同様の俗礼があつたものと思われる。

明清・華北地方劇の研究

地 方	府 県	所 在	舞 台 名 称	建 設 年	資 料	記 事
河 北	元 氏 縣	縣 治 西 南	戲 樓	順 治 17 年	〔光緒 1 年〕 元 氏 縣 志 卷 2	〔火神廟〕 順治十七年、邑人張思忠等重修、於廟前建戲樓一座
山 西	石 樓 縣		樂 樓	康熙 19 年	〔雍正 10 年〕 石 樓 縣 志 卷 7	〔許龍見、重修火神廟碑記〕 賜進士出身、都司僉書、管石樓營守備事、彭良相率部下左右、哨把總樊中興侯之喜、發資修正廟三間、樂樓拱峙：告竣於（康熙）十九年五月初八日：
	鳳 臺 縣	內 公 署	舞 樓	乾 隆 49 年	〔乾隆 49 年〕 鳳 臺 縣 志 卷 首	〔澤州府都司公署圖〕 火神廟、舞樓圖（附圖 14）
河 南	光 山 縣	北 城 街	演 樂 臺	乾 隆 46 年	〔乾隆 51 年〕 光 山 縣 志 卷 16	〔火神廟〕乾隆四十六年、知縣賈雙玉以其地創建神殿連楹三間、東西橫舍各五間、大門內爲演樂臺

鳳台県の例のように、公署内にあるものがあり、その他にも官署近傍に位置しているから、その性格は城隍廟などと同じく官廟に近いものであったと思われる。祭期は六月二十三日であった。

〔附圖 14〕（乾隆 49 年）山西・鳳臺縣志、澤州府公署火神廟舞樓圖



（東洋文庫藏本）

二、馬神廟演劇

明清時代の各都市は県城内、特に県署近傍に馭亭を有し、馭制を維持するに足る相当数の馬匹を養っていたが、その馭舎には通常、馬の守護神、馬王をまつる「馬神廟」なるものが併置されており、しかも、これには多く戲台が附置されていて、そこにおいて演劇が上演されていたことを推知することができる。祭期は火神廟と同じく六月二十三日であり、恐らく、火神廟と同時に県官の主催の下に、演劇の奉納が行なわれたものであろう。

風俗志にも、この慣行は少数ながら現われている。

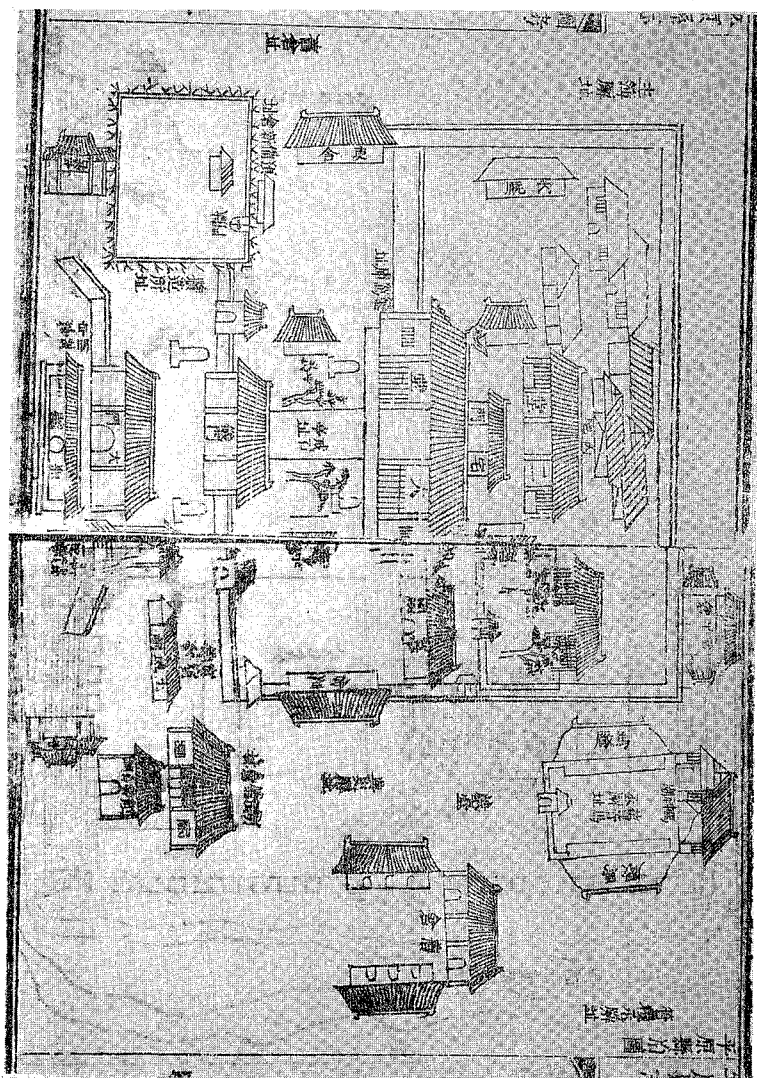
△六月二十三日、演戲。賽馬神廟、（河北・順義縣志——康熙58年——卷2）

△四月初十日、祀馬王演戲、（山西・和順縣志——乾隆33年——卷7）

この演劇はおそらく馭制の発達とともに起ったものであろうけれども、祭祀に演劇を用いることを官自ら認めている点に、その俗廟としての根強い土俗性を看取することができるように思う。舞台記録は小廟にしては比較的多く、次のものを見出し得た。

地 方	府 県	所 在	舞台名称	建設年	資 料	記 事
山 東	平原縣	縣治	戲 臺	乾隆14年	已建 (乾隆14年) 平原縣志 卷首	[平原縣署圖] 馬神廟戲臺圖(附圖15)

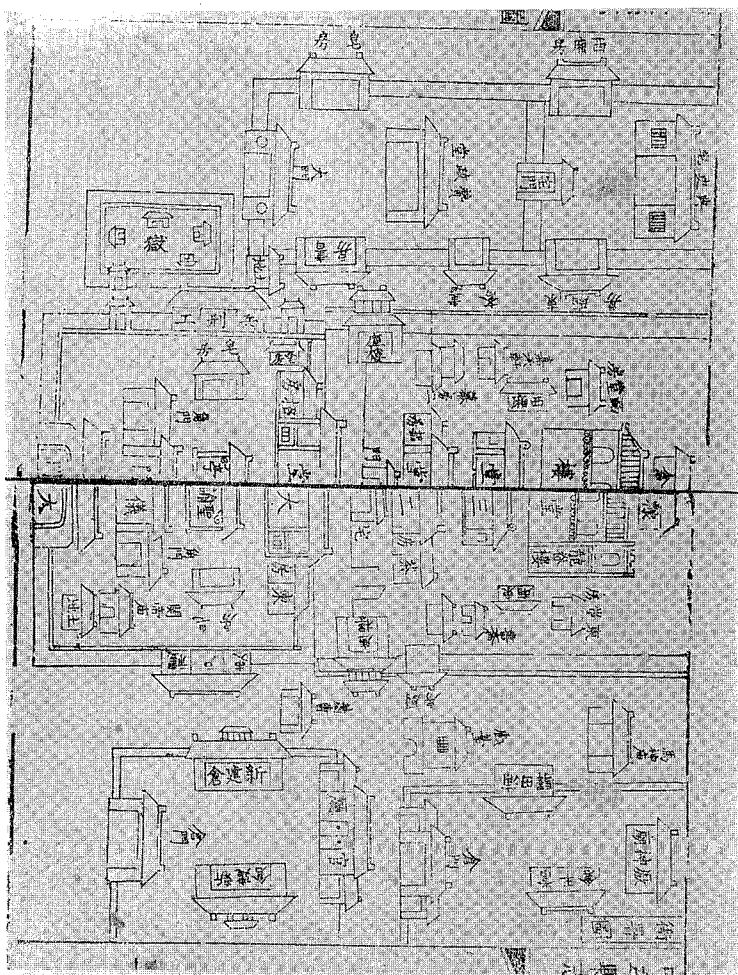
河 南		山 西		
中牟縣	鄆城縣	應州	武鄉縣	沁州
署衙	城中所	城甕	驛署	州東北隅
戲臺	樂樓	樂樓	戲樓	戲樓
乾隆19年	康熙末年	乾隆34年	康熙20年	康熙11年
已建	創建			創建
（乾隆19年） 中牟縣志 卷首	（民國23年） 鄆城縣志 卷28	（乾隆34年） 應州續志 卷4	（乾隆55年） 武鄉縣志 卷2	（康熙13年） 沁州志 卷3
〔衙署圖〕 馬神廟戲臺圖（附圖16）	〔楊思穎、重修馬神廟記〕 至三韓李侯諱應宗（康熙初任）改建廟堂於縣治之東、迄今五十餘載：首捐已資：於治東廟前、復創樂樓一座	〔馬王廟〕 乾隆三十四年、於甕城建樂樓。	〔驛署〕前驛丞崔泰合牛王馬王廟建爲一、驛丞鄭忠（康熙二十年任）又建戲樓一座	〔馬王廟〕 國朝康熙十一年、知州王宗魯重修、新建大門五間、戲樓一座



〔附圖15〕（乾隆14年）山東・平原縣志、縣治馬神廟戲臺圖
（但し「戲臺」の表）（国会図書）（館本同じ）
（示個所に圖を欠く）

（東洋文庫蔵本）

〔附图 16〕（乾隆 19 年）河南・中牟縣志・衙署馬神廟戲臺圖



（東洋文庫藏本）

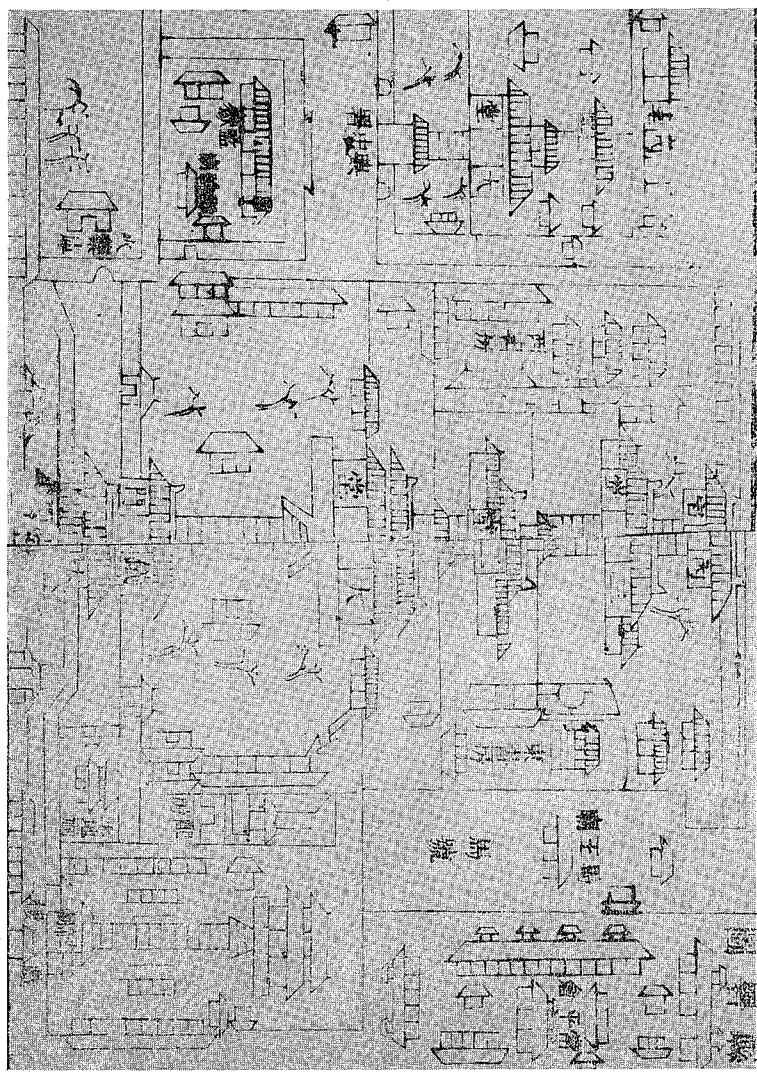
三、土地祠その他の演劇

県署・公署の建物は一般にその入口の左又は右に、敷地内の土地神を祀る「土地祠」を併置しているが、この土地祠にも、火神廟・馬神廟と同様に小規模な舞台を併置してある例が少くない。例えば次の如くである。

地 方	府 県	所 在	舞 台 名 称	建 設 年	資 料	記 事
山 西	石 樓 縣		戲 臺	雍正10年	(雍正10年) 石樓縣志 卷8	〔歷年修建碑記〕 雍正十年、土地祠戲臺一座、旁建戲房三間
陝 西	長 武 縣	署縣	樂 臺	乾隆24年	(乾隆48年) 長武縣志 附後	〔李大成、修縣署土地祠碑記〕 余蒞任之二年、胥役請於余曰、土地祠楹廡、門樓、樂臺、制度卑小、咸願廓新之、落成於己卯年(乾隆24年)仲春

この小廟では、おそらく、年に一度位、県署の胥吏を中心に演劇が奉獻されたものと思われる。⁽⁸⁾
尚、次の「附图17」に示す、陝西・大荔縣志―乾隆51年―巻首に見える、同県署附設の玄帝廟も同様の性格のものである。

〔附圖17〕（乾隆51年）陝西・大荔縣志、縣署文帝廟戲樓圖



（東洋文庫藏本）

元來、州県署・公署の如き行政機関は国制上の建前から言つて当然、演劇の如き俗礼を排除すべき立場にあつたにも拘らず、自ら、このように附設諸廟群に公然と舞台を設けるに至っているのは、火神廟・馬神廟・土地廟などの俗廟が祭祀において常に演劇を要求していたという根強い民俗的俗習があつて、官としても、これを或る程度認めざるを得なかつたためであらう。清代後半の記録では、官署内部の花園に宴会用の舞台を設けているものも稀ではなく、結局、官署自体が礼教上の建て前とは別に、都市内演劇の流行にまぎ込まれていたのであり、ここにあげた例のように、公然、舞台を建設するなど、却つて後世では、都市の演劇的風潮を公認又は刺戟する役割さえ果たしていたのではないかと思われるのである。

以上、都市諸廟での演劇について縷述したが、要するに、これらは鄉村における村落共同体の巫風の演劇慣習が鄉村からあふれでて、都市に流れ込み、より洗鍊され集約された形態に迄成長したものとして理解することが可能である。即ち、城隍廟・関帝廟・文昌廟などは元來、土地廟に発しながら、国権によって行政的守護者としての地位を公認されて特別の待遇を受け、演劇の規模を増大して都市化したものであり、東嶽廟・泰山廟・薬王廟などはそれぞれの宗教的・土俗信仰的な影響力の高まりによって、土地神的限界を自ら突き破り、都市的演劇に成長したものである。又更に、火神廟・馬神廟などは何れも土俗の小廟に発しながら、県官・胥吏の保護の下に都市に進出して戲台をもつに至つたものであるという風に、何れも、その根底において、郷村的・村落共同体、乃至土俗的・巫風的性格を基本として成立しているのである。宋元以後の村落共同体の再編成と商品流通とが郷村地帯の中に、より大なる聚落としての関廟市鎮を成立させたように、鄉村における共同体演劇の盛行もまた、その高まりの過程で特に集約され都市化された都市諸廟の演劇を生み出したと言えるであらう。

総じて、前章、及び本章における我々の考察は、明清時代の華北の諸廟演劇について、断片的諸資料を列挙することにより、主として諸廟演劇の事実的・現象的側面を概観したにすぎないものであったが、今やこの操作を通して、鄉村及び都市での演劇慣行を多少とも網羅的に確認した現在、分析の方向をむしろ、演劇現象の奥に向け、これらの廟会演劇を展開させ支えている内部的諸要因がどのようなものであったかという点について、一層の論考を試みなくてはならない。

〔第二章 註〕

(1) 本節の城隍廟に関する論述は地方志所録の碑記類を綜合してまとめたものであり、従って依拠資料は多数に及んでいるが、その代表例として、次のものをあげておく。

△四川・梁山縣志——光緒20年——卷3、城隍廟の条

…李調元曰、城隍之祀、宋以來遍天下、或賜廟額、或頒封爵、或遷就附宮、隨指一人以爲神之姓名、如都城隍廟蕭何、鎮江、慶元、寧國、太平、華亭、蕪湖等郡邑皆以爲紀信、龍且、顏、堯、瑞、吉、建昌、臨江、南康皆以爲灌嬰是也…玉匣記言、五月十一日爲都城隍聖誕、按元劉應李、翰墨大全神祠門、慶賀疏語、於各神、俱言生辰、而於城隍直云五月二十八日慶賀、並不言生辰、亦非十一日、豈與都城隍異日乎、抑二十八爲俗沿慶賀之期乎…本朝會典、順治八年、八月二十七日祭城隍之神、是亦未言及生辰也、今民間以五月二十八日爲生辰殆習俗之相沿也、攷明洪武元年加各城隍以封爵、興王之

地封爲王、其餘府爲監察司民威靈公、秩正二品、州爲監察司民靈佑侯、秩正三品、縣爲監察司民顯佑伯、秩正四品、造木主塑像、其章服、府封公者九旒九章、各州縣封伯者七旒七章…

△江西・進賢縣志——道光3年——卷12、城隍廟の条

元以前縣城隍神皆封曰顯佑伯、元世祖遍配山川以人、本縣城隍配以樊噲、明洪武二年以配人非是、革去…而封郡邑之城隍以王公侯伯…及三年五月、詔去封號、祇稱某府縣城隍之神、又俗以五月十一日爲神誕、成化八年以張九功議革…

尚、これらの地方志の外、中国農村慣行調査の村落篇をも参照して記述した。

(2) 顧頡剛「古史辨」第一冊、自序「江蘇省城隍和蘇州城隍我却不知道是誰、聽說是三年一任」

(3) 浙江・諸暨縣の城隍神記錄に「六月二十九日爲城隍神上任之日、演劇一臺」とあり。(拙稿「清代初期の宗族演劇について」三、外神を祀る演劇の条、引)

明清・華北地方劇の研究

(4) 註1所掲資料参照。

(5) 崔府君廟自身も早くから舞台を有する。

△山西・華州〔三統〕志—光緒8年—卷12、郝麟、赤水鎮重修

府君廟記、弘治十一年

於是附其舊基而增築之：獻殿之門前、粧。葦。樂。樓。三間、以悅神

人：工始於戊午孟冬初旬、落成於己未〔弘治12年〕孟冬朔旦

△山西・長子縣志—康熙44年—卷3、崔府君廟崇

萬曆四十一年、增建舞樓：

(6) 四川の例では官署には土地祠の外、胥吏の神としての衙神

祠・蕭曹祠なるものが附設され、これにも戲台がおかれて演劇

の奉ぜられることが多かった。

△二月初二、為衙神、土地降誕、書役鄉民演劇慶祝〔四川・彭

山縣志—嘉慶18年—卷3〕

戲台図も多数見出される。嘉慶華陽縣志卷1、県署図、同治嘉

定府志、卷首、府署図、光緒崇慶州志、卷首、州署図、嘉慶定

遠廳志、卷1、考院図等参照。

(7) 清代後期の地志の、県署図を見ると、「花厅」内に戲台を

作る例が散見せられる。湖南・古丈坪廳志—光緒33年—卷2、

府署図等。乾隆、南巡盛典、卷97・99・100・101・102等に織造衙門

や寺院を改造した行宮図をのせているが、これらにも、花厅戲

台が示されている。これらを見ると、富裕な県署・公署では、

花厅に宴会用の戲台を作ることが清初からあったように思われ

る。

(8) 地方志風俗志の条には庙会演劇の外に、鄉村及び都市に通

ずる慣行として、迎春節・元宵節・清明節などの日に、特定の

廟に關せず、広く各処で野外の仮裝行列的演劇が行なわれてい

たことを記している。これらは廟舞台の演劇と異なり、専門俳

優よりはむしろ、里人行戸を主体とする素人仮裝行列の如きも

のであったが、それだけに又、古代巫風的伝統を色濃く引いて

おり、明清時代の地方劇俗習の一環を形成する存在であったこ

とは否定できない。地方志の記録は特に都市内の演劇行事を詳

しく記しているものが多く、やや枚挙に苦しむが、以下は、そ

の古いもの（康熙時代）のみを列挙して参考にする。

A 迎春節

△立春則作樂設戲〔河北・廣平縣志—康熙15年—卷2〕

△立春前一日、邑宰率官屬、迎春於東郊、鄉人伴雜劇、以慶

年〔河北・新河縣志—康熙18年、卷1〕

△迎春日、縣具春牛芒神、迎春於東郊、宴邑神於東嶽廟、里

民結綵爲春樓、又扮漁樵耕讀各雜劇、以侑觴、謂之飲春酒

〔山東・齊河縣志—康熙24年—卷1〕

△立春前一日、官府率士民、具春牛芒神、迎春於東郊、里人

行戸扮爲漁樵耕讀諸雜劇〔山東・濟南府志—康熙32年—卷

1〕

△立春前二日、優人、樂戸、奴女、各扮故事、鄉民携田具、

唱農歌、爲興作東事之狀、共一處、名爲演春、（山西·雲中郡志——順治9年——卷2）

△立春故事、臘月十五以後、樂戶中擇點辨者、假官束帶、從以吏役、名曰春官、春吏、遇官府豪門、鋪面酒肆、輒有替揭致語：謂之報春、臨期之先一日、縣官勾集里社夥、雜以優人小妓名曰毛女、鼓樂導前、春牛殿後、乃率僚屬、盛衣冠、侈興從、親詣東郊、謂之迎春、（山西·臨晉縣志——康熙25年——卷3）

△立春前三日、樂工裝演戲劇、遍走士大夫門、曰演春、至期、官率合屬、迎勾芒神於東郊、前列戲隊、殿以土牛、（山西·陽城縣志——康熙26年——卷1）

△立春前一日：官司具春花雜綵、張樂、率農夫執犁具：迎芒神土牛於東郊：舊有公費、載在經則、其口設宴於公堂、邊紳士同觀、扮演俳優、樂籍男女雜陳、自公費裁、而樂籍亦凋凌、無人宴、遂廢不舉、（山西·馬邑縣志——康熙44年——卷1）

△立春前一日、官府率士民、具春牛芒神、迎春於東郊、飲春酒、簪春花、里人行戶裝漁樵耕讀、伶人爲抵角諸雜劇、充十二行各執事前導、結綵爲樓、城南鄉鎮、老幼男女、皆聚觀焉、（山西·汾陽縣志——康熙60年——卷4）

B 元宵節

△上元節、燃燈放醮、是夜也、官弛禁、市民結綵棚聚飲、家

設燈燭、放花炮、兒童擊鼓、扮戲遊街、（河北·鉅鹿縣志——康熙20年——卷1）

△元宵東西北三門大街、俱各張燈、施設煙火花炮、及劇。錢。戲、以爲娛樂、（河北·任縣志——康熙30年——卷1）

△元宵及各家門堂、皆□燈縱鼓樂爲戲、（山東·肥鄉縣志——康熙11年——卷上）

△元宵、比戶張登「燈」、祭天地神祇祖先、與元旦同、通衢演戲、點燃花炮烟火、扎鞦韆、架棚懸燈、辨演各殷故事、戲耍、謂之鬧元宵、（山東·鉅野縣志——康熙47年——卷2）

△元宵、張燈毬、架鰲山、鼓吹雜戲、（山西·平陽府志——康熙47年——卷29）

△元宵、張燈結綵獻戲、各坊社釀金合醮、（山西·臨縣志——康熙59年——卷1）

△正月十六日、多遊俗、赴走百病、暮多獻劇、（河南·固始縣志——順治16年——卷2）

△元夕：神廟相繼奏劇者不絕、男女奔赴：（河南·郊縣志——康熙33年——卷1）

△清明節

△寒食、清明二日、禁火、踏青、作戲場、或演梨園、或扮巫鼓、士女雲集、（山東·壽光縣志——康熙37年——卷9）

△三月寒食清明、作戲場、遊青、架鞦韆、士女多冶遊、（山東·青州府志——康熙60年——卷9）

第三章 廟会演劇の組織

第一節 序 説

凡そ、鄉村及び都市における廟会の演劇がどのような社会的組織と経済的基礎の上に運営されていたかということを究明することは、地方劇の発達の内部的動因を知る上に極めて重要なことである。この点に關しては、既に拙稿「清代初期の地方劇について」(日本中国学 金報第17集)、及び、同「清代初期の宗教演劇について」(東方学 第32輯)の二稿において、康熙から乾隆にかけての時期における村落演劇及び宗族演劇の諸事例を中心に、各地の例案、官箴、公牘、族譜などの資料に基づいて若干の論考を試みておいた。今、そこにおける要点を摘記すると次の通りである。

1、鄉村土地廟の廟会演劇はこれに關係する村落の郷民によって構成された「会」、「社会」、「賽会」などと呼ばれる自治組織を中心として運営され、これには村長・里甲・鄉保など、鄉村の保甲警察組織も協力していた。

2「会」が複数の村落群より成る場合には、毎年の廟会演劇は多くは、下部組織として分轄された単位村落又は村落グループの輪番交代によって運営された。

3、「会」に關与する村落が更に少数の有力な宗族集団によって構成されている場合には、その少数の宗族集団自体が年輪番交代の単位となることがしばしば起っている。

4、「会」は演劇挙行の費用を調達するために多くは構成員たる郷民に寄附を募ったが、中には、演劇用の公田を設けているものもあり、又、水利権・漁業権などからあがる公産収入を演劇費用に充当している場合もあって、時代

が下ると共に、演劇費の造出維持についての配慮が細かくなってきたことが認められる。

恐らく、地方劇の社会的・経済的問題についての要点は以上に尽きていると思われるので、以下の本章の論述もまた、再び以上の諸点をめぐって展開されることになるわけであるが、本稿では特に、「華北」という地域的限定の下に、郷村地帯における演劇廟会の組織と「社」制との関係に論及し、更に前二稿において触れることのなかった「都市廟会」の演劇組織及び財政について一論を試みたいと思うのである。

第二節 郷村廟会演劇の組織

先ず、山神・水神・土神・蜡神などの郷村諸廟での演劇は、廟を中心とした地縁的結合によって組織されている所の、生産単位的な村落共同体が生産の順調を祈願又は感謝して行なうものであるから、その演劇の中核組織もまた、村落共同体を中心として編成されていたことは言うまでもない。例えば、前掲（第一章第二節）陝西・少華鎮の少華山神廟の例について見ても、その祭礼演劇には

△歲春正月、秋七月望日、享賽、羅紋、通化、少華三里輪祭

とあるように、羅紋・通化・少華の三ヶ村が輪番でこれに当たっていることがわかる。ただ、華北の地方劇資料には郷村での演劇組織について、詳細に記しているものが極めて少ないので、細部については南方のそれほど明らかでない点が多いのであるが、諸資料中、断片的ながら、演劇組織として「社」の語が散見しており、沿革的に考えると、或は、元明以来、北方で、郷村自治組織（生産的共同体の単位）として發達してきた「社」制、或は「社倉」の制度との関係があるのではないかと想像する。例えば、前掲、山西・聞喜縣志——乾隆31年——卷11に見える明人の「重修后稷

廟記」によると、

△歲四月十有七日、爲神之誕辰、前後賽會三日：三十二村分爲七社、每社該直、必先迎神於其所、儀衛儼如王者、香火晝夜不絕：樂樓：落成於「萬曆」七年十月：

とあって、三十二村を七社に分け、四村から五ヶ村を以って一社をつくり、これが輪番で神誕演劇を主催している。康熙四十三年の張克魏の「重修后稷廟記」では、更に詳しくこの七社の活動を記し、次のようにのべている。

△舊例有事於廟、七社當值、歲七易而匝、社民做古常平法、各推擇其耆碩爲長、戸會金錢、薄息而貸、歲貯其贏、以備祭費、名曰□□□、每社積七歲乃一祭、費常不盡：

即ち、七社は一年一社の割合で廟事（祭祀）に当り、七年かかって一周りする。社の民は常平倉の古法にならい、社長を立て、戸ごとに金銭を集め、利息を薄くして貸しつけるなどの營利行為を行ない、その利益を積み立てて祭費に備える。七年に一回の祭礼当番であるから、七年の間に利益は蓄積されて常に演劇費用は確保されて行く仕組みになっていたと言う。ここに見るような「各社」の演劇費積み立ての組織的活動は「常平倉の古法に倣った」とあるように、明らかに公共財産の低利貸付という相互扶助的性格を含んでおり、宋元以来、華北で発達した「社倉」と呼ばれる相互扶助的郷村自治組織と極めて類似しているのであって、その積立利益を以てする演劇運営は或は宋元以来の「社倉」制度の基礎の上に成長しきったものであるかも知れないのである。社の積立財産たる穀米を収める「社倉」が社の区域内にある廟寺に建設されていることも多く、このような点においても、「社倉制度」と「廟寺演劇」との直接的結合が容易に行なわれる条件が存したと思われる。やや時代が下るが、四川・什邡縣志—嘉慶17年—卷14の「社倉」の条には、この社倉と廟寺との関係が次のように記されている。

△社倉設自乾隆二年勸諭士民捐積起、至二十九年止、嘉慶十四年：共倉斗社穀、柒萬肆千玖百伍拾石、在於四鄉各庵觀寺院、建倉存貯、嘉慶五年欽奉上諭、各省社倉仍聽本地殷實富戶擇其謹厚者、自行辦理、不必官吏經手、以杜弊竇而欲民食、欽此、今各鄉每倉設社長一名、每年自行報替、經理出納、縣屬七鄉、其計社倉七十三處、設立二百一十一座、設立社長二百一十一名、每年輪流報替經管、謹將七鄉貯穀寺院倉廠、開列於後

計開

一方一圖

五顯廟	社倉三座	社長三名
大□寺	社倉三座	社長三名
天臺寺	社倉四座	社長四名
壽尊寺	社倉二座	社長二名
寶貝寺	社倉四座	社長四名
東嶽廟	社倉一座	社長一名

(以下、略)

このように、社倉が廟寺に設けられるということと、社の自治的相互扶助組織が廟寺の廟會演劇を支える母胎となるということとは、歴史的にどちらが先行する条件であるかは即断できないけれども、とにかく表裏一体の關係に立っていることは容易に想像し得る所であろう。従ってまた、まさにこの点から、「社」が演劇によって「社倉」の財産を喰いつぶさないようにという歴代県官の配慮が生ずるのであって、次の陝西省の公牘などはこの間の事情を最も

よく伝えるものであらう。

△一、分積社糧：世宗憲皇帝、恐民間以爲官物、不輕借領、曾頒諭、爲陝民分貯社穀：若一時無力建倉、將附近空閒寺廟、收拾一二間、亦可貯放、有能捐社本者、官仍分別、給遍獎勵、多至二百石、詳請題咨、給以頂帶、況各鄉士民、每年常有無益之費、如賽會迎神唱戲之事、所費不少、若將多費節省、買糧作爲社本、年年借還、日漸加多、永爲地方公物、緩急有濟、化無用爲有用、豈非美舉：（培遠堂偶存稿、卷19、文稿、陝西・巡歷鄉村興除事宜檄——乾隆十年三月）

文中、社倉は専用の建物がなければ、空いている寺廟の一、二間を転用して用うべきことが見えており、更に、「賽會迎神唱戲」の費用を節約して社倉資本に充当するように指導している。⁽²⁾更に、古く、明萬曆二十六年刊の呂坤實政錄、卷3、禁約風俗の条にも、同様の指示を読みとれる部分がある。

△士民祭賽、惟有土穀及先祖之神、自有洪武年間欽定祭文、諸神但不宜賽、至於祈雨謝雨、止是各廟行香、雖齋醮、已自不當、況高塔棚台、盛張錦繡、演搬雜劇、男女淫狎：以後、除鄉社土穀先祖墳塋、齋戒虔誠、以禮祭外、其餘一切停止、違者收其會錢、糶穀備賑、會首以律坐罪

文中の「会」の錢を没収して穀物を買入れ、賑恤に備えるというのは、前例同様に常平錢穀或は社会資本に充当することを意味する訳であり、演劇の母胎と社倉自治組織との重なりを間接に示しているものと理解することができるのである。

思うに、山神・土神・水神・蜡神等、鄉村における廟会演劇が継続的に維持されて行くためには、村落共同体内部での内部蓄積が増大して演劇費用を支出し得るようになることと、それらを有効に蓄積運用する組織が確立されてく

るということが必要な条件となる訳であるが、南方諸地域のような強固な宗族集団の組織をもたなかった華北諸地域では、これらの条件はむしろ元明以来、この地域に発達していた「社」制の如き地縁的自治組織によって育くまれたのではなからうか。

第三節 都市廟会演劇の組織

次に、城隍廟以下の都市諸廟の演劇について見ると、これらは鄉村諸廟の演劇に比べれば生産共同体的な集団性が弱く、個々バラバラの信仰者が祭礼日だけ群衆的に野合して成り立っていたかの如く見えるけれども、その運営の中心として、やはり廟附近の居民（多くは舖戸）を中心メンバーとした強固な地縁組織による「会」が結成されていたようである。例えば、前掲（第二章第三節）の山西・雲中郡志——順治9年——卷2には

△四月八日、赴北嶽廟、焚香進紙、舖戸各行、於關聖廟唱戲數日。

とあって、関帝廟での演劇奉納に舖戸ギルドが中心になっていたことが記されている。

又、地域は華北からはずれるが、趙恭毅公自治官書、卷5、回奏宋学士参款の条に、湖南の例として

△查康熙四十六年十一月十一日、壽嶽神像開光、臣親至嶽廟搭臺、演戲三日、以祈神佑於萬年、旋有近廟居民亦欲捐貲唱戲、

とあって、東嶽廟の開光祝いに官が演劇を主催せんとしたところ、近廟の居民が寄附金を出して協力を申し出た旨が記されており、都市の演劇と、廟附近舖戸との密接な関係を看取することができる。廟附近の舖戸が廟会演劇の中心となるのは、廟会演劇の群衆を目当てに商売上の利益を得ようとする動機を含むことは勿論であるけれども、根本

的にはやはり、廟を守護神とする地縁共同体的意識が中核をなしており、鄉村演劇と同様の共同体的演劇の性格を宿しているものと見られるのである。やや、小規模な演劇の例であるが、この状況を物語る記録として、講求共濟録―嘉慶17年刊―に見える「天津府頒發、因案禁止不許新創會名、歛錢科派示諭」なる記事をあげて見よう。この記録によると、乾隆年間に孫際和なる人物が母親の病氣平癒を祈願する演劇を城隍廟に奉獻するため、新たに「漁樵耕読の会」⁽³⁾（仮装行列的野外演劇）を結成し、特に府城隍廟の近傍、天津河に沿う二つの街区（舖）の舖戸から寄附を徴収し刑事事件を惹起したと言う。

△府城隍廟會、據天津縣舉人華長震赴府城稟、有扮演漁樵耕讀之會首孫二等、因旁人截會留唱、遷怒尹首飾舖、夥率衆進舖、打破什物：據孫際和即孫二、唐起連供稱、伊等俱住沿河二舖、迎會到估衣街首飾舖門口、華長震截唱……本府隨訊以沿河二舖漁樵耕讀之會起于何年：據供、從前沿河二舖、本無此會、去年、小的、孫際和因母病許愿起的、每人各出錢二十千文、其不敷錢文、向客商舖家歛湊、約有三四十千等語：

即ち、この城隍廟會では廟近傍の商店街の舖戸を中心に結成され、會首格のものが一人二十千文つつ計四十千文を出し、他の會員がほぼ同額にあたる三、四十千文を分担して出していたことがわかる。計八十千文は、演劇奉獻に充分な金額であった。このように都市廟会の演劇における舖戸の占める地位は極めて重要であったことがわかるが、諸廟を通じて、舖戸だけによる組織というのは稀で、普通はより広く、城内一般の市民や、周辺の坊廂、或は郷村民などまで廟會に参与していることが多かった。ただ、どの程度の層を包含するかということは廟によって異っており、例えば、県官の主催する城隍廟會などは広く県属諸鄉村までもその傘下に収めて巨大な財力を誇っていた。例えば、時代は清末に下るが、山西全省財政説明書の地方經理各款説明書、戲捐の条には、榆社縣城隍廟の例として、

△城隍廟節省戲費

謹查此款爲地方經常之收入、係光緒三十二年、前縣會紳協議、以城隍廟五月二十七日演戲一台、向由城鄉七十約、公同舉辦、需款頗鉅、現因學堂經費不敷、勸令樽節支用、經紳議定、每年節省錢一百五十文、撥歸學堂經費…

とあつて、城隍廟の神誕演劇が城内及び周辺鄉村の七十に及ぶ「約」「社」と同性格の地縁組織單位）によって共に運営され、その経費は恐らく二、三百千文に達していたと思われるのである。（「一百五十千文を節約する」とあるので原額はその二、三倍と見る）。城隍廟は周辺鄉村土地廟群の統轄者であつたために特別に広く周辺村落を廟会に包含し得たのであらうが、この他、関帝廟・東嶽廟・泰山廟の如き影響力の大きい廟では、やはり、廟附近の舖戸集団を越えて、広く周辺鄉村群に及ぶ演劇組織を形成し得ていたものと想像する。

ただし、文昌廟の場合は、近傍舖戸の外、城内外の士大夫層を包含している点が一つの特色をなしていたようである。前掲（第二章、第四節）山西・廣靈県志に見える「二月初三日、文昌聖誕、諸生獻戲享祭、則衣冠士林之會也」の文がそれを示しているが、更に河北・永清縣志—光緒1年—文檄の条に、次の如き記事がのせられている。

△文昌帝君會約碑記

吾益昌邑屬内府、地濱桑乾、風淳人質、城中士民尤好集義、庚子〔乾隆45年〕二月朔、賈涑等倡爲恭祝聖誕、結社告虔、條約彰彰、期無懈數、十餘年來、幸無廢墜、誠恐世遠年深、老幼更代、存亡異念、更約祀□神□□□□□□□世相承、義垂久遠…三年一次、敬獻梨園、以彰神麻…右乾隆六十年二月、邑貢生牛雲焯撰…

ここには、都市廟会演劇の組織結成の一つの典型を見ることができるのであるが、この「文昌会」の場合、「城中

の士民」の有志を以って結成されながら、世代の更代によってその結束がゆるむ危険性が警戒されているわけで、文昌廟会の組織は城隍廟の場合に比すると多少の弱さがあったように思われる。尤も「会」の成員に士大夫層を含むという点だけからいえば、城隍廟・関帝廟も同様で、前掲（第二章）でも例えば、「四月八日、本県城隍誕辰：衿士商民。獻戲設供」（河南・陽武県）、「四月十日、闔邑士民。獻戲設供、祭享城隍凡三日」（山西・広靈県）、「五月十三日：関聖大帝、士民有獻戲設供者」などの文に見える「士民」の語によって明らかである。又、火神廟・馬神廟・土地祠などの官署附設の諸廟の廟会演劇では、そのメンバーは士大夫というよりは、むしろ胥吏であつたと思われる、次の如き記録を傍証とすることができる。

△「二月」初二「日」、爲衙神、土地降誕、書役鄉民演劇慶祝、（四川・彭山縣志——嘉慶19年——卷3）

即ち、ここに見える衙神祠・土地祠は県署の附設の小廟をさし、書役とは胥吏を指すものであつて、この種の小廟の祭祀演劇の担い手が胥吏及び附近の郷民（恐らく舖戸）であつたことを示しているのである。

結局、都市諸廟の演劇の場合、その「会」は廟附近の舖戸による地縁的組織を中核としながらも、廟の持つ民間信仰の性格に応じて何らかの形で城内外の浮動的な諸階層を含むことが多く、それだけに又、郷村廟会に比べると、「会」としての統一性に多少の弱さははらんでいたと言えようか。

尚、都市演劇の経済的基礎について見ると、「会」の構成員からの寄附徴収による場合が最も多いが、中にはやはり、演劇費用造出のための祭田を有する例が見られる。

△「乾隆」三十二年夏、復補授平邑、蒞任趨謁「文昌」帝閣：面勢向南、議者疑所向之未當、繼修於井研雷公「乾隆元年任」改勢西向、於方位爲較正、公復詳撥下西門外、下東門外、各往北城壕地、北門外、東西城壕地、又教

場地、任莊村地、各一段以上、各地歲收租銀以爲獻戲香火之需、祀事較前爲加隆焉（山西、平遙縣志——光緒9年

—卷11德貴重修文昌閣碑記—

華北の記録ではこのように明確に「演劇のため」と明記された例は極めて稀であるが、単に「祭田」或は「祭祀用」と記されたものは、城隍・関帝・文昌・東嶽・泰山・藥王の諸廟を通じて甚だ多く見出されるのであり、それらの「祭田」も亦、演劇費用の一部を負担していたかも知れない。⁽⁴⁾都市演劇は規模が大きく費用がかさむだけに、単に寄附金徴収に頼るというだけではその財政基礎に不安が生じ易く、それだけに又、祀田租銀のような恒常的な収入の必要が大きかったと思われる。

以上、本節が都市廟会の演劇組織の特色としてあげたものは、舗戸を中心とした地縁的組織にせよ、会約にせよ、祭田にせよ、何れもその源を鄉村廟会の演劇組織の中に、更にさかのぼれば、宋元以来鄉村で発達してきた社倉・義倉・郷約・禁約等の中にもっているものである。勿論、都市の場合には、その廟会に関係する社会層が広く商人・士大夫・郷民等に亘り、人数も多く、財政規模も又大きかったため、時に「会約」を締結してこれを碑文に残すなど、全体として鄉村の場合以上に組織維持上の苦心が払われていることは事実であるけれども、その機構の本質的な特色としての共同体的性格に関する限り、そこに鄉村のそれと特に隔絶された相異を認めることはできないのである。これは都市の廟會演劇自体が鄉村の演劇におくれて、又、鄉村の演劇の影響の下に、成立してきたという事情に深く関係するものであらう。そして、鄉村演劇に都市演劇とのこのような組織上のつながりを考慮に入れた上で、尚且つ、都市演劇組織の「都市的」な特色を求めるとすれば、それは都市廟会の中核が農民ではなくして、舗戸、即ち商人であつたという点に帰するであらう。ここに我々は、都市演劇の「都市的」なるものの理解において、特に舗戸を通じて起

っている商業流通の響関係を問題影として行かなくてはならないことになるが、この問題は又、独り都市演劇のみならず、鄉村演劇を含めた地方劇全体の問題に関する性格のものであるから、以下、章を改めて論ずることにしたい。

〔第三章註〕

(1) 南方地域の、宗族を単位とする村落でも、「社」の名をもつ演劇組織は少なくない。同治刊、姚邑豐山毛氏族譜、第二本、卷首下、大宗祠規例、值祭巡次条。

(2) 拙稿「清代初期の地方劇について」二、村落集團の演劇の条、所掲、西江政要1、社穀事宜條款、參照。

(3) 第二章、註6所掲、迎春節資料中、山東・濟河縣志、同、濟南府志、山西、汾陽縣志に「漁樵耕讀」の語が見える。

(4) 中国農村慣行調査、卷一ノ一九三頁に、河北・順義縣の一村における関帝廟「戲地」(演劇用祭田)の設定を示す碑文が載せられている。

△順天府、昌平州、順義縣河南村獻戲地碑記

：前於乾隆二十年、已買地立碣、輪流月會、獻戲呈供、茲

又買地四十二畝、入會資補、又本會香首戶部主事和公諱寧

施地十六畝、又會取租、上供獻戲、餘奉香火、近又有胡各

莊張公諱玉者、施地十五畝、又有王明者、施地一畝四分有奇、

專給香火、寺僧主之：順義縣高思敬撰：乾隆三十七年：

又、地域は南に下がるが、浙江・景寧縣志——同治12年——卷4にも、武廟及城隍廟の演劇用香燈田の記事がのせられている。

△武廟：香燈田一、土名北岸楓樹梢、租柒石、一、土名北岸渡船頭

抽渡、又趙令懋助撥船頭

租、肆石為祀賽演劇之費

△城隍廟：香燈田士民於正月元宵設花供祭、又於五月十六、演劇祀賽、

俱各有會、合置香燈租開後、一、土名田洋橫路下租貳石、一、敬山姜衛院租捌石、一、墓嶺張院迎租玖石

(此租現作本廟迎燈之費) 額坐衆、蔡戶捌畝柒分肆厘

第四章 地方劇と商業の関係

第一節 序 説

凡そ演劇が商業との間に深い関係をもち、商業社会の中から演劇が生まれ、育まれる傾向が強いということは、日本及び西洋の中世より近世に至る演劇史の中に多くの例を見ることができる。中国演劇史の場合は、これについての研究が手薄であるが、それでも、従来、例えば、加藤繁博士「清代における村鎮の定期市」(一九三六年)、水子「明汴梁廟会」(一九三五年)など、明清の都市定期市の研究の中で、都市の廟会に演劇と定期市とが結合していた旨の指摘が行なわれており、更に仁井田陞博士「中国の社会とギルド」(一九五一年)、今堀誠二博士「中国封建社会の機構」(一九五五年)、及び根岸佑博士「中国のギルド」(一九五一年)など、ギルド商人の研究においても、会館演劇の諸記録を通じて、商人と演劇との関係がしばしば、触れられていて、少くとも、清代以後における都市演劇と商業との関係については、その大綱を推知することができる。ただ、これらの研究は、いずれも商業又はギルドを直接の研究対象としているため、演劇そのものの商業とのかかわり合いについては、未だ充分には掘り下げられていない面があり、特に清代以前、明一代に亘る地方各地の事情については殆んど触れる所がない状況である。もとより、商業と演劇との関係を証するに足る資料自身が明清を通じて決して多くはないのであるけれども、本稿は従来の諸研究の上に若干の資料を補足しながら、以下、特に諸廟廟会と定期市、定期市商人との内面関係に注意を向け、明清華北の地方都市及び鄉村を通じて、諸廟演劇がいかに定期市と癒着し、定期市商人の経済力に依存して展開して行ったか、

又、そのことはどの程度において華北地方劇の地域的分布の上に影響を及ぼしているか等々の点を明らかにしたいと思う。

第二節 鄉村廟會演劇と商業

鄉村演劇への商業の影響は村落諸廟の廟會に、定期市が結びつくに伴って早くから現われ始めている。即ち、村落諸廟では前述のように神誕節、或は祈報行事の祭礼に伴って、年に数回は演劇が舉行されていたわけであるが、その場合に各地からの行商が集って市を開くことが多く、これが直接間接に鄉村諸廟の演劇に集る群衆を拡大する役割を演じ、鄉村演劇の拡大發達に非常な刺戟を与えたことが諸種の記録からうかがわれるのである。例えば、第一章第三節において山西・聞喜県の神誕演劇が三十二ヶ村七社の組織で行なわれていたことを述べたが、その演劇日四月十七日には近傍鄉村が廟會に立つ市で農具を買い入れることを目的としたことが同記録の別条に見えている。

△歲四月十有七日、爲神之誕辰、前後賽會三日、而農家之器用、咸霽於此、或阻於風雨、則農有徒手之嘆、（山西・聞喜縣志——乾隆33年——卷11、明人、重修后稷廟記——萬曆年間）

当日に雨が降って行商が集合せず、予定の「市」が中止になった場合などは、農民は農具を入手できず、大へんに困ったということであり、明萬曆年間において既に、鄉村廟會に附屬する「市」が極めて重要な役割を果たしていたことがうかがわれるのである。行商から見れば、廟會に演劇があつて人が集るからこそ、そこで「市」を開こうとするのであろうが、逆に群衆の側から見れば、定期市を目的として廟會に行き、従として演劇を見たいという者もあった訳で、結局、「市」と廟會演劇とは相互に依存する關係に立っていたのである。

同様の例は次の諸記録にも現われている。

△歲春正月、秋七月望日享賽：先時戲臺、在二門洞上：今移置門外：祈報歌舞時、聚觀者有餘地焉：定○○○○月○○○○逢四、

集會悅神、一年凡三十六會云：（陝西・三續華州志—光緒8年—卷12、雍永祚、重修少華廟碑記—康熙二十二年）

文中、毎月、四の日に「會」を催し、神を悦ばしめたところのは、戲台建設の記事から見て、演劇を伴う定期市と見てよいであろう。別に、山西・直隸絳州志—乾隆30年—卷2（第一章第一節）にも「歲時社祭：鄉鎮多香火、扮社鼓演劇、招集販鬻人甚便之」とあって、鄉鎮諸廟の社祭（祈報祭礼）において広く演劇と市の商業とが結合していたことが示されている。そして、上掲諸記録の場合には廟會演劇の方が主たる位置にあり、市はこれに従として附屬していたにすぎないものであったが、時代と共に、例えば前掲少華廟の場合の如く、四の日ごとに年に三十六回も廟で定期市が開かれ演劇が舉行されるようになると、むしろ市の方が主となり、廟會や演劇の方はこれを補助するような位置に落ち込む傾向が生じてくることになる。即ち、演劇が市のための人集めの手段と化してくる訳であって、例えば、培遠堂偶存稿に見える乾隆十年の、次の布告などは、鄉村廟會におけるこのような変化を最もよく物語るものであろう。

△一、傳諭鄉約、將地方集期幾日一集、某處某月、會起何日起止、鄉約保正何人、會首集首何人、離城幾里、預先開單報官、官一面造冊通報、一面開單貼於坐右、地方官將境內市集常在心目、隨時查察、設法防閑、自然地方有益、

一、會期前十日、傳知會首鄉保到官、當堂嚴切吩咐、不許容留賭博、不許彙夜演戲：

一、市會[○]有夜戲[○]者、將鄉保會首、同管班者、一併責處……

一、地方官巡歷所至、及因公往來、遇有會集地方、便道前往查察、如保有會演戲[○]者、迂道亦往查察、近城之市會、至期乘間前往、有賭博酗酒等項、一併責處……

この布告は地方官の「市」に対する監督の方法を具体的に示したものであり、大凡、次のような事項を内容としている。

即ち、各地方官は、郷約（地方郷村の保甲）に伝論して、地方の〈集〉[〽]定期市が何日に一回開かれるか、どこで何月に開かれ、又何日に始まり何日に終るか、その場合の郷約又は保正は誰か、会首（定期市の主催者）又は集首（同）は誰か、〈市〉[〽]の場所は町から何里離れているか、などの事項を前以って単（届け文書）によって、報告させ、これに基づいて帳簿を作つて関係者に通知すると共に、自ら届出文書を坐右に置いて、管内の定期市の状況を熟知し、随時、視察すべきこと。（第一条）、会期の十日前には、会首及び郷（約）又は保（正）を県署に呼び出して、〈市〉[〽]の際に賭博や夜間演劇を許さぬ旨を嚴重に警告すべきこと。（第二条）、もし、定期市において夜間演劇が行なわれたときには、郷約・保正・会首及び戲班の班首を一括して処罰すべきこと（第三条）、地方官が各地を視察したり公用で出張したりする場合に、たまたまその地方に定期市があるときは道の便に応じて查察を行なうべく、もしその〈市〉[〽]に演劇がある場合には、回り道になることがあっても查察に行くべきこと（第四条）等々、要するに、地方官の〈市〉[〽]に対する監督方法一般を指示した上で、更に〈市〉[〽]に伴なう演劇に対しては特別の警戒を払うべきことが訓諭されているのである。この記事からも、定期市と演劇とがいかに密接に結合されていたかを推知することができるであらう。

ところで一般に、村鎮の定期市は数ヶ村をその傘下に納める形で特定の廟寺に立てられたものであり、少くとも十日に一度、年に三十回以上開かれるのが普通であったから、そこで人集めのための廟會演劇が三回に一度位開かれたとしても、年十回にのぼり、当該郷村本来の廟會演劇が神誕、春祈秋報を合せてせいぜい年三回程度であるのに対して、数倍に及ぶ頻度を示す訳である。それらをすべて、当該郷村の自治組織が中心となって主催してゆくということは財政的に見ても到底不可能なことであり、この意味において、このような定期市の演劇は既に本来の村落共同体的演劇とは言えなくなっていると思われる。

勿論、定期市自身がその土地の廟寺で開かれている以上、そこでの演劇も形としては、祈報演劇などと同様に、その廟寺に奉獻するという外観はとったであろうけれども、演劇の実質上の主催者は当該村落共同体以外の、例えば行商ギルドの如きものの手に移っていたのではないかと思うのである。その費用は大部分は恐らく行商ギルドが出していたものであろうが、やはり一部分は郷村民からの寄附金によっていたかも知れない。従って、この定期市演劇は郷村民と商人との連合演劇たる性格を有し、その組織もまた両者の連合によって形成されることが多かったのである。前記訓論の中で、定期市演劇の責任者とされているもののうち、郷約・保正などは郷村側を代表するものであり、会首はおそらく商人側の利益を代表するものであろうと思う。

とにかく、このような定期市演劇の成立によって、郷村の演劇が従来の土地廟祭礼のみを目的とした時代に比べて、飛躍的にその回数を増大したことは否定できないところであり、回数増大は当然演劇そのものの質的向上をもたらし、それによって又郷村演劇が都市廟會へ、流入して行く機運を開いたとも考えられるのであって、このような意味において、宋元以後の郷村地方劇の展開の動因の一つに、商業特に定期市を通じての商人の経済力の影響を評価

する必要があるように思うのである。

第三節 都市廟會演劇と商業

都市諸廟の廟會が盛大な演劇と共に、大規模な入市を伴っていたことについては、従来の諸研究が既に触れているところであるが、都市諸廟の演劇に関する本稿の前掲諸資料(第二章)の中にも、この点に触れた記事を含むものが少なからず見出される。例えば、次の通りである。

△河北・趙州志、卷8、蔡樊昭、重修城隍廟碑記(嘉靖年間)：

適孟夏朔日、州民緣舊俗、以鼓樂賽神、遠近畢集、百貨充物。

△河南・陽武縣志——乾隆10年——卷9

四月八日、本縣城隍誕辰、邑人赴廟焚香者絡繹不絕、矜士商民獻戲設供、極其美備、舖戶各行、百貨□□、地無餘陸：

△河北・三河縣志——乾隆25年——卷7

四月二十八日、藥王聖誕、廟會演戲、陳百貨貿易。

△山西・高平縣志——乾隆19年——卷22、司昌齡、米山東嶽廟重修記

每當季春下旬：陳百戲以娛神：商賈雲集、百貨錯陳、遊覽者日有千萬人：

このように見てみると、城隍廟・東嶽廟・藥王廟等、殆んどすべての都市諸廟の演劇は必ず、城内舖戶による商取引市場の開設を伴っていることがわかる。第三章第三節でのべたように、元來、都市諸廟の廟會の場合においても、

廟神への演劇奉納の目的はその土地の繁栄を廟神に祈願するという宗教的・地縁共同体的な性格を基本としていたのであったが、廟会の組織の中心をなす廟近傍の居民は殆んど舖戸（坐賣）であったから、その演劇は本来の宗教的意義の外に、最初から当日の商品買売を促進するための人集めの効果を狙う意図を含んでいたわけである。そして、この傾向は演劇日における入市▽が盛大となるにつれて（都市を中心とする商品流通の拡大につれて）、一層強まって行き、その結果として、廟会当日の演劇は地縁共同体の宗教的行事たる色彩を弱め、入市▽の人集めの手段と化して行ったのであった。河南・湯陰縣志―乾隆3年―巻7の「会記」は都市廟会における演劇と定期市のこのような關係を次のように述べている。

△忠武鄂王廟會、何自而昉乎、雍正十二年甲寅、知縣楊世達創立也、四方輻輳、貿易盈城、煥然巨觀、然有會必須有戲、非戲則會不鬧、會不鬧則趨之者寡、而貿易亦因之而少甚矣、戲固不可少也……

即ち「廟会には必ず演劇が行なわれねばならない。演劇なくしては、廟会にはぎわいを得ることができず、廟会のにぎわいがなければ、これに参集する人も少く、入市▽の取引もまた甚だしく減少する外はない。」と主張されている訳である。ここに至って、廟会の演劇は神に奉獻するという本来の宗教的・共同体的意味を著しく弱め、むしろ交易を促進するための、人集めの具としての役割の方が強まってきていることが看取されるのである。

そして、これらの入市▽を主催していたものは前掲、河南・陽武県の記事に「舖戸各行」とあるように、城内の舖戸であり、又、そのギルドであった。ただ、入市▽の盛行につれて、必ずしも、城内地元の舖戸ばかりでなく、各地の定期市を遍歴して歩く客商の類もまた、これに参加していたようである。例えば、前掲、河北・趙州志所収の嘉靖年間、城隍廟碑記では先の引用個所につづいて次のような文が見えている。

△百貨充物、逐末者衆、乃令釀金貫地居之、得羨錢十五緡、令父老王大經、張廷朝等收之、營補頽垣壞屋。不旬日而工完、予喜而勞之、

即ち、「廟会の日に集る商人が多いので、その商人達に金を醸させて營業場所を貸し、その徴収金十五千文を父老に管理させて、廟のこわれた垣根や建物を修理させた」というのであるが、ここで廟の土地を借りて營業している商人はおそらく地元以外の商人、即ち客商に相違なく、その釀金は賃貸料と營業税を兼ねたような性格をもつものであったと思う。この点に関しては前掲、湯陰縣志の鄂王廟会記が更に次のような興味ある記事をのせている。

△戲固不可少也、然戲之費何出乎爾、知縣唱四日、賃地者唱三日、各色舖戶唱三日、縣則有牛馬稅可出、地則有賃地錢可供、舖戶則有買賣錢可斂、均不累而樂從也、：

この文は廟会で行われる十日間の演劇の費用の出所と、その比率を示している点で貴重な資料であるが、それによると、県城各入市の牛馬の取引において徴収した商税を知県の下に積立てた資金で四日間、廟内敷地を客商に賃貸した地代収入で三日間、地元の舖戶の当日の取引高に対する取引税的な徴収金で三日間という内訳になっていたという。この場合、地元の舖戶は廟会の中核を形成していたものであって、財源の面でも中心をなしていたと思われるが、この文の「舖戶則有買賣錢可斂」の語によって明らかのように、舖戶は廟会当日の売上高の増加を見込んで計算づくの釀金をしている訳である。そして、廟内敷地の賃貸地代というのは、恐らく、外部から流入してこの廟内に店を開こうとする客商から徴収するものであったと思う。前掲、趙州志の記録に見える「令釀金貫地居之、得緡錢十五緡」が意味する内容と相応するものであろうが、その客商の負担する三日間の演劇日数は地元の舖戶の釀金による日数に匹敵しており、都市廟会演劇に占めるその比率はまことに大きいものがあったと言わなくてはならない。前述の

で、これを裏がえして、牛馬の取引者（直接には牛馬商及びそのギルド）から見れば、本来、中央に解送して官用に充てられる分だけ納入すれば足りる所を、県城の廟の演劇や修理の費用の分まで含めて、二倍の税率で徴収を受けていることになるわけである。一般に商税賦課におけるこのような過度徴収分は所謂「陋規」の一種に類するもので、商人を圧迫し、商品流通を阻害するものとして、しばしば地方行政上の問題となっている。知県によっては、このような商人からの過徴商税・不当商税によって地方行政費、特に宴会費・接待費等を賄なうことの弊害を重視し、この種の課徴金の一部を禁止し、又はその額を一定限度以下に抑えようとしているが、牛馬抽税のごときは、その取引単価が大きい商品だけに、一定税率以上に取り立て易く、なかなか廃止できないものの一つであつたらしい。例えば、山東・樂安縣志—雍正12年—卷20の知県、李方膺「革牙帖市税議」はこの種の商税雜税を整理せんと試みながら、牛驢税は廃止せずに残している。

△樂邑應納課税者、二十一行、不應納課税者四十五行、且從前換帖陋規、多至四百餘金、夫有賄於官、則必有刻取於民：雍正七年、勒石署前、備載已革未革各條、用以杜夫後之濫徵者、

已革

小豬行、麻繩行、故衣行、錢行、皮行、魚行、羊毛行、木炭行、雜貨行、席行、柴行、硝行、糟糖行、葛背線行、葦葉行、簾簍行

（集市略）

未革

斗行、牛驢行、絹行、布行、花行、木行、燒紙行、灰炭行

北大文学部紀要

ように、郷村の演劇の場合には、定期市を通じての客商の流入により、演劇の回数が増加するという結果が生まれたのであったが、都市演劇の場合においては、△市▽に参加する客商の経済力はより直接に廟会演劇の日数をふやし、その規模を拡大する方向に作用したと言えるのである。

次に、右の記録に見える「知県が牛馬税収入によって四日間の演劇費用を出す」という文の内容を考えて見よう。

牛馬税とは一名、牛驢抽税ともいわれ、農業生産の重要な生産手段であった牛馬の買売にかけられた取引税であって、定期市における牛馬買売の際に、その定期市の仲介人（牙僧の類）がその買売高の数パーセントを徴収して県に納入していたものである。加藤繁博士が「清代における村鎮の定期市」に引用されている、喜慶・長山縣志（山東）卷一、市集、焦家橋の条によると、

△查得長山縣集場、舊有周村東關二處、間有經紀、在集評價交易、每年原解課程銀十四兩五錢八分、牙雜銀六錢二分、牛驢税銀三兩、即係兩處經紀照顧、收交縣庫解兌：雍正十二年：

とあって、仲介人たる經紀が「集」（市）に在って交易を評価し、牛驢税銀三兩を毎年、県の庫に収めていることがわかる。但し、清代賦役全書を見ると、県はこれを自己の費用として使用することは出さず、その全額を布政司に解送すべき建前になっていたが、これには定額がなかったために、知県がその一部を自県の演劇費に留保、流用することが可能だったのであらう。問題の湯陰県、鄂王廟会記はこの点の処理について次のようにのべている。

△其年間逢會、收税之錢、一半輪官解、一半充廟用、俾各有所籍、以維永久、然收税、縣固有專差、岳生并會首亦應與管、彼此相照、以防侵欺也、

即ち、牛馬税収入のうち、半分は官用として中央に送り、半分を廟用（廟の修理や演劇費）に充当するというもの

(集市略)

これを見ると零細商品に対しては免除が行なわれているが、牛驢税を始めとする高額商品の商税は廃止されていない。地方財政がこれらに依拠するところが大きく、廃止困難が感ぜられたためであろう。因みに清初の地方志や賦役全書に見える各県の牛馬税額は概ね五〇両から百両前後であり、これらを官用の中央送付分と見て、ほかに同額程度の過徴分があったものと考えると、後述のように、演劇一台の価格はせいぜい二〇三〇両と見られるから、三〇四日の演劇費は充分まかない得たと思われる。

尚、同様の例として、時代ははるかに民国初年に下る資料であるが、河北・鹽山新志―民国5年―巻9にも、不動産買売の仲介人たる「官中」(前記の集市の經紀と同類のもの)や、同じく不動産買売の名義書換人たる「舖書」が城隍廟演劇の費用という名目で、「戲規」と称する手数料(むしろ、慣行的な賄路、陋規に属するもの)をとっていたことが見えていて注意を引く。

舖名	所屬村落の数	舖書	官中
褚馬舖	二十八村	二名 舊送紅簿過割費六千 交戸房下同 歲納城隍廟戲規二千 交禮房下同 繪輿圖規二千 (以下 戲規のみを記す)	二名 捐銀共十四兩三錢二分 歲納城隍廟戲規二千 交禮房下同 戸中規一千 (以下 戲規のみを記す)

賈 約 舖	二十六村	二名 戲規共 一千五百	二名 戲規共 二千
蘇 基 舖	二十四村	二名 戲規共 三千	一名 戲規 一千五百
羊 元 舖	二十五村	三名 戲規共 四千五百	一名 戲規 一千
羊 海 舖	四十五村	二名 戲規共 二千	一名 戲規 一千五百
東 趙 舖	十四村	一名 戲規 一千	一名 戲規 一千
郭 村 舖	三十村	一名 戲規 一千	二名 戲規共 二千
辛 店 舖	十二村	一名 戲規 一千七百文	一名 戲規(原缺)
帽 圈 舖	二十村	二名 戲規共 二千	二名 戲規共 一千
張 村 舖	十二村	一名 戲規 一千	一名 戲規 一千
孟 店 舖	三十一村	一名 戲規 一千	二名 戲規共 一千
舊 縣 舖	二十九村	一名 戲規 一千 祭蜡神。衙神。戲規。一千	一名 戲規 二千

高爾舖	十七村	二名 戲規共 一千五百文	二名 戲規共 二千
大王舖	二十六村	一名 戲規 一千	一名 戲規 一千
望樹舖	二十七村	二名 戲規共 二千	二名 戲規共 一千五百文
移豐舖	十八村	一名 戲規 一千五百文	一名 戲規 一千
百尺杆舖	二十一村	二名 戲規共 二千	一名 戲規 一千
高灣舖	三十一村	二名 戲規共 三千	二名 戲規共 二千
崔南舖	三十二村	二名 戲規共 二千	三名 戲規共 三千
邊務舖	二十二村	一名 戲規 一千	一名 戲規 一千
周郭舖	十一村	二名 戲規共 一千五百文	一名 戲規 八百文
孫周舖	十二村	一名 戲規 一千	一名 戲規 七百文
舊城舖	二十七村	一名 戲規 一千五百文	一名 戲規 一千五百文

北	趙	舖	十七村	一名	戲規 一千	一名	戲規 一千
常	郭	舖	二十九村	二名	戲規共 二千	二名	戲規共 二千
韓	扣	舖	二十三村	二名	戲規共 二千	二名	戲規共 二千
海	豐	舖	二十一村	一名	戲規 一千	一名	戲規 一千
合	計			戲規共 四十七千三百文		戲規 四十千	

この表によると、十〜四十ヶ村を管轄区域とする一つの舖ごとに土地の買売に干与する舖書及び官中が一〜二名おかれ、彼らを通じて、城隍廟、或は八蜡廟、衙神祠（官署附設のもの）などの演劇費用が土地買売の關係者（直接には商人）から徴収され、県の礼房に送られていたことがわかるのである。このうち、官中は前例の経紀に相当するもので土地買売の際の評個人であり、その徴収する戲規は前述の牛馬税と同じく商税の系統に属するものであろう。又、舖書は「紅簿を過割すること」即ち、土地買売に伴って土地台帳の名義を書き換えることを任務とする胥吏であり、彼らは名義書換料の外にその三分の一から四分の一程度の額の戲規を徴収していた訳である。これは、前掲、楽亭県の「革牙帖市税議」に「換帖の陋規」と称せられているものの系統に属するもので、恐らく清初以来の沿革を有するものであろう。尤も、戲規といっても、この表では土地の買売高との比例関係は切りはなされて定額化されてお

り、別に「此表中所列之舖書之戲規城隍廟戲…官中之戲規交禮房…此皆不歸之縣、縣以外官吏所分潤也」とあって、實際には礼房に送られても演劇に充当されず、所属官吏・胥吏の私的収入になって了っていたようであるが、その総額、舖書四十七千三百文、官中四十千文、計八十七千三百文、という数字そのものは、實際に戲班を雇い演劇を奉納するに足る価額として実質的な意味をもっているものと見てよいであらう。従って、この金額がどの程度の演劇をまかない得たかを知ることとは、清初以来の、この種の演劇の規模を推定する上で多少の手掛りを与えるものと思うが、それにはこの表の時点における戲班の雇価を知る必要があるので、以下、山西全省財政説明書、戲捐の条に見える演戲價格の記事をあげて見よう。

△陽曲縣、戲捐、光緒三十三年…凡演戲一臺、視戲價之多寡抽捐、計分爲三等、價錢三十千以下者爲下等、毎日捐錢五千文、三十千以上至六十千者爲中等、毎日捐錢八千文、六十千以上至一百千外者、爲上等、毎日捐錢十千文、

即ち、上等は一台六十千～百千文、中等は三十千文～六十千文、下等は三十千文以下の三等級に分れていたという。但しこの数字は各県によってかなりの差があるので、この例を含めて左にこれを図示して見よう。⁽²⁾

縣	下等戲価(台)	中等戲価	上等戲価	年 代
陽 曲 縣	～三〇千	三〇千～六〇千	六〇千～一〇〇千	光緒33年
太 谷 縣	～四〇千	四〇千～六〇千	六〇千～	光緒28年

明清・華北地方劇の研究

繁 峙 縣	平 定 州	屯 留 縣	長 治 縣	寧 鄉 縣	汾 陽 縣	興 縣	文 水 縣	交 城 縣	徐 溝 縣	祁 縣
一 五 千	一 〇 千	一 〇 千	一 〇 千	一 〇 千	一 三 〇 千	五 一 〇 千	一 三 〇 千	一 三 〇 千		一 三 〇 千
一 五 千	一 〇 千 一 二 五 千	一 〇 千	一 〇 千	一 〇 千	四、五 〇 千	一 〇 千	三 〇 千 六 〇 千	三 〇 千 五 〇 千	五 〇 千	三 〇 千 六 〇 千
三 〇 千	二 六 千				六 〇 千		六 〇 千	五 〇 千	五 〇 千	六 〇 千
光 緒 28 年	光 緒 30 年	光 緒 33 年	光 緒 30 年	光 緒 33 年	光 緒 28 年	光 緒 29 年	光 緒 33 年	光 緒 30 年	光 緒 32 年	光 緒 31 年

歸化庁	〓六〇千	六〇千〓	一〇〇千〓	光緒34年
隰州	〓〇・四千	二〇千	二〇千〓四〇千	光緒32年
趙城縣	〓一〇千	二〇千〓	三〇千〓	光緒28年
鄉寧縣	〓三〇千	三〇千〓六〇千	六〇千〓一〇〇千	光緒29年
岳陽縣	〓一〇千	二〇千〓	三〇千	光緒33年

これらを見ると、光緒28年から同33年頃までの時点で一台十千文から百千文の間に散布しているが、普通のもので二、三〇千文、やや高いもので四、五〇千文というところが相場の価格と見られる。⁽³⁾然りとすれば、前掲の戲規合計八十七千余文は少くとも普通の演劇二台〓四台を雇い入れるに足るものであり、一日一台とすれば二日〓四日の演劇をまかない得たものと思われる。前記、湯陰県の忠武鄂王廟の演劇において、牛馬税によるものが四日を数えているという記事と大体符合するものと見てよいと思う。尤も、先にあげた榆社県城隍廟の演劇では一日の興行が少くとも二、三百千文程度を費しているが、その場合でも八十七千文はその四割を補い得る数を示しており、湯陰県における十日のうち四日という比率と大体一致している。結局、清一代を通じて、各県城隍廟など、都市の代表的な廟での廟會演劇はその費用の約六割を城内の舗戸や客商の財力に依存し、残りの約四割も亦、城内の牛馬や土地などの買売から生

ずる商税や戲規によって補っていたことがわかるのである。ひるがえって考えれば、牛馬買売にせよ、土地不動産の買売にせよ、何れも農村が都市を中心とする商品流通にまき込まれて行く過程に生じたものであり、いわば、商品化された鄉村の富（郷民の剰余労働）の一部が商税や戲規の形で、牙人・官中・郷書手などを通じて、都市演劇の財源として吸い上げられて行った訳である。しかも、農村を商品流通の中にまき込んで行ったものは直接には都市と農村の定期市の間を往来する客商の活動に外ならず、彼らは農村にあっては定期市によって直接に鄉村の廟會演劇を拡大し、都市にあってはまたその廟會演劇に参与してこれを拡大する作用を営みながら、同時に農村での商取引を増大させることによって、更に間接に都市演劇の拡大に寄与したのである。このように見ると、客商を媒介とする商品流通の發達が地方都市演劇の展開に果した役割はまことに大きいものがあつたと言わなくてはならない。

第四節 商業による共同体演劇の分解

以上、商業の廟會演劇に対する影響を鄉村及び都市それぞれについて独立に考察したが、このような事態の進行は当然、鄉村定期市と都市定期市との交流を通じて鄉村演劇と都市演劇との間の交流影響關係をも惹起したに相違なく、その場合に特に、都市的演劇風俗が鄉村廟會に流入して、各地鄉村の伝統的な共同体演劇の個性を破壊するといふような現象が現われていることに注意を向けなくてはならない。即ち、鄉村における定期市演劇の頻繁な上演によって、郷民が本来の共同体的な祈報演劇を余り重視しなくなる傾向があらわれてくるにつれて、その隙に乗じて、都市の遊民層が周辺鄉村の演劇組織（祈報演劇及び定期市演劇の両者を含む）に喰い込み、そこに都市的な芸能をもち込んで共同体演劇そのものを攪乱するような事態が現出し始めてくるのである。清代初期の諸記録は、この間の事情

を示すものであらう。

△撫豫宣化錄、卷4、嚴禁迎神賽會以正風俗事、雍正三年二月

蓋小民、每於秋收無事之時、以及春三二月、共爲神會、挨戶歛錢、或紮搭高臺、演唱囉戲、或裝扮故事、鼓樂迎神、引誘附近男女、招集遠方匪類、初則假托三皇釋門清茶等名色、以鼓惑愚民：

△同前、卷3、爲再行飭查保甲嚴拿匪類、以靖地方事、雍正五年七月

外方流氓棍、來歷不明、在集宴拳跑解、走狗弄猴、賣藥、說書、看相、算命、打流星、擺拳勢、變戲法、唱歌詞等、至於民間紮搭高臺、搬演夜戲、村鎮寺廟、開設會場、商賈輻輳、最易招集奸徒、貽害地方：

△雅公心政錄、卷2、迎神賽會

民間春秋報、祭祀神祇、原所不禁、今各屬有種無籍棍徒、充當會首、挨門派歛、如不是數、即行寬作踐：乾隆五年三月：（河南）

これらの記録において、遠方の匪類、外方の流氓棍、無籍の棍徒など、要するに都市遊民層が郷村の廟会にもち込んでくる芸能、演劇の類は、三皇（葉王）信仰にせよ、釈門（東嶽・仏教系）信仰にせよ、又、売藥、說書、看相の類にせよ、何れも極めて都市廟会的色彩の強いものであり、これらの都市的風俗が土着の祈報演劇のもつ宗教的・巫風的素朴性を圧倒していることがわかるのである。雅公心政録に見るような、無籍の棍徒が会首に充当されるといふ如きは、郷村演劇の組織そのものが共同体外の勢力に支配されることを意味しており、このような事態の進行は結局、郷村の村落共同体演劇そのものの崩壊・分解・変質を物語るものに外ならない。共同体が商業流通にまきこまれることによって起ったこの変化は、既に清代初期に認められるのであるが、乾隆中期における同様の状態を詳記したもの

として、山西・定襄縣補志——光緒6年——卷12に収める。乾隆四十五年、舉人樊先瀛の「保奏條目疏」第十一項の全文を次にあげて見よう。

△裁演劇、止夜唱、戒淫戲、可以節濫費而遏邪心、鄉村戲會、春祈秋報、按地畝、人丁、牲畜攤派、由來已久、而漸以加增、耗費滋甚、皆好事者爲之、村衆無奈、依從、爲其以敬神爲名、實則人圖快樂、非敬神之禮也、今令鄉官酌減之、大村每歲戲止一臺、中村則二年一臺、小村則三年一臺、每臺戲止三日、有謂神戲誰敢減、則論以一廟一戲、戲多則演神已甚、有謂、某廟與某廟、該減何廟之戲、則論以各廟分年獻之、有謂、某行與某行、該減何行之戲、則論以各行分年獻之、至村東村西、各立戲臺、亦論以東西分年獻之、其有好事者、無故引戲班登臺、謂之亮戲、有因事酬神以獻者、謂之願戲、有富貴人用以賀喜祝禱者、謂之樂戲、概行禁止、夜戲不惟多費、且易啓奸盜之竊、可禁絕之、至所戲、有淫戲不堪者、優人極意形容、人爭觀之、此蠱壞心術實甚、如偶演此曲、鄉官稟官、即拿社首、地保、及戲子、各答五十、更有彈琵琶唱小班、聲容盡屬淫豔、鄉官絕其入村焉、夫梨園雜劇、後世盛行、不知壞許多聰明子弟、耗許多錦繡羅綺、古聖時、無此風也……

この文を見ると、山西の鄉村では諸廟での演劇の機会が春祈秋報の定例を越えて増大し、大中、中村、小村を通じて毎年二―三回以上の回数に達しており、その他にも、亮戲・樂戲・願戲など祈報の目的からはずれた、都会風の演劇が流行し、別に、琵琶歌などを演ずる小班も流入してくる有様で、鄉村全体が華美の風に包まれて古の素朴さを失っていたという。ここにのべられた状況は、結局、商業流通の影響に伴なり、都市廟會風俗の鄉村地帯への流入によってもたらされたものと理解することができるであらう。

前に我々は、宋元以来の地方劇の発達の原因として、鄉村に発する共同体的な祭礼風俗や、社倉・義倉等の組織が

都市廟会に継承され集約化されていくという、いわば△郷村から都市へ▽という流れに注目してきたのであったが、商業、或は定期市の廟会演劇に対する影響という本章の局面に関する限り、むしろ、都市的廟会風俗が農村地域に滲透してそこでの共同体的俗習を分解し都市化して行くという、いわば△都市から郷村へ▽という流れの方を重視しなくてはならないと思う。△郷村から都市へ▽という方向と、△都市から郷村へ▽という方向とは、最初から相關連して作用し合っているわけであるが、商業流通の拡大という事態は、最終的にはやはり、都市から郷村への流れを強くしていったと思われるのである。このように見ると、一地方における地方劇の隆盛は、その地方での、都市を中心とする商業流通の隆盛、定期市の繁栄に直接に負うところが大きいと見ることができ、更にこれを一般化して言うならば、一地方における商業流通が盛んであればあるほど、そこにおいては、郷村と都市との間の深い経済的・風俗的関連が生じ、それによって、その地方での演劇の隆盛がもたらされ易いという図式が成り立つように思われる。この点を明清地方劇史全般について確かめる方法の一つとして、明清の地方劇記録の地域的分布状況と、商業圏との関係を調べて見ることも興味ある操作であると思われるので、以下、次節においてこの面の検討を試みることにしたい。

第五節 華北地方劇の地域的分布と商業圏との関係

前節までに掲げた諸文献のうち、地方志所出の諸廟演劇の記録（殆んどは第一章及び第二章に掲載す）は内容的には廟の舞台に関する記事、演劇風俗の記事、及び或る廟で演劇が行なわれたことを示す記事の三種類より成っているが、これらを地域的に、河北・山東・山西・河南・陝西の五地方に分け（朱士嘉編「中国地方志綜録」一九五八年、に従う）、更に、これを明代（洪武―順治）のもの、清代初期（康熙―雍正）のもの、清代中期（乾隆）のもの、の三

明清・華北地方劇の研究

つに時期区分して整理表示すると次の二表を得る。

1 明清華北地方劇、地域別、時期別分布表

2 明清華北地方劇分布地図

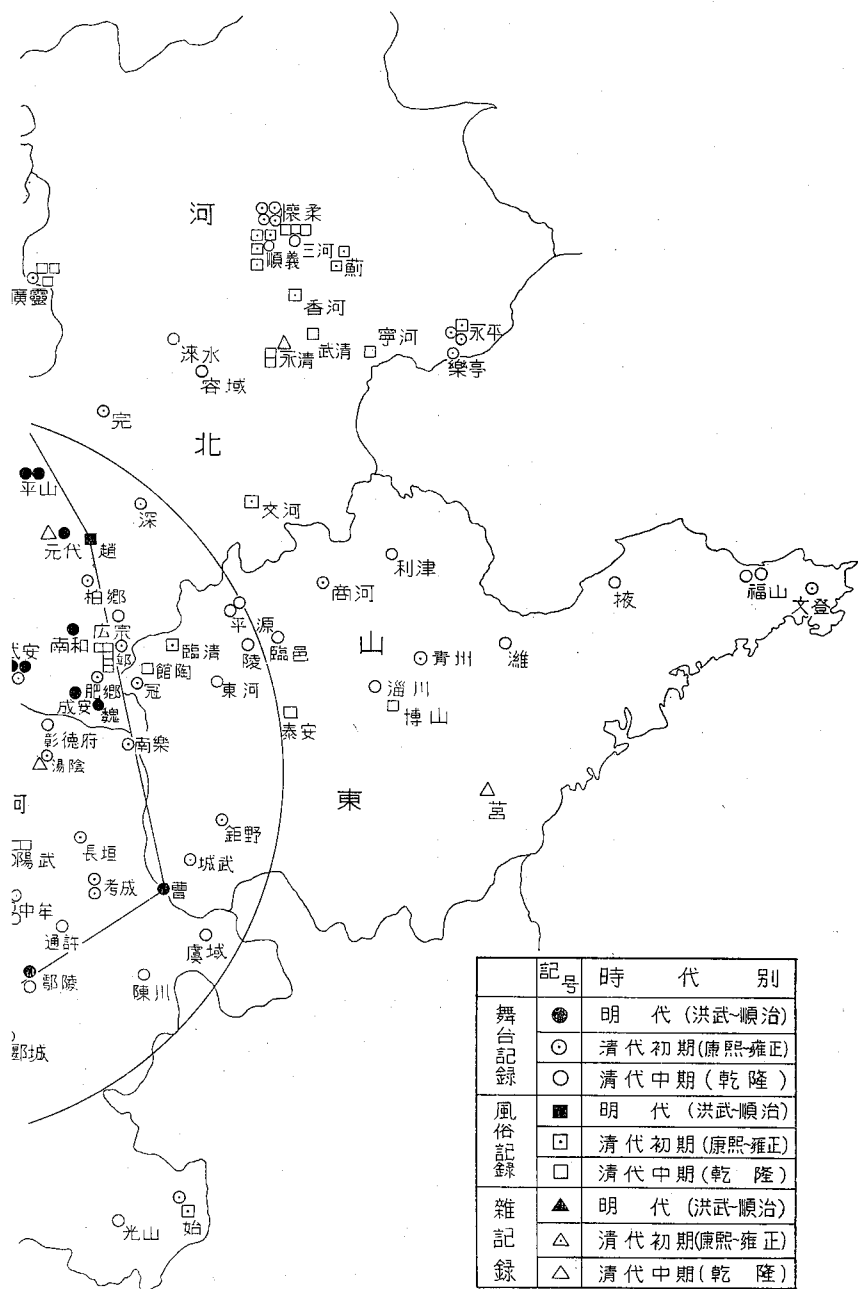
〔明清華北地方劇、地域別、時期別分布表〕

北 河				
雑 記 録	風 俗 記 録	舞 台 記 録	明 代 (洪武・順治)	清 代 初 期 (康熙・雍正)
趙州(隍)		南和縣(隍)、成安縣(隍)、魏縣(隍・大士庵)、平山縣(隍・関)、元氏縣(火)、武安縣(関・隍)	邱縣(隍)、柏鄉縣(隍)、永平府(八・龍)、樂亭縣(業)、完縣(業)、懷柔縣(隍・関・祇園寺)、肥鄉縣(隍・関)、武安縣(八)	容城縣(隍)、三河縣(関)、廣宗縣(関)、順義縣(崇興寺)、涿水縣(関)
	交河縣(嶽)、昌平府(関)、香河縣(嶽)、薊州(隍・昌)、深州(佛寺)、永平府(関)、順義縣(関・昌・嶽・火)	武清縣(嶽)、樂亭縣(関)、三河縣(隍・泰・業)、寧河縣(業)、永清縣(八・昌)、邱縣(隍・関・泰・漳河神廟・佛寺)		
		元氏縣(武安王廟)、永清縣(昌)		

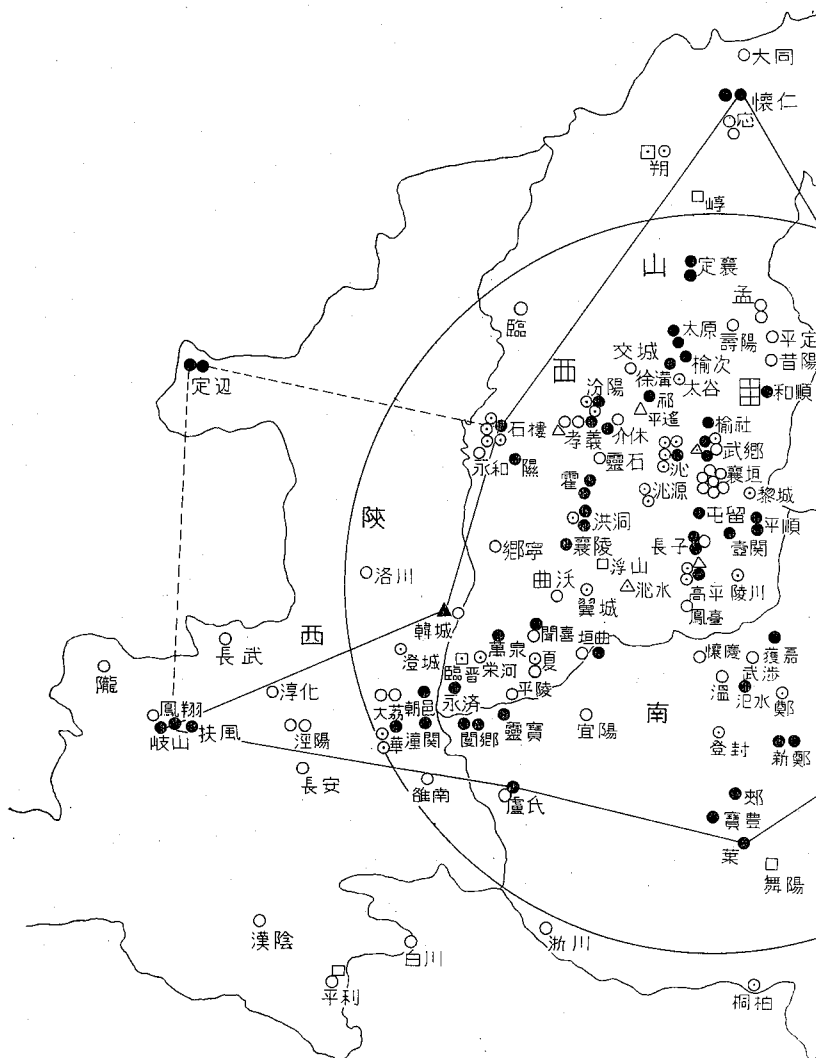
山		東		
西		舞台記	風俗記	雜記
屯留縣(隍)、襄陵縣(隍)、徐溝縣(隍)、霍州(河東公祠・隍)、平順縣(禹王廟・隍)、榆次縣(隍)、汾州(隍)、洪洞縣(隍・関)、永濟縣(龍)、定襄縣(隍・潤國濟民侯廟)、長子縣(三峻廟・崔府君廟)、太原府(隍)、聞喜縣(后稷廟)、武鄉縣(明靈王廟・南山神廟)、孝義縣(隍)、汾陽縣(狄武襄公廟)、高平縣(隍)、介休縣(源神廟)、懷仁縣(隍・二郎廟)、和順縣(関)、萬泉		商河縣(隍)、城武縣(隍)、冠縣(隍)、鉅野縣(隍)、青州府(隍)、文登縣(隍)、掖縣(関)	臨清州(泰)	城武縣(龍)
榮河縣(隍)、沁州(隍・延慶寺・馬・俞公生祠)、洪洞縣(隍)、武鄉縣(馬)、夏縣(龍)、黎城縣(隍)、高平縣(嶽)、汾陽縣(昌・関)、翼城縣(三王廟)、陵川縣(関)、隰州(関)、臨縣(隍)、太谷縣(昌)、沁源縣(関・昌)、廣靈縣(昌)、石樓縣(火・関・昌・土地祠)、朔州(隍・関)		平原縣(隍・馬)、福山縣(隍・藥)、東阿縣(関)、濰縣(隍)、泰安縣(隍)、臨邑縣(隍)、淄川縣(関)、利津縣(隍)、陵縣(隍)	館陶縣(佛寺)、博山縣(隍)	莒州(城陽景王祠)
昔陽縣(昌)、聞喜縣(龍)、長子縣(廟斗室)、夏縣(禹王廟)、永和縣(龍)、曲沃縣(龍)、平陵縣(藥)、襄垣縣(昭澤王廟・龍・八・関・隍・三元宮・五瘟廟)、靈石縣(韓侯廟)、垣曲縣(隍・龍)、應州(聖母廟・馬)、平遙縣(龍)、平定州(関)、孝義縣(関・太平寺)、鳳臺縣(火)、鄉寧縣(隍)、孟縣(隍・関)、介休縣(関)、武鄉縣(觀音寺)				

河 南					
雜記錄	風俗記錄	舞 台 記 錄	雜記錄	風俗記錄	
		盧氏縣(隍)、新鄭縣(嶽・隍)、靈 寶縣(火)、閩鄉縣(嶽・閩)、獲嘉 縣(隍)、葉縣(隍)、寶豐縣(隍)、 郊縣(隍)、鄆陵縣(隍)汜水縣(閩)		雲中郡(閩)	明 代 (洪武・順治) 縣(閩)、應州(閩)、榆社縣(隍)、 太原縣(隍)、壽陽縣(閩)、垣曲 縣(閩)、祁縣(隍)、石樓縣(隍)、 壺關縣(閩)、沁州(嶽)
		南樂縣(閩)登封縣(隍)、陽武縣 (大王廟)、固始縣(隍)、桐柏縣 (隍)、考城縣(隍・閩)、長垣縣 (閩)、陳州府(大王廟)、中牟縣 (閩)、鄭縣(隍)、鄆城縣(馬)、 湯陰縣(隍)	武鄉縣(昭澤王廟)、沁水縣(嶽)	朔平府(閩)、臨晉縣(后土祠)	清代 初期 (康熙・雍正)
湯陰縣(鄂王廟)	陽武縣(隍・閩・嶽)、舞陽縣(閩)	虞城縣(隍)、宜陽縣(隍)、盧氏縣 (盧醫廟)、中牟縣(嶽・馬)、溫縣 (閩)、通許縣(隍)、彰德府(閩)、 光山縣(火)、淅川廳(閩)、武涉縣 (晉寧觀)、鄆陵縣(閩)、懷慶府 (閩)	平遙縣(昌)、孝義縣(龍)、高平縣 (嶽)	浮山縣(聖母廟)、廣靈縣(隍・閩・ 昌)、崞縣(昌)、和順縣(隍・閩・ 泰・聖母廟・龍・馬)	清代 中期 (乾隆)

西			陝
舞 台 記 録	風俗記録	雑記録	
岐山縣(周公廟・隍)、朝邑縣(漢高帝廟)、華州(崔府君廟)、定邊縣(隍・関、扶風縣(隍)		隍城隍廟、関關帝廟、昌文昌廟、嶽東嶽廟、泰泰山廟、藥藥王廟	龍龍王廟、八八蜡廟、火火神廟、馬馬王廟
華州(隍、少華廟)、安定縣(関、定邊縣(嶽)、澄城縣(関)、潼關縣(関)			
鳳翔府(隍)、雒南縣(関)、懷遠縣(関)、漢陰廳(隍)、平利縣(隍・関)、長武縣(土地祠)、隴州(隍・唐靈義侯廟)、韓城縣(后土廟)、長安縣(隍)、涇陽縣(隍・関)、洛川縣(隍)、澄城縣(唐魏鄭公祠)、嵎化縣(隍)、白河縣(隍・関)、大荔縣(隍・土地祠)	平利縣(隍)		



明清華北地方劇分布地図

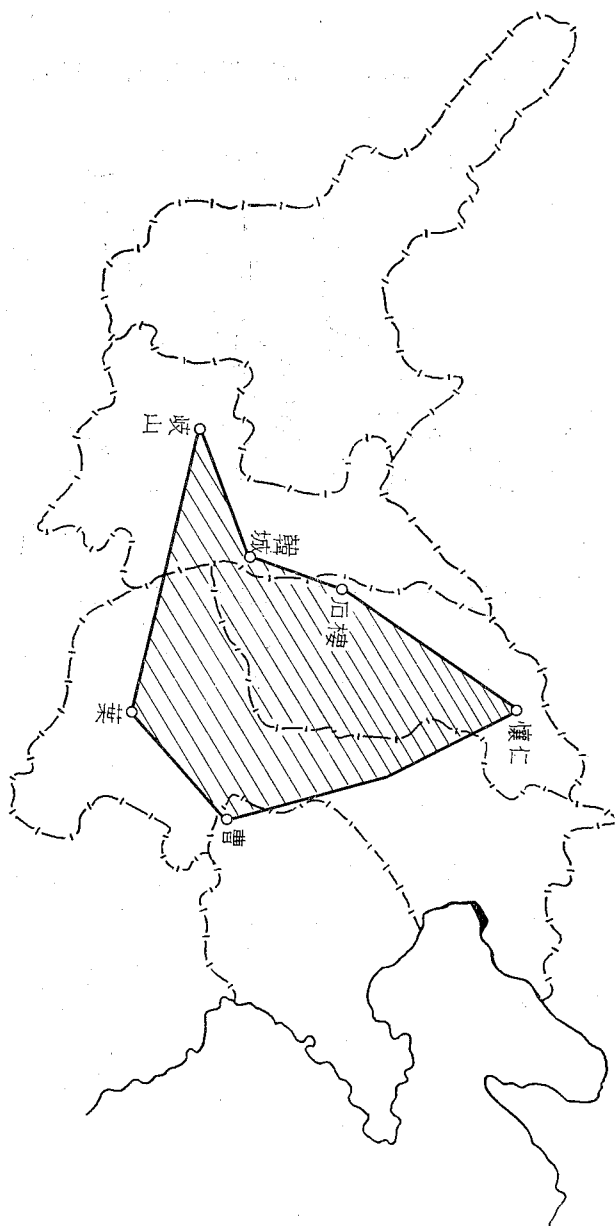


今、この図によって明清華北地方劇の分布の大勢を眺めて見ると、円形を以って示した部分、即ち、山西省の南部、河南省の北部を中心として、東に河北省の西南部、山東省の西端を含み、西に陝西省の渭水流域を擁した地域に明初より清・乾隆期までの演劇記録が密集していることがわかる。特に明代（明初より順治に至る）記録の分布区域（直線図形を以って示す）を見ると、一層、明瞭に、山西省南部、河南省北部への偏在が目立ち、この地域からやや、西寄りの陝西省中部地区を含む一帯が明清華北演劇圏の中核をなしていたことが看取される。おそらく、山西・陝西・河南の三省の省境附近一帯を中心としながら、時代が下がるにつれて、河北・山東などの東よりの隣接地域に拡大して行ったのではないかと推測する。しかも、前節までに述べたように、これらの地方演劇の中核をなす廟会の演劇と遠隔地商業の定期市との間には深い経済的な関係が存したことを考えると、ここに描かれた演劇圏は、明清時代の華北の商業圏というものと深い関連をもっているのではないかとすることを予想せずにはいられないのである。

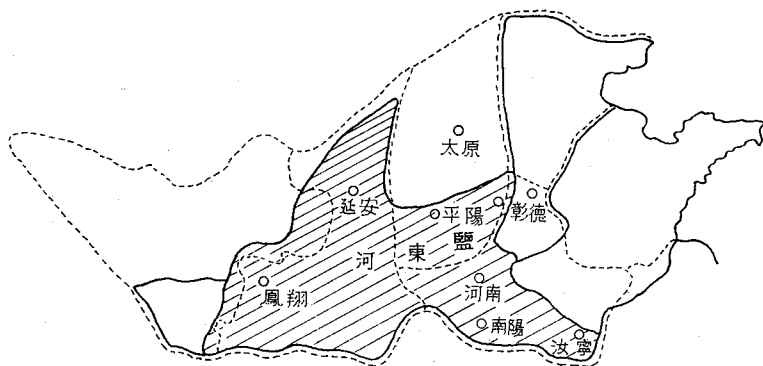
以下、しばらく、明清経済史の諸研究のうち、本図との関連を暗示するものを手掛りとして、この点を考えて見よう。

先ず、これらの演劇圏が山西・陝西・河南の三省省境を含む部分を中核として広がっている点から、この区域と明清時代の河東鹽行鹽地区（解池の座鹽の専売区域）との関連を想定することは不自然ではあるまい。今、和田清編、「明史食貨志訳註」（一九五七年）、下巻、附載の「明代行鹽区劃図」、及び佐伯富、「清代鹽政の研究」（一九五六年）掲載の「清代行鹽区図」によって、明清、河東鹽の行鹽区を示すと次図の通りである。

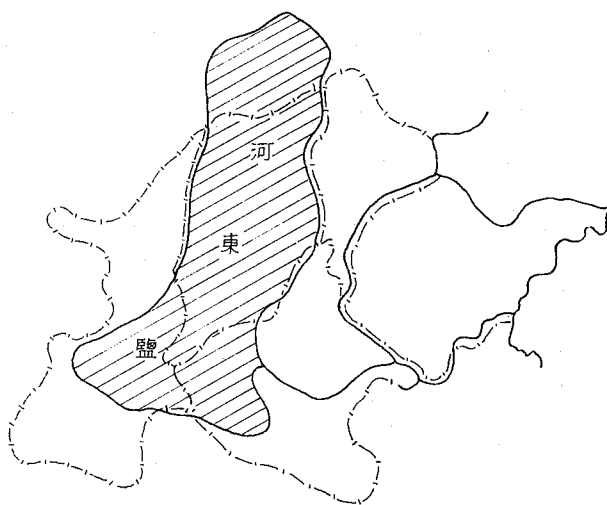
明清華北地方劇圖



清代河東鹽行鹽區（佐伯富 清代鹽政の研究，所掲）



明代河東鹽行鹽區（和田清編 明史食貨志訳註，所掲）



元来、これらの河東鹽行鹽地区は、河東鹽、即ち解鹽の産鹽地たる山西・解州安邑県を中心として、その販売に便利な地域を囲い込むように作られているわけであり、宋代以来、多少の変化はあっても、常に山西・陝西・河南の三省を主要な領域としていたのであって、その結果は恐らく、これらの地域が鹽商の往来によって一つのまとまった交通路をもつ独立した商業圏を形成したであろうことが想像されるのである。そして、前掲の地方劇分布圏が、特に明代のそれにおいて、これらの河東行鹽区の主要区域に一致するのは、この地方の演劇が主として河東鹽の鹽商によってごくまれてきた三省、省境地域の商業圏に依存する形で展開して行ったからではないかという想像を可能にするものであろう。

ただ、前掲の演劇圏のうち、その東辺の区域を形成する河北省南西部（大名府等）及び山東省西部（臨清等）一帯は明清の河東鹽行鹽区からはみ出してしまっているが、これら地域は行政区劃としても河南北東部との関係が深く、経済的に見ても、大運河と衛河にはさまれて中原（河南方面）の粟米を臨清倉を介して北京に輸送する重要地域であって、結局、商業圏という点から見れば、河東行鹽区とつながっていたと言えるのである。清代の記録によって見ても、この地域は特に「風俗華美」の如き語を以って評されており、商業交通の繁栄を思わせる点が多い。例えば、于清端公政書（康熙22年序）巻5、畿輔書に見える驅逐流娼の檄は、この地区の中心地の一つ、広平府について次の如く記している。

△士農工商、各有常業、官役吏胥、各有職守、無庸隕越、本院蒞任以來、禁止奢華、以敦習尚、嚴飭官方、以明政體、業經申飭、在案邇聞、習尚紛靡、官常敗壞、未有如廣平一府、若是其甚者也、如鷄澤縣之柳下、永年縣之南胡、賈西岩村等處、女戲雜沓、娼婦繁多、官役士庶、縱慾濫觴、廢棄職業、將見風俗日壞：

ここに「女戲の流入のため、風俗、日に壞れる」というのは、都市的風俗の農村地区への流入を意味するものであり、この地域の商業流通の隆盛を物語るものと言えよう。同様にして、講求共濟錄——嘉慶17年序——に収める、「大名府任内頒發、喪葬務盡哀誠、不得奢奢演劇示諭」も、大名府での葬戲を批判しながら、やはりこの地方の風俗一般の華美について次のようにのべている。

△照得大郡、界聯東豫、爲畿南重鎮、文物衣冠甲于他郡、風俗素稱淳美、惟東接青齊、南隣河湖、人多雜處、漸爲浮靡之氣習所染、市井率以奢華相尙、而世族子姪相率波靡、習俗所移、日奢一日……惟鄉民每遇喪葬、往々演戲誇耀、遠近聚觀……

即ち、右によると、大名地方の風俗が華美となった原因はこの地域が河南省東部（東豫）に界を連ねた畿南の重鎮であり、東は山東の青州・齊州等陸路の要衝と連なり、南は又、水運の要路、河湖に接するため、四方から人が雜集して浮靡の氣に染り易いためであるという。このように見ると、この地域一帯での地方劇の發展が商業流通に基ずくものであることは、ほぼ、疑いないところであらう。

従つて、華北の地方劇分布圏というものも全体として山西・河南・陝西の三省（河東鹽行鹽區）を中心に、それより、やや東に張り出した形を作っていた華北商業圏の上に乗っているということができ、地方劇そのものがこの商業圏の力によって拡大したものと考えられるのである。

尚、この、いわば中原演劇圏とも称すべき大きな演劇圏の外、北京・天津を中心とする小演劇が前掲分布図の上で認められるが、ここには明代の記録がなく、恐らく、河北南部・山東西北部まで張り出した大演劇圏が更に北京方面の商業圏の形成に伴つて、そこに一つの飛び火的な小演劇圏を派生させたものと考えたい。

既に前節までに述べたように、地方廟會演劇が定期市又は廟會の市の商取引を促進するために挙行されるというケースが多く、特に演劇費用の調達という経済的な面で、舖戶・客商などの商人から取り立てる營業稅的賦課金や廟敷地の使用料にたよったり、或は又、広く城内の牛馬買売や土地買売における商稅や手数料的な収入に依存したりしていた以上、商業流通の盛んな区域と演劇盛行の区域とが或る程度の一致を示すのは当然であろう。ひるがえって、明代中期以降、中国南方の江南地帯に資本主義の萌芽があったことは經濟史研究家によって早く指摘されているところであるが、それと共に、華北中原一帯は江南から商品（特に衣料など）を販売するために遍歴しきたる遠隔地商人の一大市場を形成していたのであり、更に、山西・陝西方面は、軍事上の補給地帯として軍糧運搬に伴う商人の活動が盛んに行なわれたのであって、華北の地方劇そのものが、これらの華北全体の流通經濟の力によって支えられ成長したものと見ることができるとはなからうか。

尚、山西・陝西・河南・河北・山東の五省に及ぶ大演劇圏のうち、更にその中心部を求めるとすれば、山西省南部・陝西省中部・河南省北部の連合地帯になることは前掲の分布図によって明らかであろう。河北南部・山東西部等、東よりの地帯は明代の演劇記録がなく、又、城隍廟・關帝廟以外の郷村的演劇の記録が乏しい点で山西・陝西・河南よりの張り出し地域と見られるからである。結局、この山西・陝西・河南の地方劇を演劇史上どのように評価すべきかという問題こそ、本稿の縷述が最後にしぼり出した問題であり、これは宋元の資料の探索を含めて今後の研究に俟つべき点が多いが、本稿では、特に次章において、俳優史の面からこの問題に対する一つの接近を試みておきたいと思う。

〔第四章 註〕

(1) 拙稿「清代初期の地方劇について」二、村落集團の演劇の条、所引資料(17)、(19)、(26)、及び四、商工業者集團の演劇の条參照。

(2) 本資料はここに記した各県の外、山西全県に互って、その「戲捐」(演劇に対する課税額)を記録しているが、一台の戲価を直接明示したものを本表に記載した。それぞれの原文はすべて、陽曲県の例に準ずるので掲載を省略する。

(3) 京師の戲価がこれよりはるかに高かったことは勿論である、例えば、「乾隆二十六年、皇太后七旬萬壽慶典奏案」では、次の如き戲価が示されている。

△所有承應彩戲、大班十一班、每班雇價二百兩、計二千二百兩、中班五班、每班雇價一百五十兩、計銀七百五十兩、小班四班、每班雇價一百兩、計銀四百兩、歌童一百二十五班、每

班雇價二十兩、計二千五百兩

右によれば、小班でも一百兩、おそらく一百千文以上となり、地方劇の戲価の最高を上回っている。

(4) 河東鹽そのものは明代鹽政の上でそれほどの重要な位置はもたず、商人による山西方面への軍糧入中の対価としては、むしろ、淮漸鹽の方が特に明中期以後は主要な地位を占めているといわれる。ただ、山西・陝西方面が軍事上の物資輸送地域として商人(山陝商人などの鹽商を主体とする)の重要な活動地域であったことは明一代を通じて変わらないところであった。

(和田清編、明史食貨志訳註、「鹽法」条など)。尚、元代の河東鹽についての詳しい研究を見ないが、更に遡って北宋時代については、戴裔煊「宋代鈔鹽制度研究」(一九五七年)に「解鹽区」の図がのせられている。

第五章 華北における地方劇俳優層の形成

第一節 序 説

前章までの論述において、華北地方劇の地域的分布が山西・陝西・河南の三省、省境附近に集中している点を指摘

し、この地方には、前述の共同体的巫風の伝統や、商業の隆盛という条件の外に、何らかの地方劇発達のための好条件が存したのではないかという想定に到達したのであったが、本章ではこの問題に対する一つの鍵として、この地方において、明代初期以来、王府の楽戸を中心とする地方劇俳優層の形成が特に進行していた形跡のあることを指摘し、併せて明清地方劇の俳優全体について、若干の論考を試みたいと思う。

既に本稿は地方劇発達の条件として、第一に共同体的祭礼の拡大、第二に共同体的組織の充実、第三に商業流通の拡大という三つの点を検討してきたのであるが、ここに第四の条件として、地方劇俳優層の形成ということを考えるべき段階に到達したわけである。

そもそも、唐代以前にあっては、演劇を行う俳優は中央梨園に楽戸として支配されていたものと、地方各地に分散して散楽と称せられたものとの二種類より成っていた。ただ、唐末以来、中央での梨園楽戸制度は序々にくずれて行く傾向があり、それだけ、散楽系の勢力が増大してきていたが、それでも宋元の段階では未だ優れた俳優の大部分は楽戸として中央に属し、従って、俳優層全体の形勢は中央に偏していたと言って良い状態であった。ところが明代に入ると中央梨園のみならず、地方各地に分封された諸王府にも楽戸が設定されるという新しい事態が生じ、それだけ中央偏在の楽戸層の地方分散の傾向が強められるに至ったのである。加えて、明代中期以後は中央・地方を問わず、 $\wedge$ 楽戸 $\vee$ の名が記録から消滅して行く傾向があり、全体として国権による楽戸支配の力が弱まってきていることが認められる。俳優を $\wedge$ 楽戸 $\vee$ の如き奴隸的身分の下に拘束しておくこと自体が明清の段階では、歴史の進展にそぐわぬものとなり、国権自らがその支配独占の関係をゆるめざるを得なくなった結果であろうか。とにかく、このようにして、明代を通じて中央の楽戸が地方に分散し、しかもそれらが次第に官の手を離れて散楽化の方向をたどってい

ったのであったが、ここに特に注目すべきは、これらの中央支配を離脱した楽戸層が多く種々の経路を通じて、山西・陝西・河南方面に集中して行ったらしいということが諸資料から確認できるという点である。このことは少くとも、前述のごとき、この地方における地方劇記録の異常な集中と密接な関係があるものと思わざるを得ないものであり、明清地方劇史の理解にとって影響するところが少くないので、以下、多少煩瑣にわたるけれども、明代楽戸の変遷とその山西方面集中に至る経過について、論述を試みることにする。

第二節 明代前期の楽戸分布

明代初期の楽戸制度の特色は唐代以来、中央梨園に集中していた楽戸集団を各地に分封された親王府に大巾に分与したという点にある。このことは少くとも、従来、主として中央に独占されていた高度の演劇技術が楽戸の分散を介して地方にも伝えられて行く条件を造り出したものとして注目されてよいことであろう。洪武初年に定めた大明會典、卷54には、このことに關し

△王府樂工、例設二十七戸、於王境内撥與供用

とあって、諸王の藩邸に対して、各二十七戸の楽戸がその宗廟を祀るために与えられ、その必要とする楽戸は王府の境内で調達することを原則としていたことがわかる。尤も王府の境内にて撥与するといっても、実際は中央政府の命によって地方官が調達して附与したものである。實錄では「賜」の語が多く用いられている。例えば、

△（宣宗實錄）洪熙元年八月己丑、賜趙王高燾樂工二十七戸及樂器衣服

△（宣宗實錄）宣德元年冬十月甲子、賜寧王權、樂人二十七戸

の如くである。ただし、宣宗實錄、宣德四年五月己未の条には

△行在禮部、以鄭王、襄王、荆王、淮王、梁王、之國、條具合行事宜以聞…一、諸國應用樂工二十七戶、今隨侍去者、不足、則於所司樂戶内、選精通樂藝之人、充之、

とあり、「今、随侍して去る者が将来、不足する場合においては、王府所在の地方州県の樂戸の中、優秀な者を選んでこれに当てよ」という文は、少くとも最初に与える二十七戸は中央梨園からの分与と見られ、欠員補充のみを地方樂戸の撙与によつたように読みとれるのである。

その他、明初の王府樂戸の分与記録には次のものがある。

△（英宗實錄）正統八年五月庚午、禮部尙書胡濙等奏、梁府原設樂工十二戸、厨役十人、今梁王已薨、宜存留樂工三戸、厨役四人、其餘樂工、宜發有司爲民、厨役起送光祿寺應用、從之、

△（英宗實錄）天順元年五月辛未、襄王瞻墻奏、本府例有樂人二十七戸、已蒙撥賜、臣在京時、蒙大兄宣宗皇帝特恩、除原例外、另賜樂人二十戸、…未見施行…伏乞追念大兄皇帝遺旨、如數撥賜、上命湖廣布政司、於所屬府州縣樂戶内、撥二十戸、與之、

右によると、梁王の樂戸は元來、本則の二十七戸より少ない十二戸であつたのが、王の死により更に三戸に減ぜられており、逆に襄王の場合には特恩によつて、二十七戸の外に二十戸を地方州県樂戸から割讓されているなど、それぞれ、本則から外れた事例が示されているが、国初以來、王府樂戸二十七戸の設定という制度は大体原則通り実行されてきたものと見てよいであろう。これらの王府樂戸には中央より俸給が支払われただけでなく、右の例にもあるように樂器・樂服などまで中央から支給され、しかも比較的技術のすぐれた者が多かつたのであるから、明朝が元朝よ

り引きついで演劇的遺産や、技術的伝承が王府楽戸の分布と其に地方に有力な拠点をもつことになった訳である。しかも、王府自体は極めて奢侈的な性格の強い、一種の浪費的集団であったから、本来、宗廟のための式典音楽師（雅楽師）として附与せられた王府楽戸自身もむしろ宴会などの俗楽演奏者、演劇師として奉仕することが多かったらしい。次の諸記録がこれを示している。

△（英宗實錄）正統七年十一月乙丑、陝西按察司副使郭原奏、慶王秩隆、以修樂遊園舊廟、故卽城南園、置酒、與長史紀善等官、周弘等雜坐、連日宴飲、且令樂妓爲戲、軍民人等聚觀者數百人

△成化二年七月二十日：近者、錦衣衛帶俸指揮同知楊宗先、襲典濟伯之時、欽蒙遺祭周定王四代、明知本府艱難、到彼半月有餘、每日索要筵宴、樂人粧扮雜劇、又行姦宿樂婦、又至祭已畢、需求不已：（皇明條法事類纂、卷41、

公差人員不許索要王府財物例）

事実、明初にあって、各地の王府は演劇の中心地としての地位を獲得していたように見受けられる。即ち、明の太祖は各地藩邸に下る諸親王に対して明朝廷内府の劇本を分与したと伝えられ、王府側においても、例えば、周王憲・寧王権などは親王の身を以って自ら劇作を善くしたし、又、燕王府からは賈仲名などの著名な劇作家を輩出している。しかも、ここに注意すべきことは、これらの諸王府の設置地域が国初以来、殆んど、山西・陝西・河南方面に集中していたという点である。これは明朝が北辺の防備を考えたためと見られており、明中期以後は次第に華中・華南方面にも及んでいるが、明一代を通じて、大勢としては北方の王府群が有力であった。従って、演劇の地方伝達者としての王府及びその楽戸層も亦、華北を中心に根を下したと見ることができるのであり、就中、上例に見る如く、趙王府（彰德府）、周王府（開封）、鄭王府（鳳翔府、後、懷慶府）、慶王府（章州）など、何れも、山西・陝西・河南

の三省を中心に分布していたのである。元來が演劇に熱心であったこれらの諸王府が中央伝來の樂戸・樂器・樂服・劇本などの技術的遺産と豊富なる王府財政力とを以て、その地における廟會演劇などの地方劇の發展にも貢獻したであろうことは想像に難くないところであるが、その事實を暗示する記録もまた、地方志中に散見せられる。例えば、山西・永濟縣——光緒12年——卷9に見える、嘉靖十三年の「創建泓龍廟樂樓鑾殿記」（第一章、第四節所掲）は、山陰、榮靖王、朱成鏊の撰するもので、その樂樓建設に王府が協力したことを推知することができる。同様に、山西・武鄉縣——乾隆55年——卷5、魏光緒、重修南山神廟碑記には

△天啓三年、藩定王適以幣交、兼有百金之助……戲樓……

とあって、南山神廟の建設（戲樓を含む）に藩王府（潞安府）が百金の援助を与えていることがわかる。

これらを見ても、明初以來の王府配置及び樂戸分与の政策が特に山西・陝西・河南方面の地方劇發達に一つの有力な支柱として働いたのではないかという想像は許されるものと思うのである。

第三節 明代後期の王府樂戸の変遷

明代中期以後の情勢は多少の曲折があるが、それでも国初に定まった山西・陝西・河南方面への王府樂戸の集中傾向は大勢としては変るところなく、特に明代後期にかけては、三省の中、更に山西方面への樂戸集中が益々目立ってくる。その原因の一つは各地の樂戸が明代中期以後、次第に官の拘束を離して自由に移動し始め、それらが色々な理由によって山西方面に集中したという点にあるらしい。元來、樂戸は奴隸的な身分制の下に、定められた居住地域に拘束されて移動できないのが建前であったが、歴史の進展と共に、このような権力支配そのものに無理が生じ、万曆

の頃には各地で楽戸の逃亡移動の傾向が起り始めていることが認められる。例えば、皇明經世文編所収、歐陽南野集、王府楽戸条、覆交城王奏討楽戸疏は、これについて次のように論じている。

△看得交城王奏稱、該府分封、另城居住、獨無樂人應用、及稱、各樂戸雖解府應用、原非管束、以致隨奏隨逃、要奏討管束一節、該可查、據節年事例、慶成等一十一府、俱另城居住、俱是遇有公務、暫撥樂人應用、則不特交城一府獨無撥與樂人、又本府自正統二年分封、至今一百一十餘年、未見缺少樂人、廢失典禮、又樂戸郭義等素隸有司管束、亦且不免逃亡、豈有王府管束、便能使之不逃……

即ち、山西・晋王府（大原府）下の郡王・交城王が平陽府に別居したが、楽戸の応に用うべきものがなく、必要時に府県から借りてくる楽戸も、元来が交城王に拘束権がないため、奏樂が終ればすぐに帰ってしまつて宴会などに行ることができず、不便であるから、拘束できる楽戸を配分するように中央礼部に要求したところ、礼部は「分家した郡王に楽戸が与えられないのは制度上当然であり、又、州県に属する楽戸は最近は州県官の拘束にも服しない傾向が強い以上、王府の拘束は効果がない」として、この要求を却けているのである。これを見ても、当時、地方州県や王府において、管下の楽戸群を一定地域に確保拘束しておくことが極めて困難になりつつあったことがわかる。宋元以来の楽戸制度自体がこの嘉靖・万暦の頃には、既に分解消滅の途をたどりはじめていたのである。かくして、逃亡楽戸は大部分、散樂、即ち、遍歴俳優に形を変えて行つたものと思われるが、一部には、より生活条件の良好な有力王府の保護の下に流入して行つたものもあったらしい。例えば、前掲、歐陽南野集の疏には、次のような論述が含まれていて、この間の事情を物語っている。

△及照各王府、設有樂府去處、往往致各室縱恣淫慾、甚者花生子女、瀆亂天潢、以至奏革名封、本部方欲題請議

處、用圖保全宗室、兼恐有等無籍樂人、制於投入王府、公行影蔽他人、躲避有司繁雜差徭、又或各王府下人、彼此招引無賴、增樹爪牙、張勢生事、甚則窩隱盜竊賭博之徒、有司不能禁捕、俱屬不便、以故本部每遇奏討樂戶、未敢輕易題覆：

即ち、一部の有力王府においては樂戸の居住地が全く妓院化し、王府の子弟がここに遊蕩して種々の弊害を生んでいたが、王府側は更に樂戸を増加し、その聚落を拡大せんとする欲求をもち、そのため、各地からの逃亡樂戸がこれらの有力王府の樂戸居住地に流入し、王府は又、これを配下に保護隱匿して官の差役を免れしめ、自己の治外法権的な樂戸聚落（妓院）を益々、強化拡充するという事態を現出していたのである。一部王府の中央に対する樂戸増設要求も亦、このような事態を背景として出されていたわけである。そして、このような逃亡樂戸の流入や、中央への樂戸要求によって、自己の樂戸聚落を拡充せんとしていたのは、主として、山西・河南の諸王府であつたらしい。既に明代史研究家の明らかにしたところによると、弘治・嘉靖以後、全国的な王府の衰退の中で、山西・河南の諸王府のみは独り例外的な、異常な繁栄をつづけたという。例えば、孝宗實錄、弘治八年、五月乙亥の条によると、「山西分封の宗室は独り他省より繁栄し、諸王・郡王・將軍より、郡主・郡主（王族の夫人）に至るまで無慮千余人、歳に禄米七十七万石を費している」とのべられている。又、皇明經世文編一〇三の梁材、「會議王禄軍糧及内府收稅疏」にも「王府の禄米は洪武年間では、山西の晋府（太原府）について見ても、歳に一万石にすぎなかったが、今は同府の子孫、繁栄して一千八百五十一人に昇り、ために歳に八十七万石を禄しており、同様にして、河南の周府（開封府）でもかつては一万石にすぎなかった禄米が子孫一千四百四人に達したため六十九万石を費すに至っている」と記されている。同じく、世宗實錄一七六、嘉靖十三年九月乙酉の条にも、「山西の晋・代・藩の三府だけで、

歳に禄米九十五万六千石に達する」と述べられており、明代中期以後における河南・山西諸王府の異常な繁栄、膨脹ぶりがかがわれるのである。しかも、これらの王府は一種の完全なる消費集団であつたから、ここに投入された膨大な禄米は殆んどすべて奢侈的な用途に費されたことは疑いなく、その多くは樂戸聚落（妓院）における宴会・演劇などに費されたものと見て誤りなきものと思われる。事実、明中期以後の中央に対する樂戸増加要求は殆んど山西・河南の諸王府から出ているのであり、従つて、各地の逃亡樂戸が多くこの地域に流入し集中して行つたということも極めて自然な成り行きであつたと思われるのである。萬曆二十六年刊、山西巡撫・呂坤の實政録には、禁論樂戸の条があつて、当時のこの地における樂戸層の存在を伝えているが、更に詳しく、萬曆野獲編が山西方面へのこのような樂戸集中の事情を次のように記している点が注目される。

△大同府爲太祖第十三子代簡王封國、又納中山王徐達之女爲妃、於太宗爲僚壻、當時力繁盛、又在極邊、與燕遼二國鼎峙、故所蓄樂戸較他藩多數倍、今以漸衰落、在花籍者尚二千人、歌舞管絃、晝夜不絕、京城内外、不隸三院者、皆大同籍中、溢出流寓、宋所謂路岐散樂者是也、（野獲編三四、口外四絶、大同婆娘）

右の文によつて、大同府附近は代王府・燕王府・遼王府という有力三王府鼎立の地であつたため、樂戸が国初より多かつたこと。萬曆の頃には衰退を見せていたが、それでも尚、二千人の樂戸を擁していたこと。ただし、これらの樂戸は既に官の拘束を離脱して京師などに流出し、路岐・散樂と化する傾向が強かつたこと、などを読みとることができる。二千人という膨大な樂戸の数は明中期以来の他地からの流入樂戸によつて形成されたものであろう。このように見ると、明一代を通じ特に山西方面に於て、樂戸層の流入、流出が激しく行なわれていたことが推察できるのであり、又、それに伴つて、樂戸以外の一般の遍歴俳優戲班もまた、この地域をめぐつて流入、流出していたものと思

われる。換言すれば、この地はいわば、一つの大きな地方劇俳優層の活動中心地を形成していたものと認められるのであり、結局、このような俳優層の集中を背景として、山西全体が（或はやや広く、河南・陝西も含めて）明清・華北地方劇の中心的地位を獲得していたものと見る事ができるのではあるまいか。

第四節 清代の山西樂戸

明一代を通じ、以上の経路を経て山西方面に集中した樂戸層は清代に入った段階においても依然、同地方の演劇に大きな役割を果していた。例えば、廟会演劇における樂戸の活動を示す記録として、次のものを見出すことができる。

△三月二十四日、「南山神廟」聖誕。香火、遠近畢集城中、至罷市往觀、商人販百貨以相貿易、樂戸妓女、歌舞終日、謂之賽神。（山西・武鄉縣志——康熙31年——卷2、南山神廟條）

△神廟中、集樂戸歌舞神前、曰賽、南門東嶽廟、三月二十八日、西門三義廟、四月初八日、北門龍王廟、四月十三日、皆有賽、（山西・隰州志——康熙48年——卷14）

これを見ると、南山神廟のような土俗的土地廟をはじめ、東嶽廟・関帝廟・竜王廟など都市周辺の諸廟においても、その廟会の賽神演劇や歌舞奉納の行事に樂戸、妓女（この場合は樂戸の婦女を指す）が奉仕していることがわかる。特に、迎春節の行事のように、特定の廟の祭礼に限定されず、一地方全体に関する祭礼の場合には、それに伴う仮装行列や、野外劇は殆んど同地の樂戸層が中心となつて演じていたようであり、山西の地方志風俗志の条にはこの種の記録が散見せられる。

△立春、前二日、優人、樂戸、妓女、各扮故事、鄉民携田具、唱農歌、爲與作東事之狀、共一處、名爲演春、(山西・雲中郡志—順治9年—卷2)

△立春故事、臘月十五以後、樂戸中擇點辦者、假官束帶、從以吏役、名曰春官、春吏、臨期先一日、縣官勾集里社

影、雜以優人小妓名曰毛女、鼓樂導前、春牛殿後、乃率僚屬、盛冠帶、侈輿從、親詣東郊、謂之迎春、(山西・臨晉縣志—康熙25年—卷3)

△立春、前三日、樂工裝演戲劇、遍走士大夫門、曰演春、至期、官率合屬、迎勾芒神於東郊、前列戲隊、殿以土牛、

(山西・陽城縣志—康熙26年—卷1)

△立春前一日、職官迎春於東郊、樂人扮雜劇、(陝西・臨潼縣志—乾隆41年—卷1)

右の諸例では、何れも樂籍の樂戸(樂人)が主役の春官、春吏に扮し、これに里人の仮装者や俳優・妓女が加って鼓樂の大行列が形成され、街をねり歩いている様子が描かれており、これを以ってしても、明清の地方祭礼における巫風の演劇行事と地方樂戸との結びつきがいかに深いものであったかを窺うことができるであろう。

ただ、清代では、これらの樂戸の賤民的身分そのものについての批判が強まり、遂に雍正年間に至って、解放の勅令が下され、山西における伝統的樂戸集團もすべて一般俳優に転化解消して、その地方劇形成に果たした歴史的使命を終えたのであった。樂戸解放以後は迎春演劇などの役割は農民や一般俳優がつとめることになったという。

△山西通志—光緒18年—卷99

大同府志、立春前日、優人樂戸各扮故事、鄉民携田具、唱農歌、演春於東郊、各府州悉同、雍正初、奉文、樂戸娼婦歸良、仍雇人爲之。

以上を通観するに、この山西地方（陝西・河南をも含む）では、明一代を通じて集中的に分布した楽戸層の力を通じて演劇技術の伝承が根強く行なわれていたものと推定され、それに伴って、散樂的な地方遍歴俳優層も亦、多くの地をめぐって出入を繰り返したと思われるのであって、ここに同地方が少くとも明代一代を通じて華北地方劇の中心地となり得た理由の一つが存したのではあるまいか。

凡そ、山西方面に、何故に、明清の地方劇資料が多く集中しているのかという問題は、中国演劇史全体の理解に深くかかわる重要な問題であり、その歴史的解明には、おそらく金元時代におけるこの地域の商業上・民俗上の地位などを検討する必要があると思うのであるが、それも差当っては資料の極めて乏しい現在の段階では、一応、明代初期以来の資料によって、この地方での、楽戸の集中残存という事実を指摘し、それを通してこの地方における地方劇俳優層の形成という方向を想像しておくことも、無意味ではないと信ずるのである。

〔第五章 註〕

（1） 八木沢元博士「明代劇作家研究」（一九五九年）六四頁所引、李開先、張小山小令後（李中麓間居集、文6）に、

「洪武初年、親王、之國、必以詞曲一千七百本賜之」とある。

（2） 王府との關係を認め得る明初劇作家、次の如し。

△湯舜民…文皇帝在燕邸時、寵遇甚厚、（錄鬼簿統編）

△楊彥華…洪武辛巳、以明經擢漢陽令、永樂初、改除趙府紀善、

（同前）

△賈仲名…嘗傳（侍？）文皇帝於燕邸、（同前）

（3） 布目潮瀧氏「明朝の諸王政策とその影響」（史学雜誌五五ノ三、四、五—一九四四年）

（4） 明、呂坤、實政錄（萬曆26年）—卷4、禁論樂戸条爲禁約事、今將樂戸應禁事宜、開列于後、

一、郷戸與民、分良賤難以入約…凡州縣有籍樂人、亦選有身家公家、衆樂推服者、二人爲樂首、將樂州縣樂戸造一簿籍…

一、祈報祭賽敬事鬼神、祭奠喪門、哀痛死者、俱不許招集娼優、淫言褻語以亂大禮、違者招家與應招之人、一重體治…

明清・華北地方劇の研究

これは山西州県の樂戸が同地方の、祈報祭礼の演劇に奉仕して
いたことを示すものと言えよう。

又、劉宗周、劉子全書、卷24、崇禎己巳（2年）保民訓要に
も、河北南部のこととして、

順天府爲通行保甲以安地方事：計開：保甲之籍：民、士、農、工、商、庶人在官、道、妖道有禁、僧、遊僧有禁、優人、合
班梨園有禁、樂戶、土娼有禁、流乞：

とあつて、明末における河北方面での樂戸残存を伝えている。

(5) 第三章註(8) A 參照。

(6) 雍正元年三月の礼部より督撫に当てた訓令「削除樂籍」の
文、次の如し。

△禮部爲請除樂籍等事、議得御史年□條奏內稱、山陝兩省有所
謂樂戶者、另編籍貫、世世子孫、娶婦生女、逼勒爲娼、殊堪
憫惻、伏乞皇上特沛立賜、削除等因、具奏奉旨、此奏甚善、
該部議奏欽此、應如該御史所請、勅下山陝督撫、轉飭各屬嚴行
禁革、盡宜削除、而他省亦有此類者、嚴行禁止、通行直隸各省

一體遵行、如有惡棍土豪、仍前勒索辱者、依律治罪、地方官
奉行不力、該督撫查參議處、可也、（定例全編續增）
尚、嘉慶大清會典事例、卷一三四にも同旨の文あり。

(7) 江蘇省には樂戸に相当する丐戸なる賤民俳優層があり、や
はり迎春節に奉仕していたが、雍正解放令後は一時、一般の梨
園俳優がこれに当てられたことがあり、梨園ギルドがこの「賤
役」を嫌い、官に嘆願して、この役を免れたことが次の碑文に
見えている。

△奉憲永禁差役梨園扮演迎春碑文（江蘇省明清以來碑刻資料選
集、No.180）

雍正十二年六月二十二日、具呈人金永錫、陳義先、張玉成、
馬武功、陸彬文等具呈：永等梨園習成本業、與百工技芸同、
爲里党清白良民、每逢歲時、恭值各憲祝聖祈年、罔弗敬謹伺
候、或遇地方酬神、亦竭力趨踰、惟有每年節屆立春、縣
衙出票、喚令各行承值迎春走春名色、扮演故事、以爲喜慶、
查向例妝扮風調雨順、乃系官應值、近因小甲行頭串同縣衙
人役、竟將梨園傳喚、同扮故事、不分皂白、混派承當：

結 語

以下、本文での縷述を要約して、結びとしよう。

明清時代の華北地方劇の發達は、鄉村地帯における村落共同体の祭礼演劇が佃戸制の成立に伴う共同体再編成の機運の下に、その規模を拡大しつつ、都市諸廟の廟會演劇にまで集約化されて行くという方向と、都市と鄉村とを結ぶ商業流通の展開の中に、都市的演劇が鄉村地帯に流入して、そこにおける共同体的演劇を拡大、又は変貌させて行くという方向との、相互交錯の關係において實現されたものと考えることができる。換言すれば、鄉村的・共同体的なもの、都市的・商業的なものという二つの相反する要素の交叉するところに、地方劇の展開が實現されたものと理解するのである。

先ず、明清地方志の風俗記録や諸廟での演劇記事を概観して見ただけでも、明清を通じて把握得る鄉村及び都市の演劇風俗の根底には、共通して、村落共同体による農事祈報の祭礼演劇の伝統が流れている点を読みとることができ、ここから、鄉村より都市へという地方劇展開の基本的方向を推知することが可能である。即ち、既に宋元時代に断片的な地方諸資料にあらわれてくるところの村落土地廟をめぐる迎神賽会の演劇は明清時代の地方志風俗の条及び廟志・廟記の類では、更に広く、各地にわたって、例えば、自然神的な山神・土神・水神・八蜡神などの農事に関係の深い諸廟をめぐる広く挙行されていたことが確認できるのであり、又、自然神的諸廟と共に、郷土出身の武人・賢人を祀る郷土神・郷賢神的な諸廟でも、共同体による農事祈報の演劇が行なわれている例が少なからず認められ、

それらの中には都市周辺に位置して、かなり都市化した演劇風俗をもつものも見出される。特に明代では、城隍廟・文昌廟・関帝廟のように、本来、土地神であったものが国権の強力な保護公認の下に都市城内に進出して、郷村の演劇よりも一段スケールの大きい規模での廟会演劇を展開し始めており、更に、明代中期以後では、東嶽廟・泰山廟・薬王廟なども独自の民間信仰の影響力によって、各地の都市に進出して、これ又、城隍廟などの官廟に劣らぬ演劇盛行の風を示すに至り、それらは、広く仏寺・道観での演劇慣行の成立を促したように見受けられる。官は演劇について原則として禁止抑圧の態度をとっていたが、それでも官署附設の火神廟・馬神廟・土地祠などには戯台の附設を許すなど、演劇黙認の態度も現わしており、明末・清初に至る頃には、郷村に発した俗風としての演劇慣習は広く都市内外を完全に巻き込むに至っているのである。各地諸廟の碑記や、舞台建設記録などによって、これらの郷村から都市への地方劇展開の推移を検すると、早くは成化・弘治の頃、おそくも嘉靖・万暦のころまでには、郷村演劇の都市進出が実現されていたらしい。宋元以後、序々にその勢力を拡大していた村落共同体の祭礼演劇は明代に入って、特に都市を舞台に飛躍的な展開を達成したことがわかるのである。

次に、郷村及び都市での廟会演劇の組織や内部構造を見ると、郷村の演劇が村落共同体を中核とする地縁組織によって運営されていたのと同様に、都市諸廟の演劇組織も亦、廟附近の舗戸を中心とする地縁的結合組織を支柱としていたことが諸記録から確認できる。もとより、都市諸廟の演劇は舗戸商人のみならず、広く城内の居民を集めた上、場合によっては更に周辺の郷村をも包括する規模をもち、士大夫・客商・農民など巾広い社会層を結集していることが多い訳であるけれども、その組織の根底において、舗戸を中心とする地縁的組織が見られるところに、郷村演劇組織における地縁結合との系譜的なつながりを見ることができるよう思われる。

又、演劇組織、特にその経済的基礎の問題と関連して、地方劇展開における商業流通の影響という面についても諸資料の上から、確認・推知し得る点が少なくない。

先ず、郷村演劇における商業流通の影響は廟会に附着する定期市の商人（客商）が廟会演劇そのものを人集めの手段として利用し、且つこれを経済的に支配し始めるといふ事態を突破口として進行した。これによって、廟会演劇がその回数を増し、質的にも向上しつつ、更に商人を通じて郷村から都市へ進出して行く機会にも恵まれることになったと思われる。そして、このような商業の影響は、郷村演劇における以上に、都市諸廟の演劇において決定的であった。即ち、都市演劇の中核組織たる廟附近の舗戸自身が商人であつて、廟への演劇奉納は地縁集團の宗教的意図以外に、最初から、演劇に雲集する群衆に商品売ることを直接の目的として含んでいたし、又、ここに「市」を開く客商から徴収する土地の使用料や營業稅的な徴収金が演劇の財源として相當に重きをなしていたからである。別に城内各地で開かれる定期市において、特に牛馬の如き高価な商品に対して徴収された商稅額の一部を日頃から積み立てておいて、演劇費用に投入する例も見られ、又、土地買売の際の仲介や名義書換の手續ぎの際に、 $\wedge$ 戲規 $\vee$ と称する一定額の徴収金を胥吏を通じて集めておき、これを城内の廟会演劇の費用に投入する場合もあったようである。従つて、各県の城内、及び、市鎮などでの土地・牛馬などの買売取引の総額や、その他の商品流通の程度、定期市開催の頻度などによって、都市演劇の財政が大きく左右されたのであり、都市演劇の商業への依存度は郷村演劇以上に大きかったと言えよう。勿論、商業流通の大なる影響力が郷村及び都市の両者を根底から支配するに至るにつれて、都市の演劇風俗が郷村の廟会に流れ込み、それによって郷村における素朴な演劇風俗の伝統がかなりの程度において破壊せられ、変貌せしめられるという事態をも伴つたのであつたが、とにかく、この商業の媒介力によって、郷村と都市

とが一つの共通な演劇圏を形成するに至ったことは疑いないところである。

そして、このような商業流通と地方演劇との深い内部的連関は華北の地方劇資料全般について、例えば、その地域的分布が華北の商業地域とどのように重なっているかという点を検討することによっても、或る程度、確かめ得るように思われる。即ち、地方志などに見える舞台記録・演劇記事などの地域的な集中度を調べて「演劇分布図」の如きものを作って見ると、山西省の南部、陝西省の中部、河北省の北部の三地域を併せた地帯を中心として、それよりやや東寄りの河北の南部、山東の西部に及ぶ地方に演劇盛行の地点が集中的に分布していることが判明する。しかも、この地域は、宋代以後、元代を経て、明清に至るまで、河東鹽（解鹽）の行鹽区を中心として商業流通の盛んな地域であり、江南をはじめ、各地からの遍歴商人が雲集する「遠隔地商業圏」であったから、明清・華北の地方劇の分布がこれと一致を示すことは地方劇そのものが商業によって発達を促され、拡大されてきたという推測を裏づけるものがあるように思うのである。特に、山西省南部には演劇記録が異常に集中しており、この地域こそ、共同体的祭礼の伝統の根強さと、商業流通の隆盛という地方劇成立の二条件が最も高い密度で交又する地域であったと推定する。

おそらく、明清・華北の地方劇はこの山西省を中心として、商業流通のルートに乗りながら、東方に拡大して行ったものと思われるが、尚、この推定を助けるものに、山西省における明代を通じての、樂戸集中という事実を指摘することができる。即ち、明朝初期の王府政策は山西・河南・陝西方面に多くの王府群を設定したのであったが、それには、それぞれ二十七戸づつの樂戸が分与され、それが明初におけるこの方面での地方劇発達に相当な条件を与えたと思われるのである。明中期以後も、特に色々な事情から、山西・河南の王府が卓抜した繁栄を示し、従って、樂戸

もまた、この地域に集中して、清初に及んだことが諸記録によって確認できるのであり、演劇技術の伝承という面において、山西方面が特に有利な地位にあったものと認められるのである。

以上、要するに、本稿は共同体的なものと、商業的なものという二つの下部構造的な条件を軸として、これに俳優層の形成という、やや上部構造的な条件を附加し、総合的に地方劇史の展開を理解せんとしたものである。縷述のしほり出したものは、結局、「山西省地方劇の華北地方劇史に占める地位をどのように評価すべきか」という点に帰する。この点は、おそらく、清代における「山西梆子」の起原に深く関係する問題であると共に、又、よりさかのぼって、元人雜劇（北劇）の展開起点を定める上にも、重要な手掛りを与え得る問題であると思われるが、それらの一貫した史的理解に達するためには、少くとも、金元時代におけるこの地方の経済史的・演劇史的状况を問題にする必要があり、それらは、より困難を伴うものと予想されるところの金元資料の探索と共に、他日を期さなければならぬ。

以上

（一九六六年・十二月）